

平成25年3月29日  
山口県報号外第17号  
監査公表第5号別冊

平成24年度  
包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人

天 羽 満 則

## 目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査対象期間	1
3 特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
4 監査対象	3
(1) 監査対象機関の選定基準	3
(2) 監査対象機関	3
5 外部監査の実施者	4
6 外部監査の方法	4
(1) 監査要点	4
(2) 実施した主な監査手続	6
7 外部監査の実施期間	7
8 利害関係	7
第2 農林水産部の事業の概要	8
1 山口県の農林水産業の現状	8
(1) 農業	8
(2) 集落営農の概要（集落営農実態調査結果）	11
(3) 林業	12
(4) 水産業	13
2 「住み良さ日本一の元気県づくり」を加速化するための取組み	15
(1) 「住み良さ日本一の元気県づくり」の概要	15
(2) 農林水産部における取組み	15
(3) 農林水産部の事業関係の「住み良さ・元気指標」の一覧	18
3 農林水産部の組織図・事務分掌とその人員	20
(1) 組織図（平成24年4月1日現在）	20
(2) 事務分掌（平成24年4月1日現在）	20

(3) 農林水産部の人員（平成24年4月1日現在）	25
第3 外部監査の結果（総括事項）	26
1 全般的意見	26
2 外部監査を実施した事業名と指摘事項・意見の記載の有無	26
3 指摘事項及び意見の概要	32
(1) 負担金補助及び交付金	32
(2) 委託料	34
(3) 貸付金その他	34
第4 個別監査結果	36
1 農林水産部 農林水産政策課	36
(1) 鳥獣捕獲緊急対策事業	36
(2) 鳥獣被害防止対策支援事業	39
(3) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業	41
(4) 下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金	51
2 農林水産部 流通企画室	54
(1) やまぐちの農水産物需要拡大対策事業	54
(2) 学校給食県産食材利用加速化事業	55
(3) せとうちの「おさかな」消費拡大事業	56
(4) 下関漁港振興対策融資事業	57
(5) やまぐちの農水産物需要拡大協議会	59
3 農林水産部 農業経営課	61
(1) 中山間地域等直接支払交付金事業	61
(2) 担い手総合支援資金制度対策事業	63
(3) ニューファーマー総合支援対策事業	66
(4) 企業と協働した地域農業活性化事業	70
(5) 農業委員会費（農業会議事業活動費を含む）	72
(6) 農地保有合理化事業費補助	73
4 農林水産部 農業振興課	75
(1) やまぐち集落営農生産拡大事業	75
(2) 水田農業等指導推進体制強化事業	77
(3) 循環型農業加速化支援事業	79
(4) やまぐち花き産地強化対策事業	82

(5) おいでませ！やまぐち花いっぱい事業	8 4
(6) やまぐちフラワーランド管理運営事業	8 5
(7) 安心・安全農作物づくりサポート事業	8 8
5 農林水産部 農村整備課	9 1
(1) 土地改良事業指導運営費	9 1
(2) 土地改良負担金総合償還対策事業費	9 3
(3) 危険ため池等ハザードマップ緊急整備支援事業	9 5
6 農林水産部 畜産振興課	9 8
(1) 山口黒かしわ地どり生産拡大事業	9 8
(2) 山口の牛づくり推進事業	9 9
(3) 預託牛育成事業	1 0 1
7 農林水産部 森林企画課	1 0 3
(1) 森林地籍情報等デジタル化事業	1 0 3
(2) 森林組合林産事業貸付金	1 0 6
(3) 椎茸生産対策事業貸付金	1 0 7
(4) 森林整備活性化資金利子助成金	1 0 8
(5) 森林づくり担い手支援総合対策事業	1 1 0
(6) 森林整備地域活動支援交付金事業	1 2 7
(7) 大径竹材生産林整備事業	1 2 8
(8) 県産木材利用促進総合対策事業	1 3 1
(9) 木材利用加速化事業（森林整備加速化・林業再生基金事業）	1 3 4
(10) 木材産業等高度化推進資金	1 3 7
(11) 財団法人やまぐち農林振興公社運営費貸付金	1 3 8
8 農林水産部 全国植樹祭推進室	1 4 1
(1) 全国植樹祭推進事業	1 4 1
9 農林水産部 森林整備課	1 4 3
(1) 松くい虫防除事業	1 4 3
(2) 育苗事業振興対策貸付金	1 4 5
(3) 公益森林整備事業	1 4 6
(4) 竹繁茂防止緊急対策事業	1 4 8
(5) 森林整備加速化事業	1 5 0
(6) 豊かな森林づくり推進事業	1 5 4
1 0 農林水産部 水産振興課	1 5 6

(1) 沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業	1 5 6
(2) 水産振興資金対策事業	1 5 7
(3) アサリ増殖推進事業	1 6 2
(4) キジハタ種苗生産推進事業	1 6 3
(5) 重要資源回復計画推進総合対策事業	1 6 4
(6) カイガラアマノリ養殖実用化試験事業	1 6 7
(7) 水産動植物種苗生産業務等委託事業	1 6 8
(8) 藻場・干潟保全活動支援事業	1 7 1
(9) 内水面漁業活性化対策事業	1 7 2
(10) 漁業経営体育成推進事業	1 7 5
(11) ニューフィッシャー確保育成推進事業	1 7 6
(12) 離島漁業再生支援交付金事業	1 7 8
1 1 農林水産部 漁港漁場整備課	1 8 0
(1) 竹材魚礁等設置事業	1 8 0

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）監査テーマ

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

#### （2）監査対象期間

原則として平成23年度とし、必要と認めた場合、平成24年度及び平成22年度以前の過年度分についても監査対象とした。

### 3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

国が策定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を受け、山口県は、集落営農を基本とする経営体の育成や経営体を核とする産地づくり、共同経営化の推進による収益性の高い漁業経営への転換など、農林水産業を支える担い手の育成や需要に応える生産の拡大に取り組んできている。

平成24年度当初予算での農林水産業費は38,249百万円（県の当初予算額の5.5%）であり、引き続き集落営農の法人化促進や、学校給食や販売協力店等で確実な需要が見込まれる麦・たまねぎ等の生産拡大、農業経営の複合化、漁業経営の共同化・法人化による所得確保対策などに取り組むとともに、高齢化が進む中、法人等が経営を持続していくための新たな担い手の確保・育成対策の強化を図っている。

併せて、生産者と消費者の結びつき強化による販路拡大や学校給食での県産食材の利用拡大を一層進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による豊かな森づくりの推進や、東日本大震災も踏まえた防災対策の強化など、農山漁村の有する多面的機能の維持・強化に取り組むとともに、女性・高齢者等による起業や交流等、地域の創意工夫に基づく活動等の支援を行うこととしている。

このような状況をうけ、農林水産振興事業に関する補助金・負担金及び交付金の需要は高まってきているが、一方、山口県の財政を取り巻く環境は、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費などの増大が予想され厳しいも

のがある。

それゆえ、農林水産振興事業の優先順位やその有効性・必要性を検証し、見直しを行うことは意義のあるものと考ええる。

そこで、農林水産振興事業や担当機関の財務事務が法令・規則等の定めに従って行われているか、また、経済性、効率性、有効性をもって実施されているかなどを監査する必要があると判断し、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

農林水産部予算(一般会計)

(単位:千円, %)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度	
	当初予算	構成比	当初予算	構成比
農林水産部予算総額	39,566,245	5.7	39,465,264	5.3
農林水産業費	38,249,876	5.5	37,907,029	5.1
農業費	11,050,519	1.6	10,906,396	1.5
畜産業費	598,621	0.1	584,431	0.1
農地費	10,492,395	1.5	9,661,376	1.3
林業費	10,071,717	1.4	10,255,643	1.4
水産業費	6,036,624	0.9	6,499,183	0.9
災害復旧費	1,316,369	0.2	1,558,235	0.2
農林水産施設災害復旧費	1,316,369	0.2	1,558,235	0.2
一 般 会 計	695,220,036	100.0	746,403,083	100.0

農林水産部予算(特別会計)

(単位:千円, %)

区 分	平成 2 4 年度		平成 2 3 年度		当初比 A/B
	貸付枠	予算額 (A)	貸付枠	予算額 (B)	
就農支援資金	120,000	166,589	120,000	153,257	108.7
林業木材産業改善資金	123,636	124,274	124,095	124,776	99.6
沿岸漁業改善資金	100,000	101,186	100,000	101,218	100.0

(単位:千円、%)

区 分	平成 24 年度予算額	平成 23 年度予算額	当初比
下関漁港地方卸売市場	562, 210	717, 535	78. 4

#### 4 監査対象

##### (1) 監査対象機関の選定基準

山口県農林水産部が平成23年度に実施した重点施策事業について、農林水産部関係各課にヒアリングをし、資料提供を求めるとともに、具体的事例として監査する事業等については、その事業を所管する担当課から資料の提出を求めるなどして、監査対象機関及び事業の選定を行った。

具体的には、平成23年度に支出した「負担金補助及び交付金」、「委託料」、「貸付金」等に係る事業費が1千万円以上のものについて資料の提出を求めた。

これらの事業のうち、

- ・食料自給率向上に向けた取組みの強化
- ・農林水産業を支える担い手の育成
- ・需要に応える生産の拡大
- ・食を支える県産農水産物の需要拡大
- ・地球温暖化対策に資する森林整備の推進
- ・安心とうるおいのある農山漁村づくり

の主な取組事業の中から、監査対象機関及び事業の選定を行った。

##### (2) 監査対象機関

###### ア 本庁

監 査 対 象 機 関	本報告に記載した略称
山口県農林水産部 農林水産政策課	農林水産政策課
山口県農林水産部 流通企画室	流通企画室
山口県農林水産部 農業経営課	農業経営課
山口県農林水産部 農業振興課	農業振興課
山口県農林水産部 農村整備課	農村整備課



山口県農林水産部	畜産振興課	畜産振興課
山口県農林水産部	森林企画課	森林企画課
山口県農林水産部	全国植樹祭推進室	全国植樹祭推進室
山口県農林水産部	森林整備課	森林整備課
山口県農林水産部	水産振興課	水産振興課
山口県農林水産部	漁港漁場整備課	漁港漁場整備課

イ 出先機関

監 査 対 象 機 関	本報告に記載した略称
山口県岩国農林事務所	岩国農林事務所
山口県周南農林事務所	周南農林事務所
山口県山口農林事務所	山口農林事務所
山口県美祢農林事務所	美祢農林事務所
山口県下関農林事務所	下関農林事務所
山口県萩農林事務所	萩農林事務所

5 外部監査の実施者

外部監査人	天羽 満則	(公認会計士)
補助者	水谷 芳昭	( 同 )
	同 田中 博之	( 同 )
	同 古林 照己	( 同 )
	同 森永 晃仁	( 同 )
	同 品川 充洋	( 同 )
	同 寺田 寛	(行政経験者)

6 外部監査の方法

(1) 監査要点

ア 負担金補助及び交付金

合規性の観点から、補助対象の公益性、補助金の申請、決定、交付の手續、補助金の算定、交付時期、実績報告、精算等が要綱等に準拠しているかを監査要点として、関係書類の閲覧、担当者への質問等により監査を実施した。

経済性、効率性の観点からは、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているか等を監査要点として、実績報告書の閲覧、担当者への質問等により監査を実施した。

また、補助事業の効果測定及びそのフィードバックの妥当性を監査要点として、担当者への質問等により監査を実施した。

#### イ 委託料

契約事務は支出の原因となるものであり、近年の財政危機の中で、より経済的な契約が実施されているか等について、下記事項を監査要点として監査を実施した。

- (ア) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正に行われているか。
- (イ) 委託理由に合理性はあるか。
- (ウ) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- (エ) 委託料の算定方法は適正であるか。
- (オ) 委託契約は適法であり、その支払は正確か。
- (カ) 委託料は業務の内容に対し適正な水準か、また委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- (キ) 当該委託契約は予定した行政目標達成に貢献しているか。
- (ク) 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

#### ウ 貸付金

預託制度が多い理由として

- ・貸付業務に直接携わる専門知識が乏しいこと
- ・煩雑であり、労力を要すること

などが挙げられる。地方公共団体が直接融資を行うものについては、融資に関する専門的能力を有しているとは限らないことから、内部統制上、必然的にリスクが高くなる。

このことから、下記事項を監査要点として監査を実施した。

- (ア) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (イ) 制度融資以外の融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (ウ) 債権管理は規則に準拠しているか、またその管理手続は効率的になされているか。

(2) 実施した主な監査手続

4 (1) の監査対象機関の選定基準で抽出した事業について、下記の手続きにより監査を実施した。

ア 負担金補助及び交付金

- (ア) 補助要綱・要領等を入手し、交付目的、対象事業等の確認
- (イ) 要綱等で定める事業及び組織が補助対象になっているかの確認
- (ウ) 交付申請書等の閲覧による、申請書の内容、審査及びヒアリングの状況調査
- (エ) 必要な書類は全て徴求され、定められた審査・確認が行われているかの確認
- (オ) 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、また補助金が定められた算定方法によって計算されているかの確認
- (カ) 補助事業の実施時期に対応した交付となっているかの確認
- (キ) 補助金実績報告書による使用状況の適正性の確認
- (ク) 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体に対する指導・監督方法等の確認
- (ケ) 補助事業の効果測定方法及び分析並びに評価方法の確認
- (コ) 補助金の評価結果に対する今後の対応方法の確認

イ 委託料

- (ア) 契約方法の選定は適法かつ妥当であるかの確認
- (イ) 契約の方法で、指名競争入札、随意契約等は財務規則及びガイドラインに基づいたものであるかの確認
- (ウ) 公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠しているかの確認
- (エ) 安易に随意契約を選定している傾向がないかの確認
- (オ) 一つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性についての確認
- (カ) 入札方式に変更し、委託料圧縮を図れる随意契約はないかの確認
- (キ) 委託理由の合理性の確認
- (ク) 予算執行計画書、執行何書を閲覧し、月次での予算執行計画の確認
- (ケ) 委託契約の支払条件の妥当性の確認
- (コ) 委託料の算定基準、積算資料等の整備状況及びその運用が適切に

行われているかの確認

- (サ) 全ての委託契約について委託契約が締結されているか、相手に関連団体のため契約手続が省略されていないかの確認
- (シ) 委託料は契約どおりに支払われているかの確認
- (ス) 委託業務の履行確認の後、支払が行われているかの確認

ウ 貸付金

- (ア) 貸付事務は、法令等に従い適正に処理されているかの確認
- (イ) 貸付審査は適正に行われているかの確認
- (ウ) 貸付に関する証憑の整理保管状況の適正性の確認
- (エ) 借り換えの繰返しとなっていないかの確認
- (オ) 貸付金の回収規程の整備状況の確認
- (カ) 貸付金の台帳管理の適正性の確認
- (キ) 延滞先の状況把握は適切になされているかの確認
- (ク) 回収規程に従った事務処理がなされているかの確認

その上で監査要点を踏まえ、個別事業に関する事務処理の状況と問題点等の把握を行い、その結果をまとめた。

## 7 外部監査の実施期間

平成24年7月27日から平成25年2月8日まで

## 8 利害関係

私は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 農林水産部の事業の概要

### 1 山口県の農林水産業の現状

当県の農林水産業の概要は次のとおりである。(中国四国農政局公表の「やまぐち農政情報」による。)

#### (1) 農業

##### ア 農家数及び農業就業人口（農林業センサス）

平成22年2月1日現在の総農家数は4万3,171戸で、5年前に比べ、13.7%減少し、依然として減少傾向が続いている。

販売農家は2万6,207戸で、総農家に占める割合は60.7%である。販売農家のうち、主業農家（農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家）の割合は、10.1%で、全国の22.1%に比べ大きく下回っている。一方、副業的農家（65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家）は、69.5%（全国54.1%）を占めている。

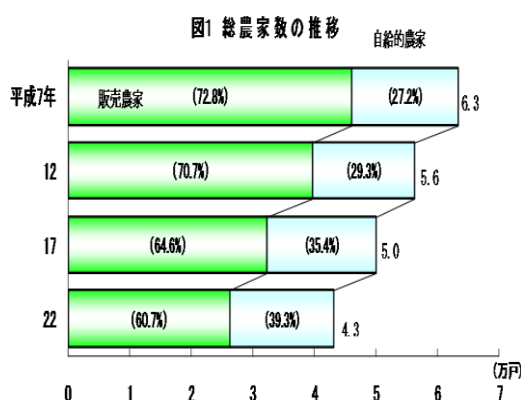


表1 主・副業別農家数（販売農家数）

(単位: 戸)

	平成22年	構成比 (%)
販売農家	26,207	100.0
主業農家	2,639	10.1
準主業農家	5,358	20.4
副業的農家	18,210	69.5

販売農家の農業就業人口も減少を続け、平成22年2月1日現在では、3万5,201人で5年前に比べ25.8%減少している。農業就業人口の平均年齢は70.3歳で、5年前に比べ3.2歳高齢化が進み、全国（65.8歳）で2番目に高くなっている。

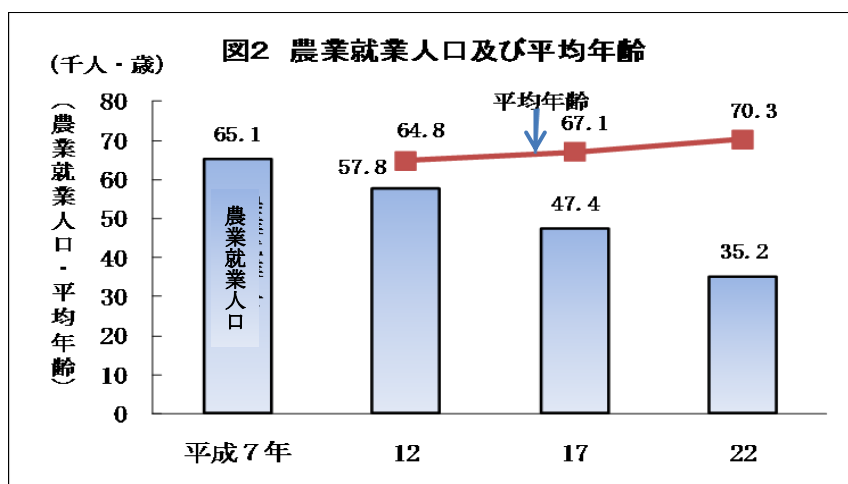
##### イ 耕地面積（作物統計調査）

山口県の平成22年7月15日現在の耕地面積（田畑計）は、5万200haで前年に比べて約400ha減少した。

田畑別の耕地面積は、田が4万600haで前年に比べて約300ha減少し、畑が9,560haで前年に比べて約100ha減少した。

また、平成元年からの推移をみると、平成元年の6万3,000haから耕作放棄や宅地化等により年々減少しているが、近年は緩やかな

減少傾向となっている。



#### ウ 農産物の作付（栽培）面積（作物統計調査）

山口県の平成21年における農作物作付（栽培）延べ面積は、3万9,000haで前年に比べて300ha（0.8%）減少した。

耕地利用率は（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は、77.1%で前年に比べ0.4ポイント低下し、全国（全国平均92.1%）で2番目に低い状況となっている。

農作物区分別の作付（栽培）状況を見ると、稲（子実）2万3,800ha（61.0%）、野菜5,460ha（14.0%）、果樹3,400ha（8.7%）で、稲作の割合が高いのが山口県の特徴となっている。

また、麦類は963ha（2.5%）、大豆は843ha（2.2%）となっている。

主な野菜の作付面積は、だいこん431ha、キャベツ336ha、はくさい245ha、ほうれんそう245ha、れんこん239ha、たまねぎ230haとなっている。

主な果樹の栽培面積は、みかん987ha、くり852ha、その他柑橘類483ha、うめ297ha、かき261ha、日本なし216haとなっている。

#### エ 水稻の収穫量（作物統計調査）

平成22年産水稻（子実用）の作付面積は2万3,900haで前年に比べ100ha増加し、収穫量は前年に比べ2,400t減の11万6,400t（全国収穫量の1.4%）であった。作柄は、10a当

たり収量が487kgで、作況指数は97となった。5月中・下旬の低温、日照不足、6月下旬～7月中旬にかけての日照不足の影響で分けつが抑制され、穂数が少なく籾数もやや少なくなった。登熟期間中は、記録的な高温が続き特に夜温も高温で推移したが日照時間が多かったため、登熟（籾の実入りや粒の肥大）は平年並みとなった。

被害は、5月中・下旬の低温、日照不足、6月下旬～7月中旬にかけての日照不足により初期生育・分けつの抑制が発生したほか、7月10日から15日にかけての大雨により、県西部地帯を中心に冠水、土砂流入等が発生した。病害、虫害は少なかったが、イノシシによる被害が中山間地域を中心に平年をやや上回って発生した。

#### オ 米生産費（農業経営統計調査、農産物生産費統計）

平成21年産米の販売農家の10a当たり全算入生産費は16万5,638円で、全国（14万3,434円）に比べ、15%高くなっている。

費用の内訳の構成比をみると、労働費が39.4%（全国30.8%）、農機具費が23.5%（同21.9%）、賃借料及び料金が9.2%（同9.6%）、肥料費が6.2%（同8.5%）となっており、全国に比べ労働費、農機具費の割合が高くなっている。これは、作付規模の零細性に加え、兼業化、就農者の高齢化等から農機具費の増大などが大きく影響しているためである。

#### カ 農業産出額（生産農業所得統計より）

平成21年の農業産出額は666億円で、部門別にみると、耕種部門が485億円（72.8%）、畜産部門が181億円（27.2%）である。

部門別では、米280億円（42.0%）、野菜120億円（18.0%）、果実34億円（5.1%）、鶏107億円（16.1%）、肉用牛36億円（5.4%）となっている。

全国に比べ米の割合が高い（全国22.3%）ことが、山口県の特徴といえる。

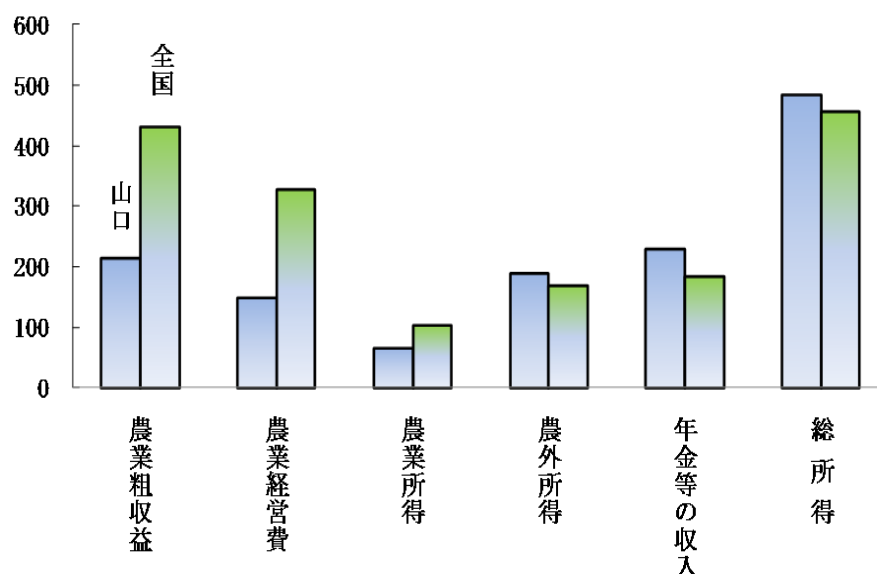
また、平成元年からの推移をみると、平成6年の1,164億円がピークで、その後は減少傾向にある。主な要因としては、米の収穫量の減少と価格が低下していることがあげられる。

#### キ 農業経営（農業経営統計より）

平成21年の販売農家1戸当たり農業所得は66万円で、全国（104万2千円）の63.3%と低水準となっている。

また、兼業による所得や年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は484万1千円で、全国（456万6千円）を上回っている。

年金等の収入は228万2千円で、全国183万3千円を大きく上回っており山口県農家の高齢化を裏付ける要因の一つとなっている。



## (2) 集落営農の概要（集落営農実態調査結果）

### ア 集落営農数

平成23年の集落営農数（平成23年2月1日現在）は306で、前回調査（平成22年2月1日現在）に比べ7（2.3%）増加した。集落営農を組織形態別にみると、法人が108で全体の35.3%を占め、全国、中国地方に比べ法人化が進んでいる。

一方、非法人は198で全体の64.7%を占めている。

表2 組織形態別集落営農数（平成23年）（単位：集落営農）

区分	計	法人				非法人
		計	農事組合法人	会社		
				株式会社	合名・合資・ 合同会社	
山口	306	108	105	2	1	198
構成比 (%)	100.0	35.3	34.3	0.7	0.3	64.7



全国	14,643	2,332	1,973	347	10	12,311
構成比 (%)	100.0	15.9	13.5	2.4	0.1	84.1
中国	1,840	483	455	25	3	1,357
構成比 (%)	100.0	26.3	24.7	1.4	0.2	73.8

#### イ 構成農家数規模

構成する農家戸数規模別に集落営農をみると、10～19戸で構成される集落営農が最も多く、全体の37.9%、次いで、20～29戸が21.6%となっており、29戸以下で構成されている集落営農が70%を占めている。

全国の29戸以下で構成される集落営農の割合は、60.2%で、山口県は小数の農家で構成される集落営農が多くなっている。

#### ウ 現況集積面積規模別集落営農数

現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）を規模別にみると10～20haが98で最も多く32.0%を占めており、次いで、20～30haが64で20.9%、5～10haが59で19.3%となっている。

#### エ 集落営農の活動内容（複数回答）

活動内容は「機械の共同所有・共同利用を行う」が273で最も多く89.2%の集落営農で行われており、次いで「防除・収穫等の農作業受委託を行う」が239集落で78.1%、「水稻・陸稲を生産販売」が205で67.0%、「作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行う」が190で62.1%の集落営農で行われている。

山口県は全国に比べ、「防除・収穫等の農作業受委託を行う」が28.3ポイント、「機械の共同所有・共同利用を行う」が11.5ポイント、「水稻・陸稲を生産販売」が9.7ポイント高くなっている。

### (3) 林業

#### ア 林野面積（農林業センサス）

山口県の林野面積は43万9,795ha(平成22年2月1日現在)で、総土地面積の71.9%を占めている。

林野面積の所有形態別では、国有1万1,418ha(構成比2.6%)、独立行政法人等1万1,393ha(同2.6%)、公有7万940ha(同16.1%)、私有34万6,044ha(同78.7%)で、林野

面積の約8割が私有林である。

イ 素材生産量（木材統計調査）

平成22年山口県の素材生産量は16万7,000m<sup>3</sup>で内訳は、すぎが7万3,000m<sup>3</sup>（43.7%）、ひのき3万2,000m<sup>3</sup>（19.2%）で、あかまつ・くろまつが9,000m<sup>3</sup>（5.4%）広葉樹は5万3,000m<sup>3</sup>（31.7%）となっている。

用途別にみると、製材用に9万9,000m<sup>3</sup>（59.3%）、木材チップ用に5万7,000m<sup>3</sup>（34.1%）が使用されている。

ウ 林業産出額（生産林業所得統計調査）

平成21年山口県の林業産出額は20億4千万円で、木材生産が15億7千万円（77.0%）、栽培きのご類生産が4億3千万円（21.1%）で2つの部門で、98.1%を占めている。

（4）水産業

ア 概況

山口県の海面漁業・養殖事業は、海況条件の相違から、魚種や漁業種類の異なる日本海側と瀬戸内海側に分かれており、平成22年の生産量（概数）は4万6,851tでその約7割は、大規模経営の多い日本海側が占めている。

日本海側は、沖合底びき網、まき網、敷網等の漁業での漁獲ウェイトが高く、日本海沿岸を漁場とする中・小型まき網や敷網漁業、はえ縄漁業、いか釣、定置網漁業等が主体となっている。

一方、瀬戸内海側は比較的規模が零細で、底物類を対象とした小型底びき網漁業や船びき網漁業、のり養殖を主体とした海面養殖業が盛んである。

イ 漁業経営体数及び漁業就業者数（漁業センサス）

平成20年の漁業経営体数は4,553経営体で、5年前に比べ923経営体（16.9%）減少している。

海区別には、日本海側の東シナ海区が2,297経営体（50.5%）、瀬戸内海区が2,256経営体（49.5%）となっている。

漁業就業人口は6,723人で、このうち男の60歳以上が54%と過半を占めている。

ウ 漁業構造と生産量・生産額（海面漁業生産統計調査、漁業生産額取りまとめ）

平成22年の海面漁業・養殖業の総生産量（概数、以下同じ）は、4万6,851tで前年に比べ325t（0.7%）減少した。

このうち、海面漁業は4万2,844tで前年に比べ809t（1.9%）減少した一方、海面養殖業は4,007tで483t（13.7%）増加した。

主な漁業種類別漁獲量は、沖合底びき網が6,230t、小型底びき網が5,208t、その他の網漁業が5,151t、中・小型まき網が4,748t、船びき網が4,628tとなっている。

また、海面養殖業のうちり養殖業は3,190tで8割を占めている。平成21年の漁業生産額は214億2,800万円で、前年に比べ31億1,300万円（12.7%）減少している。

エ 水産加工（水産物流通調査）

山口県では、水産物加工業が盛んで、平成21年の水産加工品生産量は、かまぼこ類が2万9,680tで全国第4位の生産量を誇っている。そのほか、調味加工品を含むその他の食用加工品が1万5t、冷凍食品が5,387t、塩干品が5,278t、焼き味付けのりが3,125万枚などとなっている。

## 2 「住みよさ日本一の元気県づくり」を加速化するための取組み

### (1) 「住みよさ日本一の元気県づくり」の概要

山口県は、教育、観光、工業、水産、環境など幅広い分野で多彩な顔を有し、住み良さや活力につながる多くの資源や特性を持っている。

この山口県の最大の特長である多様性を発揮し、高いレベルの分野はさらに伸ばすとともに不十分な分野を補うことにより、生活のあらゆる面で全体としてバランスの取れた「住み良さ」と「元気」を創造し、県民誰もが住み良さを実感でき、活力に満ちた「住み良さ日本一の元気県」の実現を目標としている。

県は、この目標の実現のため、平成21年3月に「やまぐち未来デザイン21」第六次実行計画「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)を策定し、取組みを加速化している。

この「加速化プラン」の策定を受け、施策別計画である「やまぐち食と緑のプラン21」及び「水産山口チャレンジ計画」の計画期間も平成24年まで2年間延長するとともに、目標達成に向けた実践的な計画である「やまぐち食と緑・水産チャレンジ計画」を策定して、取組みを行っている。

### (2) 農林水産部における取組み

農林水産部では、この「加速化プラン」を踏まえ、食料自給率向上に向けた県民運動の展開をはじめ、6つの施策体系を設定し、13の推進戦略を定めるとともに、82の数値目標を決めて取組みを行っている。

特に、重点課題として取組む20課題については、重点取組みとして平成24年度までの道筋を明確に示して、取組みを進めている。

農林水産部の行っている6つの施策体系、13の推進戦略及び20の重点取組みは次のとおりである。

#### ア 食料自給率向上に向けた取組みの強化

##### (ア) 食料自給率向上に向けた県民運動の展開

- ・食料自給率向上に向けた取組推進(重点取組み)

#### イ 農林水産業を支える担い手の育成

##### (ア) 力強い経営体の育成

- ・農業経営体の加速的育成(重点取組み)
- ・林業の担い手の育成(重点取組み)

- ・儲かる漁業に向けた担い手の育成（重点取組み）

- （イ）多様な担い手の育成

- ・農林水産業への幅広い新規参入支援（重点取組み）

ウ 需要に応える生産の拡大

- （ア）食料を安定的に供給する生産力の強化

- ・水田を最大限活用した需要と結びつく米・麦・大豆の産地づくり（重点取組み）

- ・需要拡大に呼応した力強い園芸産地の育成（重点取組み）

- ・やまぐち和牛の里づくり・増頭推進（重点取組み）

- ・沿岸漁場の生産性向上と基幹産業の生産力強化（重点取組み）

- ・内水面漁業の振興（重点取組み）

- （イ）安心・安全な農水産物の供給

- ・安心・安全を届ける生産・流通体制の強化（重点取組み）

- （ウ）生産を支える知的財産の活用・生産条件等の整備

- ・県産オリジナル品種・技術を活かした独自性の発揮（重点取組み）

- ・鳥獣被害防止対策の推進（重点取組み）

エ 食を支える県産農水産物の需要拡大

- （ア）地産・地消の推進等による県産農水産物等の需要拡大

- ・生産、流通・加工、消費が協働した県産農水産物等の需要拡大（重点取組み）

- （イ）学校給食における地産・地消

- ・学校給食における県産農水産物等の利用拡大と食育の推進（重点取組み）

- （ウ）県産農水産物等の輸出の促進

- ・輸出の促進による販路の開拓・拡大（重点取組み）

オ 地球温暖化対策に資する森林整備の推進

- （ア）地球温暖化対策に資する森林整備の推進

- ・県民参加による森林づくりの推進（重点取組み）

カ 安心とうるおいのある農山漁村づくり

- （ア）農山漁村基盤の整備・多面的機能の発揮

- ・多面的機能発揮に向けた生産基盤・農村環境の保全促進（重点取組み）

- （イ）災害の防止

- ・危険ため池解消に向けた整備の推進（重点取組み）
- （ウ）地域資源を活かした地域活動・起業活動等の推進
- ・地域力を発揮する多様な取組みの推進（重点取組み）

(3) 農林水産部の事業関係の「住み良さ・元気指標」の一覧

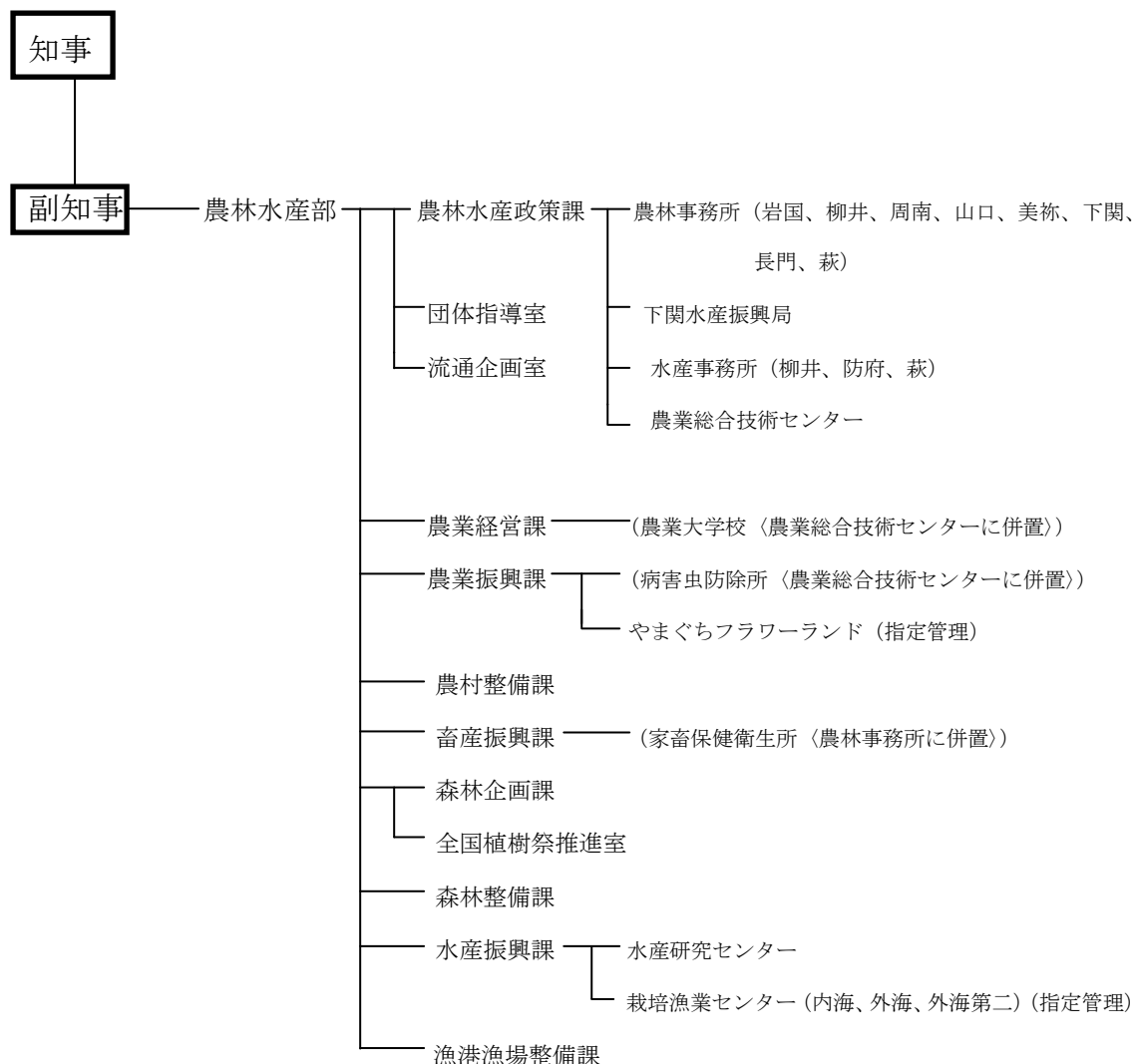
住み良さ・元気指標	全国比較	基準値 (加速化プラン策定時)		現状値				H24年度 目標値
						全国順位	全国平均	
<b>地域や食の安全対策強化プロジェクト</b> ・エコファーマーの認定者数（認定割合） ・食品の検査件数（人口10万人当たり）	○	2,150人 (68.2%)	H19年度	2,320人 (73.6%)	H21年度			2,550人 (81%)
		276件	H19.10	279件	H20年度	2位	126件	294件
<b>災害に強い基盤づくり推進プロジェクト</b> ・ハザードマップの作成数 洪水 高潮 ・整備を要する危険ため池数			H19年度					
		35河川		60河川	H22.4			60河川
	12地区		19地区	H22.4			24地区	
	209箇所	H19.4	145箇所	H22.4			140箇所以下	
<b>中山間地域振興対策強化プロジェクト</b> ・「地域の夢プラン」作成 ・農山漁村交流体験人口 ・中山間地域等直接支払制度の交付面積（体制整備分） ・森林バイオマスエネルギー利用量（間伐材重量）		6件	H19年度	19件	H21年度			40件以上
		218万人	H19年	222万人	H20年			280万人以上
		10,078ha	H19年度	10,134ha	H21年度			H22年～：1万 ha以上を維持
		4,071トﾝ	H19年度	5,004トﾝ	H20年度			15,000トﾝ以上
<b>ふるさと農林水産業育成プロジェクト</b>								

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内食料自給率（生産額ベース）</li> <li>・ 認定農業者数</li> <li>・ 認定農業者の認定割合</li> <li>・ 特定農業法人数</li> <li>・ 認定農業者等が担う水田耕作面積の割合</li> <li>・ 新規農林漁業就業者数（年間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>54%</li> <li>1,469 経営体</li> <li>46.6%</li> <li>52 法人</li> <li>20%</li> <li>132 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H17 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>53%</li> <li>1,576 経営体</li> <li>49.5%</li> <li>88 法人</li> <li>22%</li> <li>164 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H18 年度</li> <li>H21 年度</li> <li>H22.1</li> <li>H21 年度</li> <li>H20 年度</li> <li>H20 年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35 位</li> <li>—</li> <li>28 位</li> <li>4 位</li> <li></li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>68%</li> <li>—</li> <li>57.3%</li> <li>17 法人</li> <li></li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>70%以上</li> <li>1,760 経営体以上</li> <li>56%以上</li> <li>200 法人</li> <li>60%以上</li> <li>160 人以上</li> </ul>
<p><b>地球温暖化対策推進プロジェクト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの排出削減（基準年 1990 年：4,393 万トン）</li> <li>・ 環境学習参加者数</li> <li>・ 希少野生動植物種保護支援員登録者数（累計）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>+9.3%</li> <li>4,800 万トン-CO2</li> <li>52,680 人</li> <li>328 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H18 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>+10.4%</li> <li>4,849 万トン-CO2</li> <li>54,996 人</li> <li>506 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H19 年度</li> <li>H21 年度</li> <li>H21 年度</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>H22 年度までに△2%（4,305 万トン-CO2）体制を作る。</li> <li>55,000 人</li> <li>700 人</li> </ul>
<p><b>地産・地消推進プログラム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売協力店の設置数</li> <li>・ やまぐち食彩店の設置数</li> <li>・ 米飯給食を実施している学校の割合（週3回以上）</li> <li>・ 学校給食における地場産物の使用割合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>72 店舗</li> <li>163 店舗</li> <li>80%</li> <li>39%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H19 年度</li> <li>H19 年度</li> <li>H20.5 年</li> <li>H19 年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>94 店舗</li> <li>207 店舗</li> <li>82%</li> <li>49%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H21 年度</li> <li>H21 年度</li> <li>H21.5</li> <li>H21 年度</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>100 店舗以上</li> <li>200 店舗以上</li> <li>100%</li> <li>50%以上</li> </ul>



### 3 農林水産部の組織図・事務分掌とその人員

#### (1) 組織図 (平成24年4月1日現在)



#### (2) 事務分掌 (平成24年4月1日現在)

課・室・所	分掌業務
農林水産政策課	一 農林水産業及び農山漁村の振興に係る施策の総合企画及び調整に関すること。 二 農山漁村女性及び村興しに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 三 農林事務所に關すること。 四 水産振興局及び水産事務所に關すること。

	五 農林総合技術センターに関すること。
団体指導室	農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の指導及び監督に関すること。
流通企画室	一 農産物、畜産物及び水産物の加工及び流通に関すること。 二 家畜の流通に関すること。 三 卸売市場及び家畜市場に関すること。 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の施行に関すること。
農業経営課	一 農業金融の総括に関すること。 二 農業振興地域の整備に関すること。 三 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の施行に関すること。 四 農地に係る訴訟及び調停に関すること。 五 農業会議及び農業委員会に関すること。 六 国有農地等に関すること。 七 経営構造対策事業の総括及び連絡調整に関すること。 八 中山間地域等直接支払制度の総括及び連絡調整に関すること。 九 農業生産組織に関すること。 十 農業の担い手の育成及び指導に関すること。 十一 農業経営基盤強化に関すること。 十二 農業大学校に関すること。
農業振興課	一 米穀の生産調整及び水田の高度利用に関すること。 二 普通農産物の生産に関すること。 三 農作物の種苗に関すること。 四 農業機械に関すること。 五 果樹、野菜、花き及び特用農産物の生産に関すること。 六 青果物の価格安定対策及び需給調整に関すること。 七 農業気象に関すること。 八 農業技術の改良及びその普及指導活動に関すること。 九 農業経営の改善及びその普及指導活動に関すること。 十 農薬に関すること。 十一 農作物の病虫害防除に関すること。 十二 肥料に関すること。

	<p>十三 土壌保全及び耕土培養に関すること。</p> <p>十四 病害虫防除所に関すること。</p> <p>十五 フラワーランドに関すること。</p>
農村整備課	<p>一 土地改良事業に関すること。</p> <p>二 土地改良財産の維持管理に関すること。</p> <p>三 農地集団化に関すること。</p> <p>四 土地改良区に関すること。</p> <p>五 土地改良事業の融資に関すること。</p> <p>六 山口県土地改良事業団体連合会に関すること。</p> <p>七 県営ほ場整備事業に関すること。</p> <p>八 農村総合整備事業に関すること。</p> <p>九 農業集落排水事業に関すること。</p> <p>十 農道整備事業に関すること。</p> <p>十一 かんがい排水事業に関すること。</p> <p>十二 農地防災事業に関すること。</p> <p>十三 農地及び農業用施設の災害の防止及び復旧に関すること。</p> <p>十四 農業土木及び森林土木に係る設計及び検査に関すること。</p> <p>十五 土地改良長期計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十六 国営土地改良事業に関すること。</p> <p>十七 農業水利に関すること。</p>
畜産振興課	<p>一 畜産振興の企画及び調整に関すること。</p> <p>二 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖に関すること。</p> <p>三 酪農の振興に関すること。</p> <p>四 草地の開発及び造成並びに粗飼料生産に関すること。</p> <p>五 流通飼料に関すること。</p> <p>六 畜産団体に関すること。</p> <p>七 家畜の保健衛生及び人工授精に関すること。</p> <p>八 家畜の伝染病の予防に関すること。</p> <p>九 動物用薬事並びに獣医師及び家畜人工授精師に関すること。</p> <p>十 家畜保健衛生所に関すること。</p>
森林企画課	<p>一 森林の整備及び林業の振興に係る施策の企画及び調整に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 民有林の森林計画及び森林施業計画に関すること。</li> <li>三 林業技術の改良及びその普及指導に関すること。</li> <li>四 林業経営の改善及びその普及指導に関すること。</li> <li>五 緑化の推進に関すること。</li> <li>六 林業関係の融資に関すること。</li> <li>七 木材業及び製材業に関すること。</li> <li>八 林産物の生産及び流通に関すること。</li> <li>九 林業構造改善事業に関すること。</li> <li>十 入会林野等の整備事業に関すること。</li> <li>十一 森林バイオマスの活用の推進に関すること。</li> <li>十二 森林の流域管理システムの推進に関すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">全国植樹祭推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 全国植樹祭の総合調整に関すること。</li> <li>二 基本計画及び実施計画に関すること。</li> <li>三 実行委員会に関すること。</li> <li>四 広報に関すること。</li> <li>五 式典に関すること。</li> <li>六 宿泊及び衛生に関すること。</li> <li>七 輸送及び交通に関すること。</li> <li>八 植樹行事に関すること。</li> <li>九 施設の整備に関すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">森林整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 森林保全管理に関すること。</li> <li>二 林地開発許可に関すること。</li> <li>三 保安林及び保安施設地区に関すること。</li> <li>四 治山事業に関すること。</li> <li>五 林地荒廃防止施設の災害の防止及び復旧に関すること。</li> <li>六 林道の開設及び改良に関すること。</li> <li>七 林道の災害の防止及び復旧に関すること。</li> <li>八 大規模林業圏の開発に関すること。</li> <li>九 県行造林に関すること。</li> <li>十 造林の推進に関すること。</li> <li>十一 林業種苗に関すること。</li> <li>十二 森林病虫害の防除に関すること。</li> </ul>

	十三 森林保険及び林野の火災予防に関する事。
水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 資源回復計画、栽培漁業及び漁場環境の保全に関する事。</li> <li>二 内水面漁業の振興に関する事。</li> <li>三 水産業技術及び経営の改良及びその普及指導に関する事。</li> <li>四 漁業後継者の育成及び指導に関する事。</li> <li>五 養殖業に関する事。</li> <li>六 水産関係の金融及び漁業共済に関する事。</li> <li>七 山口県漁業信用基金協会及び全国合同漁業共済組合に関する事。</li> <li>八 漁業の調整及び取締りに関する事。</li> <li>九 漁業補償の調整に関する事。</li> <li>十 内水面漁場管理委員会及び海区漁業調整委員会との連絡に関する事。</li> <li>十一 漁業の免許及び許可並びに起業の許可に関する事。</li> <li>十二 遊漁船業に関する事。</li> <li>十三 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関する事。</li> <li>十四 漁船の保険に関する事。</li> <li>十五 漁業用無線局に関する事。</li> <li>十六 水産研究センター及び栽培漁業センターに関する事。</li> </ul>
漁港漁場整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 漁港及び漁港管理者の指定等に関する事。</li> <li>二 漁港の修築、改良及び維持管理に関する事。</li> <li>三 漁場の整備に関する事。</li> <li>四 漁港の高潮及び浸食対策に関する事。</li> <li>五 漁港関連道整備事業に関する事。</li> <li>六 漁村の振興及び整備に関する事。</li> <li>七 漁港の災害の防止及び復旧に関する事。</li> <li>八 漁港の区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理及び処分に 関する事。</li> <li>九 漁業構造改善事業に関する事。</li> </ul>

(3) 農林水産部の人員 (平成24年4月1日現在)

職員定数配分及び現員配置状況 (H24.4.1)																					
課所係名	事務			技術												現業				合計	
	職種別内訳			職種別内訳												職種別内訳					
	計	事務	事務員	保育士	計	農業	林業	畜産	農業生活	農業	水産	船員	土木	電気	計	運転士	畜産員	農場員	養殖員		技術員
農林水産部合計	215	182	33		822	255	174	29	136	30	64	87	30	16	1	10		8	1	1	1047
本庁計	101	101			197	37	53	7	30	5	9	27	18	11							298
農林水産政策課	14	14			12	3	2		1	5		1									26
団体指導室	17	17			1							1									18
流通企画室	4	4			10	5		1			1	3									14
農業経営課	16	16			9	8			1												25
農業振興課	5	5			21	20			1												26
農村整備課	12	12			28		1		27												40
畜産振興課	4	4			15	1		6			8										19
森林企画課	6	6			25		25														31
全国植樹祭推進室	10	10			7		6							1							17
森林整備課	3	3			20		19							1							23
水産振興課	6	6			38							20	18								44
漁港漁場整備課	4	4			11							2	9								15
漁業調整委員会事務局																					
出先計	114	81	33		625	218	121	22	106	25	55	60	12	5	1	10		8	1	1	749
農林事務所計	48	48			411	130	105	8	103	23	42										459
岩国農林	6	6			44	13	18	1	9	3											50
柳井農林	6	6			47	15	1	1	17	4	9										53
周南農林	5	5			37	13	14	1	7	2											42
山口農林	7	7			92	24	22	2	26	4	14										99
美祢農林	7	7			44	18	14	1	9	2											51
下関農林	6	6			66	20	18		15	3	10										72
長門農林	4	4			26	11	1	1	9	2	2										30
萩農林	7	7			55	16	17	1	11	3	7										62
水産事務所計	19	19			43				1			36		5	1						62
下関水産振興局	14	14			12							10		1	1						26
柳井水産	1	1			9							9									10
防府水産	1	1			8							8									9
萩水産	3	3			14				1			9		4							17
農林総合技術C	40	11	29		136	88	16	14	2	2	13	1			10		8	1	1		186
水産研究C	7	3	4		35							23	12								42

### 第3 外部監査の結果（総括事項）

#### 1 全般的意見

第1 外部監査の概要において記載した対象範囲及び監査手続で包括外部監査を実施した。

監査の結果、農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理については、以下に指摘する事項を除き関連法令・規則及び補助金交付要綱等に従い概ね適正に事務処理がなされていると認められる。

#### 2 外部監査を実施した事業名と指摘事項・意見の記載の有無

（単位：千円）

実施課	整理 No.	監査実施事業名等	平成23年度 決算額	財源 (注1)	監査結果(注2)	
					指摘	意見
農林水産政策課	1(1)	鳥獣捕獲緊急対策事業	24,473	②③	○	○
	(2)	鳥獣被害防止対策支援事業	181,360	①②	○	○
	(3)	財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業(注3)	20,950,855		○	○
	(4)	下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金	234,488	③		○
流通企画室	2(1)	やまぐちの農水産物需要拡大対策事業	37,500	③	○	○
	(2)	学校給食県産食材利用加速化事業	10,961	③		○
	(3)	せとうちの「おさかな」消費拡大事業	15,874	②		○
	(4)	下関漁港振興対策融資事業	400,000	②③		○
	(5)	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	28,500	③		
農業経営課	3(1)	中山間地域等直接支払交付金事業	1,117,644	①②③		○

農業経営課	(2)	担い手総合支援資金制度対策事業	29,770	②③		○
	(3)	ニューファーマー総合支援対策事業	236,939	①②③	○	○
	(4)	企業と協働した地域農業活性化事業	13,247	③		○
	(5)	農業委員会費（農業会議事業活動費を含む）	108,413	①③		○
	(6)	農地保有合理化事業費補助	36,526	①②③		
農業振興課	4 (1)	やまぐち集落営農生産拡大事業（生産拡大支援対策－生産拡大・産地強化対策）	41,888	③		○
		やまぐち集落営農生産拡大事業（生産拡大支援対策－マネジメント対策）	16,680	③		
		やまぐち集落営農生産拡大事業（生産条件整備支援対策）	236,396	③		
	(2)	水田農業等指導推進体制強化事業（戸別所得補償制度の推進）	110,350	①		○
		水田農業等指導推進体制強化事業（米穀の需給調整の推進）	6,004	③		
	(3)	循環型農業加速化支援事業（農産物の安全性の向上）	984	①		○
		循環型農業加速化支援事業（環境保全型農業直接支援対策）	2,115	③		
		循環型農業加速化支援事業（環境保全型農業直接支援対策推進）	575	①		
	(4)	やまぐち花き産地強化対策事業	10,000	③		○
	(5)	おいでませ！やまぐち花いっぱい事業	62,131	②		○
	(6)	やまぐちフラワーランド管理運営事業	108,629	③		○



農業振興課	(7)	安心・安全農作物づくりサポート事業 (残留農業検査支援対策)	14,420	③	○
		安心・安全農作物づくりサポート事業 (生産履歴チェック機能強化対策)	219	③	
		安心・安全農作物づくりサポート事業 (有害物質リスク低減対策)	5,600	③	
農村整備課	5 (1)	土地改良事業指導運営費 (管理指導センター)	3,690	①②③	○
		土地改良事業指導運営費 (換地センター)	2,804	①②③	
	(2)	土地改良負担金総合償還対策事業費 (平準化事業)	771	③	○
		土地改良負担金総合償還対策事業費 (担い手育成支援事業)	12,743	③	
	(3)	危険ため池等ハザードマップ緊急整備支援事業	34,914	②	○
畜産振興課	6 (1)	山口黒かしわ地どり生産拡大事業	12,875	②③	
	(2)	山口の牛づくり推進事業	31,775	②③	○
	(3)	預託牛育成事業	33,270	②③	○
森林企画課	7 (1)	森林地籍情報等デジタル化事業	77,700	②	○
	(2)	森林組合林産事業貸付金	100,000	②③	
	(3)	椎茸生産対策事業貸付金	77,000	②③	
	(4)	森林整備活性化資金利子助成金	47,208	③	
	(5)	森林づくり担い手支援総合対策事業	78,010	①②③	○
	(ア)	林業労働力確保対策事業	2,800	②	○
	(イ)	高性能林業機械普及促進等事業	904	②	○

森林企画課	(ウ)	林業事業者経営合理化計画指導事業	240	②		○
	(エ)	基幹林業技術者養成研修事業	1,800	②		○
	(オ)	「地域林業者リーダー先進地視察研修」実施業務	894	②	○	○
	(カ)	林業労働安全衛生巡回指導事業	444	②		
	(キ)	振動障害防止作業指導者講座開催事業	168	②		
	(ク)	伐倒作業・風倒木等処理作業災害防止現地研修事業	180	②		
	(ケ)	高性能林業機械等作業安全向上研修事業	160	②		
	(コ)	低コスト森林資源生産システム研修	2,000	②		
	(サ)	白ろう病予防対策事業	700	②		
	(シ)	「若手林業者セミナー」実施業務	979	②		
	(ス)	森林づくり担い手支援総合対策事業	60,950	②		
	(6)	森林整備地域活動支援交付金事業	86,556	②③		○
	(7)	大径竹材生産林整備事業	10,395	②		○
	(8)	県産木材利用促進総合対策事業(補助金)	146,500	①③		○
県産木材利用促進総合対策事業(優良県産木材認証業務-委託料)		8,204	①③			
(9)	木材利用加速化事業(森林整備加速化・林業再生基金事業)	201,291	②		○	
(10)	木材産業等高度化推進資金	150,750	②③	○		

森林企画課	(11)	財団法人やまぐち農林振興公社運営費貸付金	1,882,204	②③	○	○
全国植樹祭推進室	8(1)	全国植樹祭推進事業(負担金)	237,175	③		○
		全国植樹祭推進事業(委託料)	6,249	③		
森林整備課	9(1)	松くい虫防除事業	74,078	①②③		
	(2)	育苗事業振興対策貸付金	19,000	②③		
	(3)	公益森林整備事業	192,243	③		○
	(4)	竹繁茂防止緊急対策事業	180,854	③		○
	(5)	森林整備加速化事業	651,071	②	○	○
	(6)	豊かな森林づくり推進事業	14,948	③		
水産振興課	10(1)	沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業	27,010	②		○
	(2)	水産振興資金対策事業	169,707	②③		
	(3)	アサリ増殖推進事業	14,405	②		○
	(4)	キジハタ種苗生産推進事業	302,260	②	○	
	(5)	重要資源回復計画推進総合対策事業	26,928	②③		○
	(6)	カイガラアマノリ養殖実用化試験事業	11,465	②		○
	(7)	水産動植物種苗生産業務等委託事業	301,266	②③		○
	(8)	藻場・干潟保全活動支援事業	10,504	①③	○	
	(9)	内水面漁業活性化対策事業	19,939	①②③	○	○
	(10)	漁業経営体育成推進事業	23,030	③		○
	(11)	ニューフィッシャー確保育成推進事業	99,251	②③	○	○

水産振興課	(12)	離島漁業再生支援交付金事業	54,739	①②③		○
漁港漁場 整備課	11(1)	竹材魚礁等設置事業	10,916	②		

- (注1) 財源欄の番号は①国庫支出金②その他③一般財源を意味する。
- (注2) 監査結果の○は、個別の監査結果に記載していることを示している。
- (注3) 平成23年度決算額は県からの貸付金残高である。そのほかに、貸付金利息の未収金がある。

### 3 指摘事項及び意見の概要

#### (1) 負担金補助及び交付金

ア 補助金交付団体への指導や監査方法については、特に定まったものはなく、補助金交付団体から計算書類の提出が行われてのみである。

指導や監査方法について定める必要がある。(意見)

(該当事業：やまぐちの農水産物需要拡大対策事業、森林整備加速化事業他)

イ 補助金の交付事務の合规性、適正性等を確保するため、審査チェックシートにより確認を行っているが、その記載内容の一部に具体性が欠けている項目がある。

特に「補助効果の測定」について記載することになっているが、その内容が曖昧であり具体的に記載する必要がある。(意見)

(該当事業：中山間地域等直接支払交付金事業、担い手総合支援資金制度対策事業他)

ウ 継続的な事業の補助に際して例年と同じであるとの理由で同額の金額で補助金の支出を行っている事業や、厳密な積算が必要と思われる補助金の支出を行っている事業がある。

補助対象事業であるかどうかの判断や、さらには、その補助金額の計算について精緻化する必要がある。(意見)

(該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業、漁業経営体育成推進事業他)

エ 補助事業の実施に際して、その効果である具体的な目標数値が設けられていないため、補助効果の測定が曖昧なものとなっている。

第三者にも分かるような目標値の設定を検討する必要がある。

さらに、どのような効果があったのか、または、効果が見込まれるのかが分かるように記載する必要がある。(意見)

(該当事業：企業と協働した地域農業活性化事業、山口の牛づくり推進事業他)

オ 実績報告書の事業費が補助金額と同額であり、その実績金額の裏付けに乏しく、補助率の算定が正しくできないものがある。

さらに、当初、予算化していても決算額がゼロのものや当初の予算額がゼロであっても決算額に計上のあるものがある。(指摘及び意見)

(該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業、ニューフィッシャー確保育成推進事業)

カ 県は、補助金交付額の確定時において、提出された実績報告書を審査しているが、帳簿や証憑書類との照合を実施している記録がない。

しかしながら、補助金の対象となる経費費目の範囲等について補助金の支出先の判断と県の判断が異なることも考えられるので、帳簿や証憑書類等の審査も行う必要がある。

証憑書類の量が多い場合などは、実績報告書への添付が難しく、このような場合における支出の内容チェックについてはその取扱いを定める必要がある。(指摘及び意見)

(該当事業：やまぐちの農水産物需要拡大対策事業、木材利用加速化事業他)

キ 補助金の概算払いが予算執行計画に基づいて行われているが、概算払いの金額算定に定まったものがない。また、概算払いの計画時期と実際の支払時期が相違しているものがある。事業費補助の点から、適正な事業費支出の経過に応じて、補助金を交付する必要がある。(意見)

(該当事業：やまぐち集落営農生産拡大事業、やまぐち花き産地強化対策事業他)

ク 補助金により取得した農業用機械等については、その耐用年数到来まで処分等の制限が設けられているが、耐用年数到来まで補助目的に利用され、処分等がなされていないことの確認は、現在制度としては行われていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する方法について、検討する必要があると考える。(意見)

(該当事業：やまぐち集落営農生産拡大事業、木材利用加速化事業)

ケ 検査結果書類においては、検査で確認した書類等の名称や検査で立会した相手の所属や氏名あるいは他の検査職員の氏名などを記録することになってはいない。また、検査の状況や内容等についても記録の実施がなされていない。

検査結果書類には、これらの事項について記録する必要があるものとする。(意見)

(該当事業：県産木材利用促進総合対策事業、公益森林整備事業)

## (2) 委託料

ア 随意契約の理由や契約内容等の見直しを行う必要があるものや事業の効率性に配慮して契約を締結する必要があるものとする。(意見)

(該当事業：下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金、森林地籍情報デジタル化事業他)

イ 実績報告書の予算額と精算額は同額あるいは乖離しており、予算額の積算の妥当性が曖昧なものとなっている。予算額と精算額を精査して、適正に算出する必要があると考える。(意見)

(該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業、山口の牛づくり推進事業、水産動植物種苗生産業務等委託事業)

ウ 当初設計に正確性を欠いたため、契約変更を行ったと思われるものがある。また、契約変更の検討を行う必要があると思われるもので「軽微な変更」として契約変更としていないものがある。当初設計の予定価格を超過する委託料となっており、当初設計の内容や予定価格の積算の精度を上げる必要がある。(意見)

(該当事業：おいでませ！やまぐち花いっぱい事業、全国植樹祭推進事業他)

エ 委託契約の完了検査の担当者の要件や検査調書の記載要件・写真撮影の年月日の記載要件などについてルールを設ける必要がある。(意見)

(該当事業：森林づくり担い手支援総合対策事業、竹繁茂防止緊急対策事業)

オ 外部委託している事業について、人的・物的財産と施設が整った農林総合技術センターや水産研究センターをさらに活用する方法を検討する必要がある。(意見)

(該当事業：森林づくり担い手支援総合対策事業、カイガラアマノリ養殖実用化試験事業)

## (3) 貸付金その他

ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業

長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力(借入金返済能力)が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。

県は、財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。(意見)

財団法人やまぐち農林振興公社は森林資産について、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)及び「林業公社会計基準」(平成23年3月17日全国森林整備協会策定)に準拠して、森林資産情報の注記等の処理を財務諸表において行う必要がある。(指摘)

財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものとする。(意見)

これからの財団法人やまぐち農林振興公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものとする。(意見)

#### イ 預託牛育成事業

預託牛の適正飼育頭数は210頭としているが、平成21年度から210頭を超える飼育実績となっている。平成23年度は277頭となっている。このような状況が続くようであれば、外部委託を検討する必要があると考える。(意見)

#### ウ 貸付金の融資枠と融資実績

融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用が図られていない。制度融資の存在意義を示すためにも、普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても再検討を行う必要がある。(意見)

(該当事業：下関漁港振興対策融資事業、担い手総合支援資金制度対策事業)



## 第4 個別監査結果

### 1 農林水産政策課

#### (1) 鳥獣捕獲緊急対策事業

##### ア 事業概要

深刻化する農作物への鳥獣被害の早期軽減や人的被害への緊急対策として、市町や猟友会等と連携し、大量の箱わなによるイノシシの徹底捕獲や新型囲いわなによるシカの捕獲を実施する。

特に、最も被害の大きいイノシシ対策への具体的な取組みとして、県、市町、地元猟友会等が連携し、被害が深刻な3地域において、大量の箱わなを使用した徹底的な捕獲を実施する。イノシシの被害の中でも、とりわけ水稻の被害が深刻なことから、収穫期前の7月上旬より捕獲を開始する。

また、被害の軽減効果を農家に実感してもらえるよう平成23年度はモデルに箱わなを一定エリアに集中設置する。

##### イ 対象エリアと設置数

- (ア) 中央エリア 77基 (山口市、萩市)
- (イ) 西部エリア 70基 (下関市、美祢市、長門市)
- (ウ) 東部エリア 53基 (周南市、岩国市、光市、田布施町、平生町)

##### ウ 農林被害の推移

山口県における野生鳥獣による農林業被害は、近年、増加傾向にあったが、平成23年度の被害金額は対前年度比15%減の6億8千万円となっている。

- (ア) 平成23年度 680百万円 (被害面積 524ha)
- (イ) 平成22年度 801百万円 (被害面積 576ha)
- (ウ) 平成21年度 721百万円 (被害面積 516ha)
- (エ) 平成20年度 647百万円 (被害面積 518ha)
- (オ) 平成19年度 643百万円 (被害面積 462ha)

##### エ 事業費の概要

(単位:千円)

区分	事業内容	事業費	具体的内容
イノシシ対策	イノシシの徹底捕獲緊急対策	22,300	県、市町、猟友会による大量の箱わなによる集中的な捕獲

オ 決算額の内容及び財源内訳

(単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		24,473	—	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	2,451	—	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	6	—	—
	一般財源	24,467	—	—

カ イノシシ用箱わなの購入状況及び捕獲数

(単位:千円)

事務所名	購入数量	管理数量	単 価	金 額	契約の方法	備 考
岩 国	17	17	94,438	1,605,450	一般競争入札	イノシシ3
柳 井	13	13	98,700	1,283,100	指名競争入札	イノシシ10
周 南	23	23	95,504	2,196,600	一般競争入札	イノシシ12
山 口	57	15	92,179	5,254,200	一般競争入札	イノシシ13
美 祢	18	34	94,500	1,701,000	一般競争入札	イノシシ42
下 関	36	11	92,190	3,318,840	一般競争入札	イノシシ8 シ カ9
長 門	16	25	93,450	1,495,200	随意契約1号	イノシシ69 シ カ19
萩	20	62	97,125	1,942,500	一般競争入札	イノシシ20
合 計	200	200	—	18,796,890		

キ 監査結果

(ア) イノシシ徹底捕獲業務の委託契約書においては、業務完了時に成果報告書を提出することになっているが、長門市及び柳井市は提出日が4月となっており、年度内の履行が確認できない。(指摘)

(イ) イノシシ徹底捕獲業務仕様書では、捕獲頭数の定期報告を求めている。

第1回目の報告を10月14日までに、第2回目を3月9日までに報告するよう定めているが、最終の成果報告書しか提出されていない。

また3回目の提出日については別途通知するとしているが、別途

通知がされていない。(指摘)

(ウ) 大型イノシシ用箱わなの購入については、各農林事務所に予算(備品購入費)を配賦し、農林事務所で所用の手続きの上購入し、事務所の備品として管理等をしている。

しかしながら、農林水産政策課から農林事務所に予算を配賦する際、地元調整が不十分であったことから、一部の農林事務所では購入した箱わなの大半を他の農林事務所に保管転換する事態に至っており、計画性に欠けると言わざるを得ない。計画性をもって、事業を進めるべきである。(意見)

また、平成24年度からは、委託料の中に箱わな購入費を組み込み、受託団体に購入させ、受託団体の備品(財産)として管理させるシステムとしている。

このシステムが合理的であると判断したのであれば、平成23年度購入分についても、農林事務所の備品とはせず、受託団体に対して譲渡することを含めて検討する必要がある。(意見)

(エ) 岩国農林事務所

箱わな購入決議書、物品調達等入札執行関係書類、予定価格調書等の入札関係、購入物品の検査関係書類、物品の貸付関係書類等の監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(オ) 周南農林事務所

箱わな購入決議書、物品調達等入札執行関係書類、予定価格調書等の入札関係、購入物品の検査関係書類、物品の貸付関係書類等の監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(カ) 山口農林事務所

a 箱わなに備品番号等が表示されているか否か不明である。備品表示票を貼付し、写真を記録として残しておく必要がある。(意見)

b 貸借契約の更新に当たり、現地における現物確認の記録が残っていない。写真とともに、記録として残しておく必要がある。(意見)

(キ) 美祢農林事務所

箱わな購入決議書、物品調達等入札執行関係書類、予定価格調書等の入札関係、購入物品の検査関係書類、物品の貸付関係書類等の

監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(ク) 下関農林事務所

箱わなの納品は平成23年7月15日に行われ、受領の確認を行っている。納品後、7月から8月にかけて箱わなの設置を行っているが、各わなの設置の確認は平成24年2月20日付で行われている。わなを設置後、適切な設置が行われているか速やかな確認が必要である。

また、わなに係る物品貸付契約の期間は、平成24年3月31日までとなっており、翌年度も更新されている。契約期間の終了時点で貸与物品の確認が求められている。2月20日の設置の確認がこれを兼ねているとのことであるが、本来は別のものであり、3月下旬に行うべきものである。(意見)

(ケ) 萩農林事務所

箱わな購入決議書、物品調達等入札執行関係書類、予定価格調書等の入札関係、購入物品の検査関係書類、物品の貸付関係書類等の監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 鳥獣被害防止対策支援事業

平成22年度は鳥獣被害防止対策強化事業のみであった。その内容は、ソフト、ハード及び協議会の開催費用である。平成22年度に被害が多かったために、平成23年度においては、鳥獣被害防止対策強化事業を拡大して、鳥獣被害防止対策支援事業、鳥獣被害防止対策体制整備事業及び鳥獣捕獲緊急対策事業に拡充した。

ア 事業概要

戸別所得補償制度の本格実施に当たり、安心して農業ができる環境を整備するため、国の都道府県向けの交付金に緊急対策枠を措置し、鳥獣被害の深刻な集落を対象に発生要因等を調査するとともに、防護柵整備やモンキードッグ育成等の取組みを支援する。具体的には、ソフト対策として捕獲機材の導入、犬を活用した追い払い、放任果樹等の地域ぐるみの被害防止活動や発信機を活用した生息調査誘導捕獲柵わな、大規模緩衝帯等の先進的な被害防止対策の費用の支援を行う。

また、ハード対策として侵入防止柵等の被害防止施設、捕獲鳥獣

を地域資源として活用するための処理加工施設や焼却施設等の支援を行う。

さらに、平成23年度地域における柵設置や住民の被害防止活動を効果的に進めるため、県が推進してきた仁保地区の取組みが他集落にも確実に定着するよう、集落における鳥獣被害発生原因を明らかにし、住民にフィードバックするための集落調査を緊急的に実施する。

イ 事業費の概要(平成23年度予算) (単位:千円)

区分	事業内容	事業費	具体的内容
防止対策支援	集落環境調査の実施	18,244	被害の深刻化を踏まえ、発生要因等の実態把握
	市町の取組支援 (ソフト対策)	11,600	地域ぐるみの被害防止活動支援、先進的な被害防止対策支援
	市町の取組支援 (ハード対策)	188,400	侵入防止柵等被害防止施設整備

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		181,360	37,362	—
節	うち負担金補助及び交付金	163,120	28,202	—
	うち委託料	18,240	9,106	—
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	163,120	28,202	—
	その他	18,240	9,160	—
	一般財源			

エ 監査結果

(ア) 補助金交付団体への指導・監督について、各市町から計画書及び報告書が提出され、その内容を確認する方法で指導等している。山口県鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第8条第2項では、3月20日までに実績報告書の提出が定められているが、下関市については3月28日提出となっており、当該要綱に反している。(指摘)

(イ) 緊急雇用対策では、平成22年度の緊急雇用人件費の割合が50%を下回っている。基金の全庁的な金額のうち、緊急雇用人件費の割合が50%になればよいとの説明であるが、基金の性質を考えると各事業で50%を超えなければならないと考える。(意見)

### (3) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業

#### ア 造林事業の概要

##### (ア) 事業開始の経緯

我が国の林業は、戦時中の過伐に続き、戦後も住宅復興のための建築用材、薪炭材の需要が大きく、戦中、戦後を通じて森林が伐採され続ける一方で、その跡地も放置されたことから、資源の荒廃や、災害の発生が顕著となった。このため、荒廃した森林の復旧が、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採の抑制と貸付や補助金による造林事業等の促進によって進められた。

このような状況において、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づき、国からの借入金等を原資として、造林事業を推進するための造林資金及び林道資金、過伐を防ぐための伐採調整資金が創設された。

その後、木材需要は、住宅着工戸数の顕著な増加等を反映して増加し続け、一方、木材需給がひっ迫したことから、成長の早いスギやヒノキなどの人工林を原野等に植林する拡大造林が行われ、昭和33年には分収方式による造林を促進するための分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号。昭和58年以降は分収林特別措置法に改正。）が施行された。

そして、木材の安定の供給とともに森林の持つ公益的な性格から民有林の維持、整備が重要視されたこともあり、地方公共団体等の出資により、分収方式による造林を行うなどのため、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（以下「林業公社」という。）が昭和40年代に多数設立された。そして、林業公社では、土地所有者と分収造林契約（昭和58年以降は分収林契約）を締結し、森林を造成・育成して、森林面積を増加させ、伐採時においてその収入を土地所有者と分け合うこと（林野庁が示した目安を参考に林業公社60%、土地所有者40%の分収割

合としている林業公社が大半を占めている。)としている。

林業公社の多くが設立された昭和30年代から40年代は、木材の需要も高く木材価格も高騰していたため、分収林事業を活発に実施していた多くの林業公社は、植栽から伐採までの経費を主に借入金で賄い、木材販売収入で借入金を返済できるとしていた。一方、昭和30年代後半には木材輸入の自由化が段階的に進められたことから、安価で、大径木の外国産材の輸入量が増加し、木材価格は昭和55年をピークに下落した。そして、林業労働力の不足、労務賃金の上昇、伐採適地の奥地化等の事情から次第に国内素材生産が振るわなくなった。

森林の整備については、これまでの木材生産を中心とする考え方から、次第に木材生産に併せて森林の持つ公益的機能を重視する施策に重点が移り、複層林施業、長伐期施業の導入など多様な森林の整備を目指す方向が出された。

農林漁業金融公庫では、前記の造林資金及び林道資金を昭和60年度に林業基盤整備資金へ、伐採調整資金を平成2年度に林業経営安定資金へ統合し、このような国の林業政策に基づき、償還期限の実質的な延長等を図ることにより既往の林業基盤整備資金（造林）の償還負担を軽減するため、林業経営安定資金の中に、平成3年度に施業転換資金、平成6年度に分収林機能高度化資金の新資金を創設し、既往の貸付金の借換えの措置を講じた。(会計検査院平成17年度「決算検査報告」)

山口県においては、昭和40年度までは、県行造林として県が直接分収造林事業を実施してきたが、県行造林地内の主伐対象面積の急激な減少と、当時においては県行造林に対する農林漁業金融公庫の融資制度が適用されなかったこと等によって、これ以上、経費を負担して造林を推進することが困難になった。

一方、当時さらに増大することが予想される工業用水、生活用水等の水需要に対応して、上流に存在する森林の水源かん養機能をさらに高めるため、保水力の高い人工林を整備する必要性が指摘されていた。

しかしながら、造林費用の高騰や農山村労働力の流出等により、森林所有者自らの手による造林の拡大に限界があったことから、公

的機関による主要河川流域等における造林の積極的推進への期待がさらに高まりつつあった。

このような状況を背景として、農林漁業金融公庫の融資制度を活用して、従来県が実施してきた県行造林に代えて、分収方式により木材生産機能と水土保持機能等の公益的機能を併せ発揮する森林の造成を計画的・効率的に行い、農山村経済振興や林業関係団体の育成に資することを目的として、昭和41年5月に財団法人山口県林業公社が県の全額出資（1千万円）により設立され、公社経営による分収造林事業が開始された。その後、平成11年4月に山口県緑化推進財団及び山口県二十一世紀の森管理財団と統合し、現在の財団法人やまぐち農林振興公社となった。

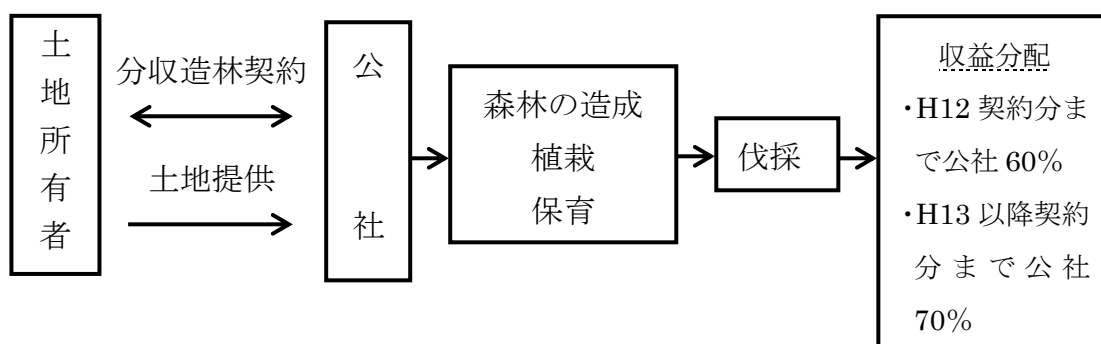
(イ) 事業実施状況

a 造林事業の概要

造林事業は土地所有者に代わり、公社が植栽・保育を行い、予め約束した分収率で、伐採時の立木収入を分収する分収造林方式により行われている。

主に、国庫補助金、株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）及び県の貸付金を主な財源として事業を行っている。

<分収造林方式の仕組み>



b 造林事業の実績

林業公社設立（昭和41年）以来、13,357haの造林を実施しており、公社造林面積の推移は下表のとおりである。

表 公社造林面積の推移 平成23年3月31日現在（単位：ha）

区分	第1期	第2期	第3期	合計
	S41～S60	S61～H12	H13～H22	



計画面積	10,000	3,000	360	13,360
実績面積	10,034	2,967	356	13,357
県全体の造林面積	80,385	21,415	4,692	106,492
公社のシェア	12.5%	13.9%	7.6%	12.5%

※第3期計画における新植実施期間はH13～16の4年間。新植はH16をもって終了。

c 人工林の樹種別・齢級別構成

公社の経営面積（天然林地等含む）13,671haのうち、人工林面積は12,801haで、樹種別割合は、スギ16%、ヒノキ77%、マツ7%である。齢級別では、下表のとおり8齢級が最も多く、スギ、ヒノキでは下刈・除伐・枝打・間伐などの保育作業を必要とする7齢級以下の面積が69%を占めている。

表 樹種別・齢級別資源構成表 平成24年3月31日現在（単位：ha）

齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	計
スギ		16	71	122	245	501	441	271	341	15	31	2,054
ヒノキ		359	642	795	1,097	1,884	2,041	2,186	828	13	9	9,854
マツ							27	292	567	2	5	893
計		375	713	917	1,342	2,385	2,509	2,749	1,736	30	45	12,801

(注) 公社植栽地のほか、立木買上地、無償提供地の人工林を含む。また、齢級とは、5年をひとくくりにして、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級として数える。

d 所有形態別の分収造林契約状況

所有形態別の契約状況は、下表のとおり、個人有及び共有が件数で85%と大多数を占めている。

表 所有形態別の分収造林契約の状況 平成24年3月31日現在

所有形態	契約件数（件）		契約面積（ha）	
個人所有	1,449	69.4%	6,647	46.5%
共有	324	15.5%	3,254	22.8%
社寺所有	34	1.6%	209	1.5%
会社所有	13	0.6%	120	0.8%
財産区所有	15	0.7%	212	1.5%
団体所有	56	2.7%	909	6.4%

市町村所有	195	9.4%	2,920	20.4%
県所有	2	0.1%	15	0.1%
計	2,088	100.0%	14,286	100.0%

e 長伐期への移行

造林事業を取り巻く環境の変化に対応し、良質材の生産と森林の有する公益的機能の高度発揮及び公社の経営改善のため、これまでの分収造林契約期間であった50年を改め、平成2年新規契約分から70年契約に、さらに平成13年度新規契約分から80年契約とするとともに、平成11年度から50年契約のものを主体に80年契約への期間延長を進め、平成23年度末現在で1,829件、12,805haの契約変更を行い、長伐期移行への推進に努めている。なお、森林整備協会全国協議会調査による分収割合変更の取組状況は、下表のとおりである。

表 森林整備協会全国協議会調査による分収割合変更の取組状況

平成23年5月現在

件数 (20公社)	既存割合 (%)		変更割合 (%)		全体に対する 進捗率	備考
	公社	所有者	公社	所有者		
9	60	40	70	30	0%~68%	進捗率50%以上が3公社 進捗率0%が2公社
2	60	40	75	25	0%~16%	
6	60	40	80	20	0%~79%	進捗率50%以上が2公社 進捗率0%が2公社
3	60	40	90	10	0%~9%	進捗率0%が2公社

(ウ) 財務状況の推移

財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業の収支の状況、負債残高及び補助金の状況は、下表のとおりである。

造林事業は、主伐が開始される平成23年度までは、自主収入源

は間伐収入が主体であり、事業経費や運営経費の大部分を造林補助金や農林公庫及び県等からの借入金に依存している。

表 過去3年間の財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業の収支状況

(単位:百万円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入	3,948	3,975	4,007
うち木材販売収入	16	26	26
うち補助金・借入金収入	3,922	3,937	3,932
支出	3,944	3,971	3,987
うち造林育林事業費	488	427	406
うち借入金償還・支払利息	3,310	3,336	2,415

表 過去3年間の財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業の負債残高及び補助金の状況

(単位:百万円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農林漁業金融公庫借入金	13,645	13,756	13,848
県借入金	20,215	20,569	20,951
市中金融機関等借入金	1,469	1,469	1,469
補助金	430	430	353

イ 全国の林業公社の状況と最近における林業公社の改革の動向

(ア) 全国の林業公社の状況

公社名	設立年月日 (昭和)	分収林面積 (百 ha)	長期借入金 残高(億円)	ha 当たり 借入金残高 (万円)
(財)北海道森林整備公社	60.09.20	1	—	—
(社)青い森農林振興公社	46.04.13	102	275	269
(社)宮城県林業公社	41.06.23	93	161	173
(財)秋田県林業公社	41.04.01	240	308	128
(財)山形県林業公社	42.04.01	157	281	180
(社)福島県林業公社	42.04.01	152	450	297

(財)茨城県農林振興公社	44.08.01	3	2	77
(財)栃木県森林整備公社	61.07.01	20	23	115
(社)群馬県林業公社	41.09.22	52	143	279
(社)埼玉県農林公社	58.11.01	31	152	488
(財)東京都農林水産振興財団	63.11.16	7	14	209
(社)かながわ森林づくり公社	43.06.15	33	230	691
(社)新潟県農林公社	47.11.01	102	253	248
(財)山梨県林業公社	40.09.01	82	222	272
(社)長野県林業公社	41.07.08	149	231	155
(社)富山県農林水産公社	41.05.06	75	306	405
(財)石川県林業公社	41.10.18	137	560	408
(社)ふくい農林水産支援センター	41.04.01	149	434	291
(社)岐阜県森林公社	41.11.01	141	307	218
(社)木曾三川水源造成公社	44.01.23	100	216	215
(社)愛知県農林公社	40.06.08	48	182	381
(社)滋賀県造林公社	40.04.01	70	254	364
(財)びわ湖造林公社	49.03.26	125	637	511
(社)京都府森と緑の公社	42.09.22	47	200	424
(社)兵庫みどり公社	37.03.31	194	566	291
(財)奈良県林業基金	58.12.01	13	90	670
(社)わかやま森林と緑の公社	43.03.01	34	122	364
(財)鳥取県造林公社	41.04.13	146	306	210
(社)島根県林業公社	40.05.18	221	511	231
(社)隠岐島前森林復興公社	H8.07.29	4	—	—
(社)おかやまの森整備公社	40.04.01	249	671	269
(財)広島県農林振興センター	40.04.16	148	342	231
(財)やまぐち農林振興公社	41.05.01	127	329	259
(社)徳島県林業公社	41.11.01	70	126	180

(社)高知県森林整備公社	36.09.04	151	277	184
(社)長崎県林業公社	36.09.26	62	157	254
(社)対馬林業公社	34.06.19	52	144	279
(社)熊本県林業公社	36.01.23	87	292	337
(社)宮崎県林業公社	42.09.01	112	336	301
(社)鹿児島県森林整備公社	42.08.05	114	279	244
合 計		3,898	10,392	267

森林整備法人全国協議会調べ (平成20年3月末)

(イ) 最近における林業公社の改革の動向

県名	法人名	改革案・動向
青森県	(社)青い森農林振興公社	平成24年8月民事再生法の適用を申請 平成25年4月を目途に公社解散予定
岩手県	(社)岩手県林業公社	平成19年度に解散、県有林事業に一元化
茨城県	(財)茨城県農林振興公社	平成23年3月分収造林事業廃止
群馬県	(社)群馬県林業公社	平成23年4月民事再生法適用を申請 平成26年3月末を目途に公社解散予定
長野県	(社)長野県林業公社	平成19年外郭団体見直し検討会において継続を決定
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社	平成22年4月5日公社解散、県の公社債務放棄及び公庫に損失補償履行し社営林は県に移管
山梨県	(財)山梨県林業公社	平成24年3月公社改革推進計画を策定し、一定期間改革に必要な取組みを実施し、平成29年3月を目途に廃止
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	滋賀県ほか下流8団体は債務放

	債権者（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）	棄を行い、公社は存続 平成23年3月特定調停成立
	(社)びわ湖造林公社 債務者 滋賀県	滋賀県は債務放棄を行い、公社は存続
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	県からの無利子貸付により債務を全額繰り上げ償還し、公社は存続し、県の全面的な財政支援のもとで事業を継続
広島県	(財)広島県農林振興センター	平成24年9月分収造林事業を県営化する方針を発表 平成24年12月(財)広島県農林振興センターについて、法的整理（民事再生法の手続き）により解散を発表
長崎県	(社)長崎県林業公社	平成23年1月長崎県林業公社が対馬林業公社を吸収合併し、対馬林業公社は解散
大分県	(社)大分県林業公社	平成19年度に解散し、県営林に移行し分収林の管理は他団体へ委託
高知県	(社)高知県森林整備公社	平成24年2月公社継続を方針発表
徳島県	(社)徳島県林業公社	平成23年12月公社継続を方針発表
宮崎県	(財)宮崎県林業公社	平成23年12月公社継続を方針発表

#### ウ 監査結果

(ア) 造林事業は、その森林の有する木材生産機能や水土保全機能の多面的な公益的機能を維持、保全する役割を担っている。

一方、造林事業は、その投資からその回収までが超長期間となる

収支構造であることから、その間の社会経済情勢の変化に伴うリスクを負うといった特殊な事業経営の側面を併せ持っている。そして、下表にあるように長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力（借入金返済能力）が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。また、県は財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。（意見）

(イ) 財団法人やまぐち農林振興公社は造林会計を一般会計とし、同会計の支出総額（非資金的経費を含む。）から収入総額（発生ベース）を控除したものを森林勘定とし、貸借対照表計上額はその累計額となっている。

平成23年度末現在の金額は次のとおりである。

造林に要した直接費・間接費の平成23年度までの累積額

62,592百万円 ①

造林補助金や森林投資収入の平成23年度までの累積額

15,723百万円 ②

差引 森林勘定残高（①－②）46,869百万円

上記のように森林資産の取得原価は、森林整備に要した費用（支払利息、管理費等を含む。）から、森林整備に係る収入を控除した実事業費によって計上されている。

この森林資産について、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会）及び「林業公社会計基準」（平成23年3月17日全国森林整備協会策定）に準拠して、森林資産情報の注記等の処理を財務諸表において行う必要がある。（指摘）

（注）公益法人会計基準では、資産の時価評価額が著しく下落した場合には減損する必要があるものの、森林の特殊性を踏まえて策定された林業公社会計基準では、育成途上の森林資産は取得原価により評価し、伐採が決定した時点で時価評価を行うこととされている。

さらに、森林資産情報として、森林資産の現時点での回収能

力を「回収能力見込額」（標準伐期齢以上のものを対象）として注記することとなっている。

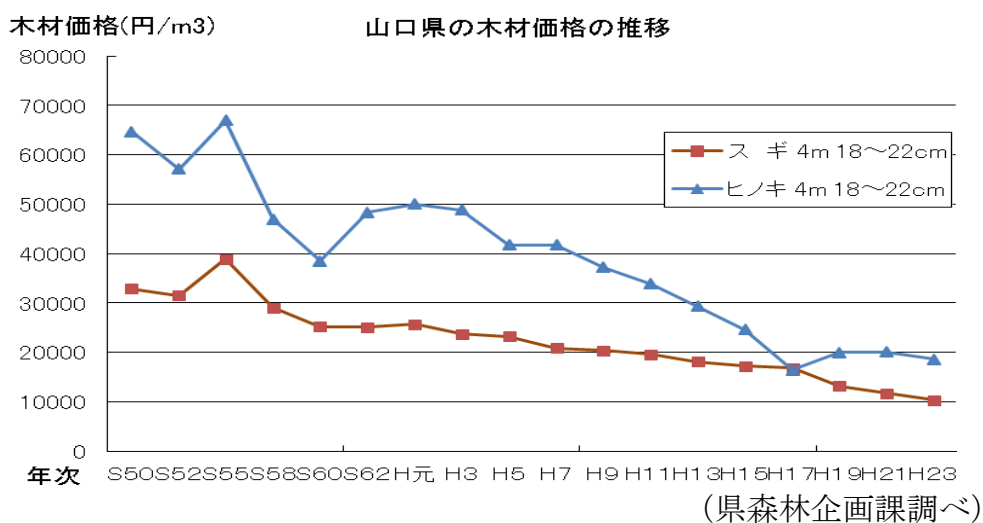
(ウ) 財団法人やまぐち農林振興公社に対して県は、直接貸付のほか農林漁業金融公庫等からの借入金について損失補償を行っている。

山口県の木材価格は下落を続けており、直近の価格を前提とした場合、予想される木材販売収入のみでは県からの貸付金20,951百万円及び貸付金利息の未収金10,813百万円（平成23年度末）が回収できなくなる事態が想定される。

これらの損失は財団法人やまぐち農林振興公社が拡大造林の推進、山村地域の振興など公共性の高い目的を実現するため公益法人として設置されたこと、またその運営を県が実質的に行っていること等から県の負担において処理せざるを得ないものと考えられる。

このような情報開示を県民に対して行う必要がある。

また、財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものとする。（意見）



(エ) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業は、上記に記載のとおり大変厳しい経営状況及び財務状況にある。イ（イ）林業公社の改革の動向を参考に、これからの公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものとする。（意見）

#### (4) 下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金

##### ア 目的



卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、下関漁港地方卸売市場条例（昭和48年山口県条例第2号）が定められ、下関漁港における水産物の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場を設置することとされている。この下関漁港地方卸売市場特別会計に対する繰出金である。

イ 予算及び決算の状況

(ア) 平成23年度予算 (単位：千円)

	当初予算額	8月現計予算額	2月定例会 補正額	最終予算額	摘要
下関漁港地方卸売市場	717,535	717,535	△160,007	557,528	市場管理費 水産加工団 地整備費

(イ) 平成22年度決算額 (単位：円)

歳入	歳出	歳入・歳出差引総額	実質収支額
427,546,554	420,172,425	7,374,129	7,374,129

(注) 歳出欄 420,172,425 円の内訳は、市場管理費 397,388,475 円、水産加工団地整備費 22,783,950 円である。

ウ 監査結果

平成23年度の市場管理費の業務委託契約の中に、次のような契約がある。

(ア) 下関漁港地方卸売市場の施設・設備の監視保全業務委託

業務の内容 下関漁港地方卸売市場の施設・設備の円滑な運営を確保するために実施する点検等業務一式

契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

予定価格 9,604,350円

契約金額 6,915,888円 (契約率 72%)

契約相手 個人3名

契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

再委託契約の有無 無

(イ) 下関漁港福利厚生施設運営管理業務委託

業務内容 下関漁港福利厚生施設の円滑な運営を確保するための維持管理等業務一式

契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

予定価格 8, 7 9 6, 9 0 0 円  
契約金額 8, 6 1 1, 0 5 0 円 (契約率 9 7. 9 %)  
契約相手 下関漁港近代化協同組合  
契約方法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号  
再委託契約の有無 有

(ア) 及び (イ) の契約とも、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである。」との理由で、随意契約としているが、このような業務を委託できる業者は存在し、その理由としては妥当なものと思われない。

平成 2 4 年度においては、(ア) と (イ) の業務委託契約を統合し「下関漁港地方卸売市場施設管理運営業務」として、一般競争入札にて発注している。但し、業務の一部について個人 4 名に再委託が行われている。

契約方法について、再検討する必要があるものとする。(意見)

## 2 流通企画室

### (1) やまぐちの農水産物需要拡大対策事業

#### ア 事業概要

地域における経済循環の活性化を図るため、販売協力店等と協働した地産・地消の取組みを強化し、周年キャンペーンの実施及び首都圏等へ「やまぐちブランド」の販路開拓・拡大の取組み等を通じて、県産農水産物のさらなる需要拡大及びブランド力の強化による高付加価値化を推進する。

#### イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		37,500	37,050	41,486
節	うち負担金補助及び交付金	37,500	37,050	41,486
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	37,500	37,050	41,486

#### ウ 監査結果

(ア) 事業予算について事業内容ごとに算出している。事業費全体の予算と実績にはそれほど差異はないが、事業内容ごとに予算と実績を比較すると差異がある。

事業内容ごとの予算の算定根拠について申請書だけを見ても分からないので、根拠資料を提出させることが必要である。(意見)

(イ) 予算執行計画に基づいて概算払いが行われているが、概算払い金額の算定方法について決まったものがない。

概算払い金額の算定方法について明確な基準が必要である。また、資金計画における支出金額について各月の支出額が妥当かどうかの根拠資料を提出させることが必要である。(意見)

(ウ) やまぐちの農水産物需要拡大協議会の事務局は、全国農業協同組合連合会山口県本部営農推進部（以下「全農山口営農推進部」という。）、山口県漁業協同組合及び山口県農林水産部流通企画室にあり、経理を担当しているのは、全農山口営農推進部である。

流通対策等事業補助金交付要綱の第4号様式では、「支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。」となっているが、実績報告書には証拠書類の写しは添付されていない。経理担当である全農山口に保管されており、県は提出された実績報告書をチェックするのみで、帳簿や証憑書類までのチェックを行っていない。

しかしながら内容別にみると、実績と予算が乖離している項目がある。

証憑の量が多い場合などは、実績報告書への添付が難しく、このような場合における支出の内容の適正性をチェックする方法を定める必要がある。(指摘)

また、交付額確定の審査に当たって、実績と予算の差異の理由等を分析し、結果を文書化する必要がある。(意見)

(エ) 補助金交付団体への指導、監査方法は特に決まったものではなく、経理を担当している全農山口から計算書類を県に提出することにもなっていない。ただ、監事が監査を実施することとなっているのみである。

また、やまぐちの農水産物需要拡大協議会は県の農林水産部長が副会長に就任し、県の農林水産部流通企画室が事務局となっている組織であるが、県は計算書類、帳簿、証憑書類等を見ることはできるが、制度的な監査については定められていない。

補助金交付団体に対する県としての指導、監査等の方法について定める必要がある。(意見)

## (2) 学校給食県産食材利用加速化事業

### ア 事業概要

学校給食における地産・地消の推進のため、生産者団体、食品加工業者、県学校給食会等の関係団体と協働した取組みを促進するとともに、学校給食現場と生産現場をつなぐ供給体制の仕組み作りを支援することにより、県産農水産物の需要拡大を図る。

### イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位:千円)

年 度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額	10,961	11,113	11,375

節	うち負担金補助及び交付金	10,885	10,042	10,161
	うち委託料	—	1,000	1,000
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	10,961	11,113	11,375

#### ウ 監査結果

水産物利用拡大型加速化事業の実施計画と実績報告を対比したところ、次のような点が判明した。

当初の計画では、「県内4市（7地区）の小・中学校においては、県央から県西部の瀬戸内海で水揚げされるハモの切り身、すり身、つみれ、ハンバーグ等の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供する。3市（5地区）においては地元で水揚げされる、穴子、アジ、メダイ、イカ等の代表的魚、また海苔の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供する。」とのことであった。

ところが、実績報告書では「10市町においては、地元で水揚げされる八頭、真鯛、タコ、連子鯛等の代表的な魚等の加工品を給食メニューにアレンジし児童・生徒等に提供した。1市においては県央から県西部の瀬戸内海で水揚げされるハモの切り身、すり身等の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供した。1市においては、地元で水揚げされるアジ、八頭、タコ、太刀魚、サザエを調理実習の食材として提供した。」と大幅な変更を行っている。

このような大幅な変更については、その理由を実績報告書に明記する必要がある。（意見）

### (3) せとうちの「おさかな」消費拡大事業

#### ア 事業概要

瀬戸内海の特徴的で魅力ある水産物の認知度を高め、瀬戸内海水産物のブランド力の強化や消費拡大を図る。

#### イ 決算額の内容及び財源内訳

（単位：千円）

年 度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額	15,874	15,874	—

節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	15,874	15,874	—
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	15,874	15,874	—
	一般財源			

#### ウ 監査結果

(ア) 平成23年度せとうちの「おさかな」消費拡大事業はプロポーザル方式での業務委託契約となっている。プロポーザル方式を実施した際の、審査委員における審査表には各委員が総評としてコメントを記入するようになっているが、全く未記載の審査員が数名見受けられた。一方で、しっかりとしたコメントを記載して、どう採点に反映させたかが分かる審査員もいた。

自由記入欄とは違い、総評欄は少なくとも審査状況・結果コメントを記載すべきであり、審査経緯が分かるようにしておく必要がある。

プロポーザル方式の審査の場合は特に提案内容の質が重要なため、その点をどう判断したか、主観的な部分のコメントが必要と考える。

(意見)

(イ) 請求明細が業務受託者より送付されているが、支出証憑の添付がないため、支出の実在性が確認できないので支出証憑の添付を検討する必要がある。(意見)

(ウ) 業務受託者から業務報告書を受理しているが、それを受けての費用対効果や次年度への引き継ぎ、所見等の記載がなされていない。

瀬戸内海の水産資源のブランド化という行政目的がどのように達成されたのかについて記載をさせる必要がある。(意見)

#### (4) 下関漁港振興対策融資事業

##### ア 事業概要

下関市南部3水産市場で卸売人の集荷拡大や買受人の購買力強化を推進し、下関地区の活性化と消費者への水産物の安定供給を図るため、下関市と共同で融資事業（水産都市しものせき活性化支援資金融資要

綱) を実施する。

(ア) 水産都市しものせき活性化支援資金

資金名	融資枠	融資対象	資金用途
水産物集荷拡大支援枠	24億円	下関中央魚市場(株) 下関唐戸魚市場(株)	生産者への前渡金や鮮魚・フクなどの生鮮水産物等の買い付け経費など、卸売人が集荷を拡大し、市場取扱量の増加を図るために必要な資金
買受人購買力増強枠	8億円	下関水産物精算(株)	生鮮水産物等の売買代金の精算業務を行う者が、その精算業務に必要とする資金
		下関水産物買受人組合及び下関唐戸魚市場仲卸協同組合の組合員	買受人が生鮮水産物等の売買代金の精算に必要とする資金

- ・ 預託金額 400,00千円(A銀行 370,000千円、B銀行 30,000千円)
- ・ 協調倍率 4倍
- ・ 預金利率 A銀行：定期預金 B銀行：無利子(決済用預金)

※預託金額は県の預託額、県と市で同額を寄託し、4倍協調で貸付

(イ) 「下関漁港振興対策融資」融資実績状況 (単位：千円)

貸付先	水産物集荷拡大支援枠		買受人購買力増強枠		
	下関中央	下関唐戸	下関水産物精算		下関水産物買受人組合等
貸付銀行	A銀行	A銀行	A銀行	B銀行	A銀行
融資枠	12億円	12億円	3.6億円	2.4億円	2億円
H19	543,333	554,583	120,000	120,000	3,000
H20	530,000	400,000	106,667	105,833	2,500
H21	582,500	1,086,667	86,250	87,083	13,333
H22	613,333	0	77,500	77,500	22,500
H23	619,167	500,000	85,000	85,000	20,833

※融資実績額は年度の月平均

イ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		400,000	400,000	400,000
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	400,000	400,000	400,000
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	401,757	401,757	401,757
	一般財源	△1,757	△1,757	△1,757

ウ 監査結果

融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用という面では必ずしも満足のいく結果ではない。また、当該制度融資の目的の一つに「市場取扱量の増加を図ること」とあるが、年々の市場規模を把握できる資料がなく、事後的な検証ができていない。

制度融資の存在意義を示すためにも成果を把握していく体制が必要である。(意見)

特に、買受人購買力増強枠対策資金については、一年を通じて融資実績が設定枠の5割に満たないので、融資枠について検討を行う必要がある。(意見)

(5) やまぐちの農水産物需要拡大協議会

ア 目的

生産者、流通・加工関係者、消費者が協働した「地産・地消」の推進や、県内外における販路拡大など、県産農水産物やその加工品の一体的かつ効果的な流通販売対策を通じた需要拡大を図ることを目的に平成18年度に設置された。

イ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		28,500	29,200	33,486
節	うち負担金補助及び交付金	28,500	29,200	33,486
	うち委託料			
	うち貸付金			



財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	28,500	29,200	33,486

ウ 監査結果

流通対策等事業補助金交付要綱、やまぐちの農水産物需要拡大対策事業実施要領等に基づき、交付申請書、補助金等の交付事務について監査したが、2（1）ウ監査結果に記載した事項以外、特に問題点等は見受けられなかった。

なお、平成23年度は、協議会への補助金28,500千円のほか、県下8地域の地域協議会に対し、9,000千円の補助金を支出している。

### 3 農業経営課

#### (1) 中山間地域等直接支払交付金事業

##### ア 事業概要

中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、5年間の農業生活活動を行う農業者等に対し交付金を交付する。なお、平成22年度から高齢農家も安心して参加でき、小規模高齢化集落にも配慮した仕組みを設けて実施している。

##### イ 事業目的

中山間地域等は、高齢化が進展する中で自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄の増加などにより、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄の発生を予防し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金事業を実施する。

これにより、適正な農業生産活動等が維持され、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、直接支払いの対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

##### ウ 事業主体

市町

##### エ 対象者

集落協定等に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（1ha以上の一団の農用地が対象）

##### オ 事業実施期間

平成22年度～26年度

区分	対象地域	負担割合			支払単価	
		国	県	市町	区分	単価 (10a)円
一般地域	地域振興5法地域内急傾斜地等 (国基準により指定)	1/2	1/4	1/4	田	21,000
					畑	11,500

市町長 特認	地域振興5法地域内緩傾斜地等 (国ガイドラインに準拠して指定)	1/2	1/4	1/4	田	8,000
					畑	3,500
知事特認	「知事が定める基準」に基づき指 定	1/3	1/3	1/3	田	21,000
					畑	11,500

カ 決算額及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		1,117,644	1,093,287	1,155,193
節	うち負担金補助及び交付金	1,117,577	1,078,559	1,155,193
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	726,753	704,244	—
	その他	67	14,728	756,578
	一般財源	390,824	374,315	398,615

キ 監査結果

(ア) 中山間地域等直接支払交付金事業により、中山間地域等直接支払制度の交付面積(体制整備分)は、平成19年度末の10,078haに対して、平成22年度末10,255ha、平成23年度末10,743haと増加している。

また、認定農業者数は平成19年度末の1,469経営体から平成23年度末の1,443経営体であり、数自体は微減であるが、特定農業法人数は平成19年度末の52法人に対し、平成23年度は114法人と大幅に増加している。

このことから、中山間地域等直接支払交付金事業は、耕作放棄地の発生防止、担い手組織の育成、地域集落の活性化及び多面的機能の維持等に貢献していると考えられる。

(イ) 山口県は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)第11の4に基づき、15市町、16協定について中山間地域等直接支払制度の交付事務の抽出検査を行い、平成23年12月5日に中国四国地方農政局に報告を行っている。

抽出検査チェックリストの指導事項の中には、

- ① 収支報告内容について、収支が整合するよう領収書等との確認

② 交付金の使途についての、総会等開催しての協定参加者への周知徹底

③ 協定参加者への周知方法に関して、総会等を開催しての活動状況や会計の報告等を行うことと記載がされている。

県は、収支内容の整合が図られていない場合等においては再検査を行い、また、担当者説明会や地域別検討会を活用して周知徹底を図っている。

これらの指導事項の改善が図れるよう、指導監督していく必要があると考える。(意見)

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金の補助金等の交付事務について、チェックシートにより交付事務の適正性の確認を行っている。

このシートは、補助金の交付事務に対して一般的に利用されており、その内容は、交付要綱の有無、提出書類への収受印の押印、審査内容の文書化(記録化)、根拠資料の収集、交付額の妥当性の審査、補助効果の測定及び間接交付する補助金等の項目に分かれている。

この様式は、県庁内部で一般的に利用されているが、その具体性に欠けている面がある。

例えば、「市町から中山間地域等直接支払制度の適切な実施に関する報告の有無」に関する項目等を追加してチェックする必要があるものとする。(意見)

## (2) 担い手総合支援資金制度対策事業

### ア 事業概要

営農段階に応じて必要となる資金の融通を円滑化することにより、特定農業法人を含む認定農業者の経営規模拡大や資金装備の高度化、新規就農等を金融面から支援する。

すなわち、農業制度資金の借入申込から貸付までの手続きの迅速化が求められている中、農業者が必要とする資金の融通を迅速かつ的確に実行するため、融資機関が融通する資金に対する手続きを統一化し、①借入申込から②利子補給の承認を経て(農業経営改善促進資金を除く)③融資実行までの手続きの迅速化に資するものである。

資金名・資金用途 【融資枠】	貸付利率 (%)		償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
	H23.2.21現在 通常分	金利負担軽減措置		
農業近代化資金 一般的な長期資金 【42.5億円】	1.6 〔認定農業者 は0.75～ 1.35%〕	認定農業者 (特定農業法人) 実質無利子	15 (7)	個人1,800万円 法人2億円
農業経営基盤強化資金 〔スーパーL資金〕 認定農業者向け長期資金 【18億円】	0.75～1.60	実質無利子	25 (10)	個人1.5億円 法人5億円
農業経営改善促進資金 〔スーパーS資金〕 認定農業者向け短期資金 【16億円】	1.5	—	5 (—)	個人500万円 法人2,000万円
新規就農資金 新規就農者向け営農資金 【1.5億円】	無利子	—	15 (5)	250万円/年 (3年以内)
農業経営負担軽減支援 資金 既往債務の負担軽減 【3億円】	1.6	—	15 (3)	営農負債残高

(注) 金利負担軽減措置は、500万円超の借入を対象に、借入当初5年間に限り実施。

## イ 決算額及び財源内訳

(単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		29,770	41,935	39,833
節	うち負担金補助及び交付金	25,695	28,099	29,444
	うち委託料			
	うち貸付金	4,000	13,625	10,125
財源内訳	国庫支出金			
	その他	4,102	13,732	10,229
	一般財源	25,668	28,203	29,604

ウ 監査結果

(ア) 認定農業者数の認定割合は、平成19年度末の46.6%から平成23年度末には55%、特定農業法人数は、平成19年度末の52法人から平成23年度末には114法人、そして、認定農業者等が担う水田耕作面積の割合は、平成19年度末の20%から平成23年度末には24%にそれぞれ増加しており、本事業による効果があったものと考えられる。

(イ) 担い手総合支援資金制度対策事業の資金別融資枠と資金別新規融資実績は下記のとおりである。

a 担い手総合支援資金制度対策事業の資金別融資枠の推移

(単位：千円)

資金名/年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
農業近代化資金	4,250,000	4,250,000	4,250,000
(うち知事特認枠—予備枠)	(750,000)	(750,000)	(750,000)
スーパーL資金	1,800,000	1,800,000	1,600,000
スーパーS資金	1,600,000	1,600,000	1,600,000
新規就農資金	150,000	150,000	150,000
農業経営負担軽減支援資金	300,000	300,000	500,000
合計	8,100,000	8,100,000	8,100,000

b 担い手総合支援資金制度対策事業の資金別新規融資実績の推移

(単位：千円)

資金名/年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
農業近代化資金	372,825	395,786	573,826
スーパーL資金	288,700	358,410	943,858
スーパーS資金	10,000	40,000	0
新規就農資金	23,420	18,800	22,140
農業経営負担軽減支援資金	0	10,000	20,000
合計	694,945	822,996	1,559,824

融資実績／融資枠 8.6% 10.2% 19.3%

この資金別融資枠は、債務負担行為として議会承認を受けているが、融資枠に対する新規の融資実績率は、欄外に記載のとおり大変低調である。

担い手総合支援資金制度の普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠の設定について検討する必要がある。(意見)

- (ウ) 担い手総合支援資金制度対策事業の各補助金について、補助金等の交付事務に係るチェックシートを作成し、補助金の交付事務の審査を行っている。その中で、補助効果の測定について数値以外のもので補助効果を測定としているが、その内容が曖昧である。その記載についてももう少し具体性を持たせる必要があるものとする。(意見)

### (3) ニューファーマー総合支援対策事業

#### ア 事業の目的等

担い手の減少や高齢化が進む中で、農業の持続的な発展を図るためには、地域の将来を担う新規就農者や企業等の多様な担い手の確保・育成を促進することが重要である。また、一方で雇用情勢の悪化等により農業分野への就業希望者は増加しており、こうした人材が、着実に就農するためには、就農相談から研修、就農支援まで一貫したサポート体制が重要である。

このため、県、市町及び関係団体等が連携し、若者や団塊の世代等多様な人材の確保・育成を図るため、就農相談活動の充実、効果的な就農研修の実施、農業法人等における就農や企業参入の促進など、総合的な農業支援対策の強化に取り組むことなどを目標としている。

#### イ 就農相談窓口の設置・運営

新規就農総合相談窓口の財団法人やまぐち農林振興公社が、県の就業相談窓口と連携し、新規就農者の確保・育成を図るための相談や啓発活動の実施。

#### ウ 新規就農者の確保促進

県及び地域の関係機関が連携しながら多様な人材(自己経営開始者、法人就農、定年帰農者等)を新たな担い手として確保・育成していくため、就農計画の作成支援、技術指導等の活動を総合的に実施。

#### エ 就農希望者に対する研修・就農支援

##### (ア) 自己経営開始のための研修

自己経営を目指す就農希望者(研修生)に対する研修費助成(15万円/月×24か月)・指導農家に対する助成費(6万円/月)。

(イ) やまぐち就農支援塾の設置運営

就農希望者に対する支援を強化するため、やまぐち就農支援塾(農業研修部)において入門研修、集落営農法人研修、担い手養成研修の各コースを開設し、農業技術習得のための研修の実施。

(ウ) 営農支援員設置事業

J Aが就農希望者を営農支援員として新規雇用し、農業法人等の農作業や加工販売等の支援活動を行う場合、その人件費を支援。

a 事業主体 J A山口中央会

b 取組内容 実施規模：新規雇用者24名

支援内容：人件費(賃金15万円/月×12か月、  
社会保険料)

(エ) ふるさとやまぐち就農促進事業

農業法人等が、耕作放棄地等を活用し、経営多角化等に取り組む場合に、新規雇用に要する人件費を支援。

a 実施主体 農業法人、新規参入企業

b 取組内容 支援内容：人件費(賃金15万円/月×12か月、  
社会保険料)

オ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		236,939	194,433	115,730
節	うち負担金補助及び交付金	28,033	29,333	29,816
	うち委託料	203,065	159,361	68,927
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	324	1,241	7,685
	その他	203,017	159,354	68,280
	一般財源	33,598	33,838	39,765

カ 監査結果

(ア) 新規参入確保総合対策事業(財団法人やまぐち農林振興公社)

a 実績報告書では、要綱で定める事業及び組織が補助対象になっているが、当初の計画段階での総事業費(15,500千円)については、特段の検討がなされないまま計画が承認されており、



例年同じ内容であるとしても計画段階での補助対象事業であるか否かの検討はすべきであると考ええる。(意見)

- b 新規参入確保総合対策事業費の4,000千円については、特に経費の増減には関係なく定額である。

県として必要な事業に対し補助をしているのであれば、経費の増減に応じて補助率をかえることも検討する必要がある。

また、代替職員(人件費の補助)については、県の予算を財団法人やまぐち農林振興公社に内示して、当該予算に合致する補助金申請書を提出させている。

このようなことから、補助事業として必要な人件費を県として負担するという観点からの補助金となっておらず、補助金としての合理性に問題がある。(指摘)

- c 財団法人やまぐち農林振興公社の代替職員実績報告書記載の実績人件費額と、当初計画書の計画金額は記載内容も全て同一であり、実績報告書の適正性に問題がある。県は賃金台帳等を入手し、実態額を把握し、財団法人やまぐち農林振興公社の必要額を次年度以降の予算額に反映させる必要がある。

平成23年度は、代替職員補助金使途についての実態調査はされておらず、実施する必要がある。(指摘)

- d 補助に係る経理について決算書上での確認では、適正に処理されているが、対象となる公社担い手会計の平成21年度の現金預金残高は4,988千円、平成22年度は5,246千円、平成23年度が6,578千円と増加傾向にある。県は事業に対して補助を行っているため、補助に当たって預金残高等について考慮はしていない。

しかしながら、補助金が投入される事業会計の現金預金が毎年増加しているのであれば、結果として補助金が過大ということも考えられる。

補助金額について再検討する必要がある。(意見)

- e 実績報告書上には総事業費は記載されているものの、記載内容が適正かどうかの確認がされていない。補助金実績報告書による書類上での確認を行う審査のため、実際上の資金使途等について

は確認がなされていない。実際の資金使途について確認する必要があると考える。(意見)

(イ) 自己経営開始支援事業

事業主体である地域担い手育成総合支援協議会又は市町からの提出資料の人数及び研修月数の情報に基づいて補助金は交付されている。しかし、当該協議会の経理については、特段のチェックがされておらず、実施する必要があると考える。(意見)

(ウ) 若者等就農支援事業

a 山口県地域農業戦略推進会議に対して業務委託しており、委託料の積算はなされているが、新規雇用従業者の人件費以外は明確な基準で積算されていない。

最終的には、人件費以外の経費の大幅な減少により、当初契約額172,062千円が最終契約額(平成24年3月21日)では131,442千円と減額されており、詳細な積算を行う必要があると考える。(意見)

b 主管課である農業経営課は決算書を手し、その内容を確認する必要があると考える。(意見)

c 平成24年3月21日に変更契約が締結され、内容変更は伴わないものの131,442千円に減額されている。委託先である山口県地域農業戦略推進会議からの変更承認申請書では、「当初計画の雇用人数が、中途終了及び追加募集により変更したことなどから事業費に変動が生じたため。」となっているが、積算内訳としては、人件費が6,654,752円の減少であるが、人件費以外の経費の減少が33,965,276円であり、変更承認申請書の理由との整合性がなく、どのような経緯でこの額になったのか明確な説明が必要である。(意見)

d 実績報告書の予算額と精算額は同額となっており、精算額が根拠を持って記載されているとは言い難い。実際の支出金額が精算額となっているが、内訳が正確に作成されていない。予算額と精算額との関係を明確にする必要がある。(指摘)

(エ) 営農支援員設置事業

予算上は、人件費は人員をベースとした計算を行い、人件費以外の経費も根拠を持って計算されているが、人件費の計算では雇用保

険と労災保険は含まれているものの社会保険が含まれていないため、積算上人件費が過小となっている。

当該積算根拠で契約した場合には、業務受託者にとって不利益が生じるため積算について検討する必要がある。(意見)

(オ) ふるさとやまぐち就農促進事業

a 緊急雇用という行政目的は達成されているが、事業主の親族と思われる者を雇用し、委託料を支払っているものがある。事業主の親族と思われる者の雇用については、要綱上は特に問題はないとのことであるが、このような雇用形態について検討する必要がある。同じニューファーマー総合支援対策事業の中の自己経営開始支援事業でのQ&Aでは、「研修者と指導対象農家が二親等内の親類関係は不可」という取扱いになっている。緊急雇用対策の委託事業として設計されているので、自己経営開始支援事業の取扱いを準用する必要があると考える。(意見)

b 緊急雇用対策として行っている事業であることを考慮すると、雇用保険に加入することがその後の失業した際の労働者への対策としては望ましいと考える。また、県の委託事業として実施した結果、労働契約が締結されること、農業の事故率及び小規模農家では労働法上の労災補償を自己負担で行うことは難しいことを考慮すると、労働保険については適用事務所であることを原則とすべきと考える。(意見)

c 県は、実績報告書が提出されることで委託契約が履行されていることを確認している。最終検査も検査調書にて行われており、この点においては特に問題はないと思われる。

ただし、実績報告書の提出が遅れたことにより、契約期間内に変更契約を行うことができず、支出負担行為で支出額を変更している例がある。金額変更があった場合には、原則として契約額について変更契約を締結する必要がある。(指摘)

(4) 企業と協働した地域農業活性化事業

ア 趣旨(企業と協働した地域農業活性化事業実施要領)

集落営農法人等が、農業参入企業と協働して人材の確保や経営発展など地域農業の活性化を図るため、平成23年度に制定された。

## イ 目的

農業参入企業と協働した集落営農法人等の人材確保や生産拡大などの取組みを支援することにより、地域農業の活性化を図ることを目的とするもの。

## ウ 内容

(ア) 啓発・相談体制の強化（実施主体：県）

- a 参入促進セミナーの開催  
参入説明会、研修会、現地見学会
- b 販路開拓や商品開発等のアドバイザー派遣
- c 営農計画作成支援（関係農林事務所）

(イ) 受け入れ態勢の強化（実施主体：地域担い手総合支援協議会）

- a 受入候補地、施設等の情報提供
- b 地域や地権者との調整支援

(ウ) 機械・施設整備の支援（実施主体：JAまたは集落営農法人）

JAまたは集落営農法人が農業参入企業と協働した取組みを行う場合その取組みに必要な機械・施設を整備する。

補助率: 県 1 / 3、市町 1 / 3、JAまたは集落営農法人 1 / 3

## エ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		13,247	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	12,931	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	13,247	—	—

## オ 監査結果

実績報告書は事業終了後全て提出されているが、ソフト事業（各市町協議会対象）分については、実績報告書において、どのような成果があったのかの記載が分かりづらいものがある。実施した事業だけではなく、どのような成果が出て企業協働に対して効果があったのかかが分かるように記載することが望ましい。（意見）

(5) 農業委員会費（農業会議事業活動費を含む）

ア 事業の概要

(ア) 農業委員会交付金

- ・市町農業委員会への委員手当、職員設置費、農地調査・農地基本台帳整備費の交付

(イ) 農地制度実施円滑化事業費補助金

- ・市町農業委員会が行う、農地法に基づく事務の適性実施のための支援に係る経費の交付
- ・市町農業委員会が行う、農地の有効利用を図るための支援に係る経費の交付
- ・山口県農業会議が行う、広域的な農地利用調整活動への支援に係る経費の交付

(ウ) 都道府県農業会議会議員手当等負担金

山口県農業会議に対する会議員手当、職員設置費の補助

(エ) 都道府県農業会議費補助金

山口県農業会議に対する事務費、業務費の補助

(オ) 根拠法令

農業委員会等に関する法律

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		108,413 (29,564)	114,491 (30,659)	91,186 (24,344)
節	うち負担金補助及び交付金	108,413 (29,564)	114,491 (30,659)	91,186 (24,344)
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	97,110 (18,261)	102,408 (18,576)	78,322 (11,480)
	その他			
	一般財源	11,303 (11,303)	12,083 (12,083)	12,864 (12,864)

( ) 内数は山口県農業会議費

ウ 監査結果

大きな目的として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の福祉の向上に寄与することを掲げていることから、当該補助金の効果の測定方法等について検討する必要がある。(意見)

(6) 農地保有合理化事業費補助

ア 農地保有合理化事業の概要

農業経営基盤強化促進法に位置づけられた農地保有合理化法人(財団法人やまぐち農林振興公社)が、規模縮小農家等から農地を買い入れ(借り入れ)担い手に農地を売り渡す(貸し付ける)ことにより、担い手への農地集積を図り、経営規模の拡大を支援するものである。

イ 農地保有合理化事業費補助事業の目的等

財団法人やまぐち農林振興公社が実施する農地保有合理化事業等に要する経費について補助するとともに、当該公社の適正な業務運営と事業の円滑な実施を推進する。また、農地の利用集積の推進により担い手の確保育成と規模拡大を図るため、農地所有者代理事業を行う各市町段階の農地利用集積円滑化団体との密接な連携を図りながら、農地貸借事業を中心とした農地の利用調整や管理を実施することで、農地の流動化を促進することを目的としている。

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		36,526	41,558	45,856
節	うち負担金補助及び交付金	36,375	41,558	45,730
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	4,126	8,689	13,006
	その他	121	161	497
	一般財源	32,279	32,708	32,353

エ 本事業による効果

農地保有合理化事業による認定農業者等への農地の集積状況

(単位:ha)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計

集積面積 (ha)	101.7	170.4	403.0	326.3	253.2	1,254.6
うち認定農業者	73.6	149.7	391.5	315.0	241.0	1,170.8
うち特定農業法人	37.5	98.3	341.0	210.0	204.8	891.6

本事業により、5か年実績として認定農業者に1,170.8haが集積され、うち特定農業法人に対しては、891.6haが集積されている。平成17年度より、特定農業法人を中心的な担い手と位置づけられており、優先的な集積が図られている。

今後、設立された特定農業法人の規模拡大や既存認定農業者の規模拡大に対して、より積極的な農地利用集積の支援を行うことで、担い手への効率的な農地集積が可能となると考えている。

#### オ 監査結果

交付申請書の内容、審査等の状況を調査し、要綱等で定める事業等が補助対象になっているかの確認、また、必要な書類は全て徴求し定められた審査・確認が行われているか等について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

#### 4 農業振興課

##### (1) やまぐち集落営農生産拡大事業

###### ア 事業の概要

麦、大豆、野菜等の生産拡大を図るため、経営改善に取り組む集落営農法人の低コスト化・省力化等の取組みや新規作物導入・機械整備などの生産拡大に向けた取組みを支援し、集落営農法人を核とした産地づくりを進める。

###### イ 事業の構成

###### (ア) 生産拡大支援対策（ソフト）

産地における安定供給体制の整備・推進指導や産地の核となる集落営農法人の経営複合化や生産拡大に必要な経費

###### a 生産拡大・産地強化対策（水田協「JA、市町、県」実施事業）

(a) 産地形成計画の策定・改訂

(b) 安定供給体制の整備（新規作物導入支援・たまねぎ長期出荷支援等）

(c) 低コスト・省力化の指導推進

(d) 安心・安全への取組推進

(e) 単収向上・高品質化の指導推進

###### b マネージメント対策（担い手協「JA、市町、県」実施事業）

地域担い手育成総合支援協議会活動支援

(a) 担い手育成総合支援協議会活動

(b) 担い手経営能力向上支援活動

(c) 集落営農の法人化等推進活動及び経営の複合化・多角化活動

###### (イ) 生産条件整備支援対策（ハード）

集落営農法人を核とした産地の生産拡大を図るための計画策定地域への機械・施設等の整備。特に、麦・たまねぎの増産に係る機械整備

(市町間接補助事業「法人・JA等」)

###### ウ 事業の目的

集落営農法人を核とした産地づくりを行いながら、特に県産需要に対して不足している麦・たまねぎ等の生産拡大を推進し、県産需要への確実な対応、畑作物の導入による経営複合化や土地利用率の向上による農家所得の増大を図るための支援を目的としている。



エ 決算額の内容及び財源内訳

(ア) 生産拡大支援対策（ソフト）

a 生産拡大・産地強化対策 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		41,888	28,354	—
節	うち負担金補助及び交付金	41,888	28,354	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	41,888	28,354	—

b マネージメント対策 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		16,680	18,024	—
節	うち負担金補助及び交付金	16,680	18,024	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	16,680	18,024	—

(イ) 生産条件整備支援対策（ハード） (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		236,396	183,662	—
節	うち負担金補助及び交付金	236,396	183,662	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	236,396	183,662	—

オ 監査結果

(ア) ソフト事業については、交付事務に係るチェックシート、審査チェックリストがあるが、ハード事業についてはチェックシートやチ

チェックリストがない。ハード事業については、農林事務所が現場とのコミュニケーションを十分にとっているためとのことであるが、手続きは統一する必要がある。

なお、チェックシートは必ず使用しなければならないものではなく、任意のものとのことであるが、これについても統一する必要がある。(意見)

- (イ) ハード事業については検査調書があるが、ソフト事業では検査調書がない。統一する必要がある。(意見)
- (ウ) 概算払い金額の算定方法について明確な基準が存在しない。基準の明確化が必要である。(意見)
- (エ) 毎年度、栽培面積・出荷量等の実績を把握し目標を設定しているが、前年度に設定した目標との比較は行われていない。比較分析を行うことを検討する必要がある。(意見)
- (オ) 集落営農法人の目標値が適切であったか(高すぎなかったか)を検討する必要がある。(意見)
- (カ) 「やまぐち集落営農生産拡大事業実施状況報告書」の提出は、導入後3年間としているが、農機具の耐用年数は3年以上であり、状況報告の提出期間の延長を検討する必要があると考える。(意見)
- (キ) 実施状況報告書をみると、利用率が年々落ちているものがある。  
特に貸出し用の農機具については、貸出先が自前で農機具を導入などした場合に利用率はかなり落ちている。貸出し用の農機具購入についての補助金交付のあり方について検討する必要がある。(意見)

## (2) 水田農業等指導推進体制強化事業

### ア 事業の概要

農業者戸別所得補償制度の実施に必要となる推進活動並びに米穀の需給調整の実施及びその確認体制の整備等の現場での活動を円滑に行うことを目的として、必要な経費を事業実施主体である市町、山口県地域農業戦略推進協議会及び各地域農業再生協議会に助成を行うものである。

### イ 事業の構成

- (ア) 農業者戸別所得補償制度の推進(補助対象:山口県地域農業戦略推進協議会・各地域農業再生協議会)

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を持続することを目的とするもので、この制度の実施に必要な推進活動や現地確認等に要する経費に対し補助を行うものである。

(イ) 米穀の需給調整の実施（補助対象：市町）

米穀の需給調整は、米穀の需給調整実施要領に基づき農業者が生産数量目標（国が設定）に即した米生産を行うよう促す取組みであり、この取組みの実施に必要なとなる生産数量目標の配分方針の決定や需給調整実施状況の現地確認等の取組みに要する経費に対し補助を行うものである。

ウ 決算額の内容及び財源の内訳

(ア) 戸別所得補償制度の推進

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		110,350	102,681	—
節	うち負担金補助及び交付金	110,170	102,276	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	110,350	102,681	—
	その他			
	一般財源			

(イ) 米穀の需給調整の推進

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		6,004	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	5,364	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	6,004	—	—

## エ 監査結果

交付金の前年度支払金額との比較をすると、交付金のうち米の所得補償交付金は減少しているが、水田活用の所得補償交付金は増加しており、畑作物の所得補償交付金、加算交付金は平成23年度から新しく交付対象となっている。

県としては交付金が増加することが効果であると考えている（米の所得補償交付金については、需給調整で生産数量目標が設定されるため作付実績が需給調整に影響されるという面がある。）。

需給調整については、生産数量目標に対する作付実績率は、98%～99%であり、毎年度達成している。

しかし、目標値は設定すべきであると考え。目標を達成したか否かで補助金の効果があったか判断しやすくなる。また、今後の対応方法を明確にする必要がある。（意見）

## (3) 循環型農業加速化支援事業

### ア 事業の目的等

山口県循環型農業推進基本方針（平成13年3月）に基づき、循環型農業生産技術の導入や地域の有機質資源の有効利用による化学肥料、化学農薬の使用低減等循環型農業の取組みを推進しているが、特に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定については、加速化プラン及びやまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画において目標を設定し、積極的に推進している。

本事業では、循環型農業の普及推進を加速的に進めるため、循環型農業技術の開発推進によるエコ農産物の生産拡大に加え、実需者、消費者等への普及啓発活動を積極的に行うこととしているが、併せてGAP（農業生産工程管理）手法を推進することにより、リスク管理が徹底され、安心・安全な農産物を供給できる体制を整備することとしている。

さらに、平成23年度から国が実施する環境保全型農業直接支払交付金の制度を活用することでエコファーマー認定の効果的な推進を進め、確実な目標達成を図ろうとするものである。

※ エコファーマーとは持続農業法に基づき、持続性の高い農業生産

方式を導入することで、現行より30%以上の化学農薬・化学肥料を削減する「導入計画」を作成し、県知事に認定を受けた農業者

※ エコファーマーの認定者

- ・平成19年度 2,150人
- ・平成23年度 2,481人（実績）
- ・平成24年度 2,550人（目標）

イ 事業内容と負担区分

(ア) 循環型農業技術の確立・普及

(予算3,639千円「県3,630千円」)

農林総合技術センターにおいて、循環型農業技術の確立を図るとともに、各地域においては、実証ほ場を設け、循環型農業技術の普及を図る。

(イ) エコ農産物のPR

(予算1,532千円「県1,528千円」)

山口県循環型農業推進協議会、県内8地域の循環型農業推進協議会を開催し循環型農業の取組みを理解してもらうとともに、エコファーマーの作った農産物、エコやまぐち農産物のPRを行う。

(ウ) エコファーマーのネットワーク構築

(予算929千円「県929千円」)

エコファーマー、エコやまぐち農産物生産者・有機農業実践者を対象とした研修会等を実施し技術の向上を図るとともに、農業者の仲間づくりの支援を行う。

(エ) GAPの推進

(予算8,252千円「国7,927千円、県325千円」)

農産物の安全性確保と農業経営の改善の手法として、生産現場へのGAP（農業生産工程管理）導入支援を行うとともに、県域で普及指導員・営農指導員を対象に指導員の育成研修を実施し、支援体制を構築する。

(オ) 環境保全型農業直接支払交付金

(予算13,000千円「国4,994千円、県8,000千円」)

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者に対し、8,000円/10aを交付する平成23年度に始まった国の制度である。

交付を受けるには、エコファーマー認定を受けていることが条件であるため、循環型農業の普及・定着のツールとして活用する。

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(ア) 農産物の安全性の向上 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		984	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	984	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	984	—	—
	その他			
	一般財源			

(イ) 環境保全型農業直接支援対策 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		2,115	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	2,115	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	2,115	—	—

(ウ) 環境保全型農業直接支援対策推進 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		575	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	575	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	575	—	—
	その他			
	一般財源			

エ 監査結果

当事業のうち環境保全型農業直接支払交付金は地球温暖化防止等

のため、「化学肥料及び化学農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減した上で特定の営農活動を行った農業者に対して」交付金を交付するものであるため、直接的な補助効果の測定は難しいと考えられるが、補助効果の測定の方法等について、県としても検討を進める必要があると考える。(意見)

#### (4) やまぐち花き産地強化対策事業

##### ア 事業目的

県産花きの情報発信や新たな需要の創出、経営力のある担い手づくり等に生産者、関係団体、やまぐちフラワーランド等と連携して取り組み、花き産地の強化を図る。

##### イ 事業概要及び実績等

###### (ア) 県域活動

###### a 協議会・専門部会の開催

(a) 花き振興協議会総会の開催

(b) 花き振興協議会専門部会の開催

###### b やまぐち花きの総合的な情報発信

情報発信の拠点づくり

・県産花きの活用 → フラワーランドでの催事に合わせた展示直売や体験を実施

・情報誌等を活用した県産花きの情報発信 → フラワーランドだより1ページを花き振興協議会のページとして活用

###### c 花き関係者相互の情報交換

(a) 花き振興大会 → 生産者と生花商等花き関係者での研修及び意見交換会の開催

(b) 花卉連研修会 → 「花卉連草花部会」「花卉連バラ部会」研修会等の開催

###### d 新たな需要の創出

小学生等を対象とした花の楽しみ方の普及

・生産現場での花育活動実践 → 花き生産者のほ場を使い、周年で栽培に携わるとともに活用方法を学ぶ

・柳井市立小学校6年生が卒業式を装飾する花と家族に送る花づくりを実施

e 幅広い需要拡大活動

- (a) 県産の旬の花の展示PR（旬花 onTV） → 毎週県内テレビ局3社で旬の花の特徴や産地情報を紹介
- (b) 山口県花き振興協議会ホームページ「やまぐち花空間」管理
- (c) 県オリジナルユリの振興

(イ) 地域活動

a 新たな需要の創出

- ・小学生を対象とした花の楽しみ方の普及
- ・幅広い需要拡大活動
- ・経営力のある担い手づくり

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		10,000	10,000	10,000
節	うち負担金補助及び交付金	10,000	10,000	10,000
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	10,000	10,000	10,000

エ 監査結果

(ア) 補助金の算定方法は、各花き生産組合等の団体から事業計画の要望をとりまとめ、補助経費として適当か否かを判断しながら、不適切な経費を削減指示し、実施事業費の1/2を算定している。

補助金の支払時期は、8月と2月と規定されているが、実際には概算払いは11月と2月になっている。(意見)

(イ) 毎年同様の内容で補助事業の要望が上程されているが、効果の測定評価に対する具体性が欠けているため、補助金の必要性が不透明である。

継続的な補助は行政依存体質になり易いため、事業報告にとどまらず、具体的な効果を定量的に示す必要がある。(意見)

(ウ) 概算払いの計画時期と実際の支払時期が相違しているが、補助事業の実施時期に対応した交付を当初計画しているにもかかわらず、



請求遅れから交付がずれ込んでいる。先方からの請求が遅れたことが原因とはいえ、事業費補助の点で、適正な事業費支出の経過に応じて補助金を交付する必要がある。(意見)

## (5) おいでませ!やまぐち花いっぱい事業

### ア 事業目的

おいでませ!やまぐち国体・山口大会を契機に、道路沿線や拠点施設における飾花や、企業・団体職場における花いっぱい運動の取り組みを通じ、花が身近にある暮らしの定着・拡大を推進し、県産花き、苗ものの消費拡大を図る。また、花いっぱい運動と連動して、県産間伐材を用いたプランターカバーを県民に広くPRし、国体を契機とした県産間伐材の利用促進及び消費拡大を図ること等を目的としている。

### イ 事業概要

#### (ア) 間伐材プランターカバー制作

間伐材プランターカバー1,400基を制作

(事業費:12,024,600円)

(財源:緊急雇用創出事業臨時特例基金)

(委託先:山口県森林組合連合会)

#### (イ) 飾花(※ 土木建築部へ委託実施)

##### a 山口宇部空港緊急景観美化(花いっぱい)事業

山口宇部空港における国体推奨花プランター(200基)の設置維持管理等

(事業費:6,331,500円)

(財源:緊急雇用創出事業臨時特例基金)

(委託先:A社)

##### b 一般県道宮野大歳線外緊急景観美化(花いっぱい)事業

・国体推奨花プランター(4,000基)の設置、維持管理等  
(JR新山口駅:200基、維新公園周辺:2,200基、湯田温泉周辺:1,100基、きらら博記念公園周辺:500基)

(事業費:43,774,500円)

(財源:緊急雇用創出事業臨時特例基金)

(委託先:B社)

- ・企業等に花いっぱい運動への参加・協力を求め、県産の国体推奨花苗を128団体に提供

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		62,131	—	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	62,131	—	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	62,131	—	—
	一般財源			

エ 監査結果

山口宇部空港緊急景観美化（花いっぱい）事業に伴う業務委託について、委託期間末（平成23年11月30日）が迫った11月24日に剪定工及び除草工の作業量の増工委託による変更契約を締結している。

また、一般県道宮野大歳線外緊急景観美化（花いっぱい）事業に伴う業務委託についても、委託先から契約変更の申し出がなされ、数量追加（現地精査他）による増額変更となっているが、変更契約を締結したのは工期末（平成23年12月22日）が迫った平成23年12月8日である。

いずれの契約変更も、変更時期が適切だったか否かが不透明である。

なお、一般県道宮野大歳線外緊急景観美化（花いっぱい）事業に伴う業務委託については、結果として、当初設計の予定価格を超過する委託料となっており、予定価格自体の精度に問題があると考えられる。（意見）

(6) やまぐちフラワーランド管理運営事業

ア 事業概要

県民へ花と緑にふれあう場を提供するとともに、県の花き振興拠点施設として設置された「やまぐちフラワーランド」は、より効果的な管理運営のため、設置（開園）当初から指定管理者制度を導入した施

設であり、本事業は「やまぐちフラワーランド」の管理運営について指定管理者（財団法人やない花のまちづくり振興財団）に管理を委託する事業である。

平成18年度より事業を開始し、平成23年度からは2期目の指定管理期間（5年間）となっており、指定管理料については、指定管理者の事業計画に基づき、平成22年11月県議会において、平成23年度から平成27年度までの5か年、計541,845千円の債務負担行為の決議がなされている。

イ 事業費 (単位:千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	107,069	108,369	108,369	109,019	109,019

ウ 設立の目的

市民、地域団体、企業、花き生産者、行政等が協働した花のまちづくりができる環境づくりを行うことにより、地域における花き振興を推進するとともに、地域内外の交流を通じて地域の活性化や快適な生活空間の創出に寄与することを目的に掲げている。

エ 事業の内容

- (ア) 花のまちづくりに関する調査研究及び啓発普及
- (イ) 花のまちづくり活動の支援及び育成
- (ウ) 花き振興に関する情報収集及び提供
- (エ) 山口県知事の指定を受けて行う公の施設（やまぐちフラワーランド）の管理運営
- (オ) その他目的を達成するために必要な事業

オ 開園後の入場者数 (単位:人)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年 計	229,447	130,413	112,931	117,532	129,655	111,652

平成23年度末累計 831,630人

カ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		108,629	158,425	148,250
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	107,069	158,335	148,250

	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	108,629	158,425	148,250

#### キ 監査結果

- (ア) 指定管理者導入ガイドラインによれば、原則公募となっている。  
 例外措置として、公募しない場合は、ホームページ等で理由を公表しているが、柳井市の振興上の理由から非公募とするのは、指定管理者制度の趣旨に沿わないと考える。(意見)
- (イ) 指定管理者団体が市の100%出資団体であり、民間の知恵を導入するという方針とは整合しないのではないかと考える(指定管理者制度ガイドラインの概要の中で、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上…(略)…を図る」とある。)。また、少なくとも民間企業が参入している場合を想定してコスト面や収入面での効果を検証する体制が必要である。(意見)  
 入園者の推移を見ても、開園年度は見込値に概ね近似するものの、以降は年々目標値に対して下振れしているため、民間の競争原理を導入する必要があると考える。(意見)
- (ウ) 各支出項目の内訳書までは入手されているが、積算の算定根拠が入手されていない。(意見)
- (エ) 収支予算書や内訳書は作成されているが、決算書との科目間の整合性がない。予算・実績の把握が明瞭にできるように、正味財産増減計算書レベルでの予算書を作成する必要がある。  
 これにより、具体的にコストカットすべき項目を明らかにすることが可能と考える。(意見)
- (オ) 県民の花と緑へのふれあい、山口県の花き振興の拠点とすることを主目的とした事業であるが、単独指定の理由として、「柳井地域の花き振興や観光振興を推進する必要性」や「柳井市の地域振興は他者では困難」などとされている。確かに施設の立地上は柳井市であるが、それをもって、指定管理者が必ずしも、「やない花のまちづくり振興団体」が単独指定される理由にはならないと考える。開園当初から柳井市の補助負担割合が高まっているものの、依然として県が65%負担することについて検討する必要があると考える(開園

当初は柳井市15%・山口県85%)。(意見)

柳井市に売却するなど、県の財産から切り離して、柳井市独自の振興を図ることも検討する必要があると考える。(意見)

## (7) 安心・安全農作物づくりサポート事業

### ア 事業の目的

食の安心・安全に対する消費者ニーズ等に対応するため、農薬の適正使用指導、農薬販売店への立入検査、マイナー作物の農薬登録、出荷前の残留農薬検査や有害物質リスク低減対策を講じることで、安心・安全な農作物の生産体制の強化を図ることを目的としている。

### イ 事業の負担区分

項目	区分	事業主体	負担区分 (千円)		
			国	県	その他
農薬安全使用対策		県	616	616	
農薬取締対策		県	78	4,695	24
河川モニタリング対策		県	0	162	
マイナー登録支援対策		県	636	643	3
残留農薬検査支援対策		J A山口中央会	0	15,000	
農産物リスク管理対策		県	0	409	
生産履歴チェック機能強化対策		J A山口中央会	0	600	
有害物質リスク低減対策					
	指導対策	県	0	1,047	
	土壌実態の把握	県	2,605	1,390	9
	カドミウム検査支援対策	J A山口中央会		5,600	
合 計			3,935	30,162	36

### ウ 残留農薬検査支援対策

県民に安心・安全な農産物を供給するため、J Aグループ山口が実施する「消費者に安全で安心な農産物づくり」に必要な不可欠な生産者段階（出荷前段階）における農薬残留分析調査に要する経費の一部を助成するもの。

(ア) 事業実施主体 J A山口中央会

(イ) 負担区分 県1/3 J A山口中央会1/3 農協1/3

(ウ) 検査成分数 174成分

(エ) 検査費用 30,000円/検体

(オ) 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		14,420	14,000	12,850
節	うち負担金補助及び交付金	14,420	14,000	12,850
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	14,420	14,000	12,850

エ 生産履歴チェック機能強化対策

農業者が取り組む生産履歴記帳のチェック機能を充実強化することで、より安全な農産物が生産できる体制を構築するもの。

(ア) 事業内容

- a 生産履歴記帳運動の推進及びチェック機能・体制の強化
- b 安心・安全に係る情報発信

(イ) 事業主体：JA山口中央会

(ウ) 負担区分 県1/2 JA山口中央会1/2

(エ) 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		219	260	—
節	うち負担金補助及び交付金	219	260	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	219	260	—

オ 有害物質リスク低減対策

カドミウム基準値超過米の流通を未然防止するため、生産現場での技術対策とともに、JA山口中央会が実施する出荷前玄米の自主検査を支援する。

(ア) 調査方法

簡易検査キットでのスクリーニングと社団法人やまぐち食の安心・安全研究センター等による外部委託検査を組み合わせ実施《外部委託検査は、簡易検査キットによるスクリーニングで一定基準(0.28 mg/kg以上)を超えた場合に実施される。》。

(イ) 実施状況及び検査結果

- ・検査点数8,857点
- ・基準値超過米は確認されていない。

(ウ) 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		5,600	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	5,600	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	5,600	—	—

カ 監査結果

生産履歴チェック機能強化対策の検査体制について、農作物の生産部会数350に対し、実際に検査を行った部会数は344であり、残りの6部会については、検査が実施されていない。この6部会については、「農薬取締法で定める農薬使用基準の対象になっていない非食用農作物の部会であることから、検査は実施されていないが、農薬を使用するため、指導等を行う必要があると考えている(所管課)」とのことであり、指導等の必要があると考える。(意見)

## 5 農村整備課

### (1) 土地改良事業指導運営費

#### ア 事業概要

この土地改良事業指導運営費は、

- (ア) 県土地改良事業団体連合会が県管理指導センターにおいて実施した土地改良施設管理指導事業及び土地改良相談業務事業に対する補助
- (イ) 県土地改良事業団体連合会が換地センターにおいて実施した土地改良換地等強化学業に対する補助
- (ウ) 下関市に管理委託している県営歌野川ダム(防災・利水共用施設)の維持管理費等である。

このうち、(ア)の県土地改良事業団体連合会が県管理指導センターにおいて実施した土地改良施設管理指導事業及び土地改良相談業務等事業に対する補助金の目的は、土地改良施設管理指導事業については、施設の多様化、高度化等に伴い技術的に煩雑な管理操作を要するものが増加してきているが、個々の土地改良区等において、対応できる専門技術職員を確保することは、極めて困難な状況であるため、県土地改良事業団体連合会が県管理指導センターを設置運営し、専門技術者による土地改良施設の診断・管理指導を行い、土地改良相談業務事業については施設管理等に関する苦情・紛争対策の相談を行い、土地改良施設の適切な管理及び土地改良事業の適正かつ円滑な推進を図るものである。

土地改良事業によって造成された施設のストックの増加、老朽化の進展、管理者である農業従事者の減少及び高齢化等により専門技術者による土地改良施設の管理指導の必要性がますます高まっており、県管理指導センターの役割が増大している。

(イ)の補助金は、県土地改良事業団体連合会がほ場整備事業等の換地処分を必要とする事業において、換地業務の促進を図るため設置した換地センターに対する事業費の補助である。

(ウ)の補助金は、下関市に管理委託している県営歌野ダム(防災・利水共用施設)の維持管理費として、下関市との協定に基づき補助しているものである。



イ 決算額の内容及び財源内訳

(ア) 土地改良事業指導運営費（管理指導センター）の予算・決算

(単位：千円)

予算・決算／年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
予算額（当初）	4,472	5,792	4,680
内訳 国（50%）	2,236	2,896	2,340
県（25%）	1,118	1,448	2,340
（小計）	3,354	4,344	4,680
連合会（25%）	1,118	1,448	—
合計	4,472	5,792	4,680
実績額	3,690	4,068	4,680

(イ) 土地改良事業指導運営費（換地センター）の予算・決算

(単位：千円)

予算・決算／年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
予算額（当初）	3,520	4,400	1,690
内訳 国（50%）	1,760	2,200	845
県（25%）	880	1,100	845
（小計）	2,640	3,300	1,690
連合会（25%）	880	1,100	—
合計	3,520	4,400	1,690
実績額	2,804	3,090	1,690

ウ 監査結果

(ア) 県土地改良事業団体連合会が設置する管理指導センターの業務の中に土地改良施設の診断・指導業務があり、管理指導センターは土地改良施設の診断指導業務（定期及び要請）を実施している。

その診断は、対象施設ごとにA、B、C判定を行っている。

A判定とは、錆等がなく、管理の良い施設で正常に運転可能であるもの。

B判定とは、錆等が全体の1/2以内で給油脂等はやや不足のみであるもので、運転可能なものの多少の異音等のあるもの。

C判定とは、老朽化が全体的に進行しており、腐食が激しく給油脂等は不良であり、正常な運転が困難なため、正規の能力を発揮で

きないので整備・改修を要するもの（運転不可または運転が著しく困難、堤体の藪化、漏水量大）である。

平成22年度に実施した診断結果の中には、C判定のものが8件あり、そのうち翌年度以降に事業計画されたものは2件であった。

この診断結果を生かすためにも、自己資金の調達など課題はあると思われるが、早期の事業化を行う必要があるものとする。（意見）

(イ) 水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農振第2318号）により、県土地改良事業団体連合会（換地センター）の実施する補助対象事業に換地処分促進指導事業が追加となった。

この新事業の対象となっているのは、換地処分が滞っている平成4年度に換地処分予定であった1地区（2換地区）である。このうち第1換地区については平成24年2月に、また第2換地区については平成24年5月に換地処分予定と報告されているが、結果として実行されていない。

このような状況が続くと換地を行うためのコスト（換地センターの人件費等）の発生が続くこととなり、結果的には補助金の額にも反映することとなるので、早期に換地処分を実施する必要がある。

（意見）

(ウ) 下関市に管理委託している県営歌野川ダム（防災・利水共用施設）維持管理費については、平成23年度基幹的防災利水施設管理事業補助金交付申請書、協定書等により監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

## (2) 土地改良負担金総合償還対策事業費

### ア 事業の目的

#### (ア) 平準化事業

土地改良事業等の農家負担金の利子補給を行うことにより、年償還額を平準化し、円滑な償還を図ることを目的としている。

#### (イ) 担い手育成支援事業

担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区に対し、土地改良事業の農家負担金の軽減を図るとともに、農用地の利用集積を促進し、高生産性農業の確立を図ることを目的としている。

### イ 事業実施主体

公募団体（全国土地改良事業団体連合会）

ウ 事業の内容

(ア) 平準化事業

平成元年度まで（特例として平成5年度まで）に採択された事業実施地区で、土地改良事業の農家負担金の償還が困難な地区において、年償還額が一定額（平準化目標額）以上となる部分について、土地改良区が融資機関から資金（平準化資金）を借り入れ、その支払いを後年に繰り延べする。その際、平準化資金の償還に必要な利子を助成する（国1/2、県1/2）ことにより総償還額を増やすことなく支払いを後年に繰り延べすることができる。

(イ) 担い手育成支援事業

平成5年度までに採択された事業実施地区で、担い手への利用集積増加率が3割を超える地区にあって、土地改良事業の農家負担金の水準が一定以上の地区について、負担金の償還利率が2%を超える利息相当額を助成金として交付するもの。（国1/2、県1/2）

更に、土地利用高度化に取り組む地区には、1%相当額が加算される。（土地利用高度化加算）

エ 決算額の内容及び財源内訳

(ア) 土地改良負担金総合償還対策事業（平準化事業）（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決算額		771	984	1,220
節	うち負担金補助及び交付金	771	984	1,220
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	771	984	1,220

(イ) 土地改良負担金総合償還対策事業（担い手育成支援事業）

（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決算額		12,743	20,838	31,159
節	うち負担金補助及び交付金	12,743	20,838	31,159

	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	12,743	20,838	31,159

オ 監査結果

補助金のうち、大部分が負担金の軽減に充てられているが、補助金の効果の測定方法について、検討する必要がある。(意見)

(3) 危険ため池等ハザードマップ緊急整備支援事業

ア 事業の趣旨

危険ため池及び下流域に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池について、ハザードマップを作成し、防災意識の向上を図るとともに、ため池災害における被害の未然防止及び軽減を図ろうとするもの。

イ 事業の概要

(ア) 事業主体 県

(イ) 事業内容

a 災害発生時の氾濫等による浸水想定区域を特定するための調査解析等

b 浸水想定区域に基づき、避難誘導を実行あるものにするための災害時に必要な情報を盛り込んだハザードマップ原案の作成

(ウ) 事業期間

平成22年度～平成23年度

(エ) 対象ため池

平成29年度までに整備が必要と見込まれるため池のうち、平成23年度末に未整備となることが見込まれるため池(280箇所)

(オ) 負担区分 県10/10

ウ 県市町の役割

(ア) 県 : ハザードマップの作成に必要な情報を調査し、ハザードマップの原案を作成

(イ) 市町 : マップの印刷・配布及びマップを活用した防災活動の実施

エ ため池ハザードマップの発注方針(業務の委託)

(ア) 契約方法

a 条件付き一般競争入札（特定JVとする）

(a) 必ずしも単体コンサルタントで遂行し得ない業務ではないものの、技術的難易度の高い業務（時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた、ため池氾濫解析を行う特殊な業務）について、その共同施行を通じて地元コンサルタントに技術の移転を図る効果が期待されること。

(b) また、ため池ハザードマップの作成については、県外業者しか実績がない状況であり、単体で行うと全て県外業者が受注することとなるが、解析を行うに当たり、地形や地理的条件等を把握している地元コンサルが加わることにより、業務の精度が高まるとしている。

(注) 特定JVとは、山口県特定建設工事共同企業体取扱要領第2条において、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

オ 工区別契約額等

(単位：千円)

	予算額	設計額	契約額	落札率	変更設計額	変更契約額	当初/変更
第1工区	43,600	21,138	14,573	68.9%	25,717	17,728	1.22
第2工区		19,572	13,494	68.9%	24,927	17,186	1.27
合計	43,600	40,710	28,067	—	50,644	34,914	—

カ 決算額の内容及び財源内訳

危険ため池等ハザードマップ緊急整備支援事業

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		34,914	42,525	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	34,914	42,525	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	34,914	42,525	—
	一般財源			

## キ 監査結果

(ア) J Vでなくても実施可能な業務であるとは言えるが、前述の理由から、山口県としてJ Vで行った合理性はあると判断した。

(イ) 二工区に分けて発注しているものの、入札及び開札スケジュールが二工区とも同日となっている。

二工区とも業務内容には差が無い。したがって、入札率は二工区ともにほぼ同率になることは予想され、また、同一J Vが落札する蓋然性が高いと言える。

今回の落札でも、二工区とも68.9%の落札率で、同一のJ Vが落札している。

受注機会の増大や今回J Vにて発注を行った理由のうち「県内業者への技術移転」を考慮すると、入開札のスケジュールをずらすことも考慮する必要があったと考えられる。(意見)

(ウ) 委託契約及び変更契約は適切に締結されていた。

(エ) 「危険ため池等に係る浸入予測区域の調査及び図面の作成（第1工区）」の委託契約により提出された報告書の1-41~1-50までに、追加設計以外のハザードマップの内容が記載されている。

しかし、岩国農林事務所管轄のハザードマップについては、この報告書に準拠したものとなっていない。

報告書で内容を整理した上で、ハザードマップを作成していることからすれば、報告書に準拠した成果物である必要があると考えられる。県の見解は、「各市町委員会の独自性が出ているのであり、趣旨が異なるものではないので問題はないと認識している。」とのことである。

しかし、これでは作成した報告書の意味が薄れてしまう。この報告書をもとにしてハザードマップを作成しなければ、県が考える効果が成果物に表れないことになる。(意見)

## 6 畜産振興課

### (1) 山口黒かしわ地どり生産拡大事業

#### ア 事業目的

平成20年に県畜産技術部において、肉質等に優れた県初のオリジナル地どりである山口黒かしわ地どりが開発され、この地どりの情報発信力を強化加速することで、県の統一的ブランドとして推進し、併せて肉用鶏農家の所得向上や肉用鶏生産額の増加、需要拡大により地産・地消を推進することを目的とする。

#### イ 事業概要

(ア) 山口黒かしわ地どり生産体制整備（事業費：16,800千円）

素ビナ生産拠点施設整備（種鶏場）

生産組合による県内生産者への素ビナ供給拠点施設整備への支援  
（県1/2、生産組合1/2）

(イ) 生産需要拡大対策（事業費：1,600千円）

ブランド推進支援(山口黒かしわ地どり振興協議会)

県民に対する知名度を向上させるため、きらら物産フェア等でのPR等による情報発信を実施

生産者へ飼育技術を普及するため、飼育マニュアルを作成、配布

#### ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		12,875	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	12,875	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	956	—	—
	一般財源	11,919	—	—

#### エ 監査結果

山口県畜産振興対策補助金交付要綱、山口県黒かしわ地どり生産拡大事業実施要領等に基づき、交付申請書、補助金等の交付事務について監査をしたが、特に問題点等は見受けられなかった。

## (2) 山口の牛づくり推進事業

### ア 事業目的

肉用牛の自給率向上を図るため、県下6か所の改良団体（社団法人山口県畜産振興協会等）、生産者と一体となった取組みを行い、生産者のニーズに合った種雄牛の造成と供用を推進するとともに、繁殖雌牛群の能力向上を推進することを目的とする。

### イ 事業概要

#### (ア) 肉用牛改良高度化推進事業

##### a 肉用牛改良高度化推進

県内地域に適した特徴（肉質が良い、肉量が多い等）を有した種雄牛の造成と供用を推進するとともに、繁殖雌牛群の能力の向上を図るものである。

##### b 肉用牛改良補完（とも補償）

選抜した候補種雄牛の能力判定のため、生産農家の協力を得ながら生産した子牛を用いて検定を行うが、種雄牛の産肉能力が未判定であることから子牛の市場評価が低いため、その子牛生産に協力した農家に対して補てんを行うものである。

（注）とも補償とは、子牛市場販売における価格差を補填する制度である。

能力未判定の種雄牛産子は、子牛市場で低い評価（低価格）となるため、関係者が基金を積み、相互扶助として子牛市場平均価格との価格差を補填し市場出荷を促進することで肥育農家（牛の肥育を専門で行う農家）への引渡しを円滑にしようとするものである。

#### (イ) 県産和牛のブランド力向上対策事業

##### a 肉用牛群資質向上対策

県域の出荷を扱う全国農業協同組合連合会山口県本部が、出荷した枝肉情報等を収集・分析し、経営指導や研究会等で農家に情報をフィードバックすることで、高能力な雌牛の整備や改良事業の円滑な推進を進め、ブランド力向上を図る。

また、安心・安全な県産畜産物を求める消費者ニーズに応えるため、牛トレーサビリティシステムを活用し、個体識別情報に農家からの給与飼料の内容や飼養管理情報を加えて、インターネッ



トで情報提供を行う。

b 牛肉品評会

都市圏食肉市場（大阪市）において、県有種雄牛産子に限定した牛肉品評会を開催し、高品質な山口県産牛肉をPRする。

また、牛肉品評会の成績上位入賞者を褒賞するとともに、県内肉用牛農家や関係者を対象とした肥育技術研究会を開催し、研鑽を図る。

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		31,775	31,996	36,748
節	うち負担金補助及び交付金	1,076	1,156	1,060
	うち委託料	700	700	700
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	10,288	10,325	8,596
	一般財源	21,487	21,671	28,152

エ 監査結果

(ア) 肉用牛改良補完の補助金事業において、指定交配の促進のため、指定交配を受け入れた生産農家に対して報償費を支出している。しかし、「指定交配の報償費」と「とも補償による価格差補填」では制度目的がそれぞれ異なるとの説明であったが、とも補償による価格差補填は行われており、支出する意義に乏しい。

また、とも補償による価格補填についてその価格を1頭当たり4万円としているが、直前平均価格差は3万5千円であり、補償価額の精緻化を進めることが必要と考える。(意見)

(注) 指定交配とは、農家負担による検定牛の生産促進を目的とするものである。

県が造成する種雄牛の能力を判定するための検定牛(材料牛)は、農家の協力によって生産してもらうため、県が報償費を支出し検定牛を確保しようとするものである。

(イ) 肉用牛群資質向上対策の委託契約において、成果報告書上の支出実績が当初予算と大きく乖離(当初予算比128%)し、超過とな

っている。支出実績の内容を洗い出し、妥当な委託料算出に向けて委託料積算の精緻化が必要であると考え。 (意見)

また、技術検討会が開催されているにも関わらず、事業費がゼロとなっている。「県産和牛肥育技術研究会」という別の会議の中で併せて行ったとの理由であるが、委託料の積算に影響するものと思われる、厳密な計算を行う必要があるものと考え。 (意見)

(ウ) 牛肉品評会の負担金効果について、山口県産和牛の市場での消費量等を年別に比較するなどして、品評会の成果がどの程度なのかを定量的に分析していくことが望まれ、その経済効果等の検証が必要と考える。 (意見)

### (3) 預託牛育成事業

#### ア 事業目的

県内の酪農家及び肉用牛農家から、非生産部門である育成時期の牛を預かり、優良な後継牛として育成することにより、畜産農家の規模の拡大と経営基盤の安定に資することを目的とする。

#### イ 事業概要

##### (ア) 業務内容

- a 飼育管理：育成牛に対する給餌、排泄物の処理、健康観察等
- b 繁殖管理：人口授精、受精卵移植によりの確に妊娠を促進
- c 疾病治療：病牛の治療
- d 粗飼料生産：48haの牧草地で飼料作物の栽培・収穫
- e その他：たい肥切返し、施設・機械の保守管理、研修生受入等

##### ウ 預託育成の状況

酪農家の高齢化や後継者不足により、農家戸数及び飼育頭数は年々減少し、県内酪農家数の減少とともに利用酪農家数も減少していたが、平成22年度からは利用酪農家数は増加に転じている。

なお、預託頭数等の推移は下記のとおりである。

##### エ 預託頭数等の推移

(単位：頭、戸、%)

年度	H10	H20	H21	H22	H23
頭数	179	209	247	267	277

乳用牛	153	196	217	240	253
肉用牛	26	13	30	27	24
利用酪農家	79 (37.6)	32 (32.0)	28 (29.8)	31 (37.8)	33 (42.3)

(注)：( ) 内数は県内酪農家に占める利用酪農家の割合

オ 事業費、収入額等の推移 (単位：千円)

年 度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
事 業 費	37,194	33,914	27,298	34,641	42,658	33,270
収 入 額	48,415	49,025	45,290	53,287	57,611	59,350
使用料収入	47,959	48,614	44,834	52,878	57,091	58,800
諸 収 入	456	411	456	409	520	550
収入額－事業費	11,211	15,111	17,992	18,646	14,953	26,080

カ 監査結果

(ア) 預託牛育成事業の入牧料は、平成13年度以降改訂がされていない。生産費（配合飼料）の高騰などを受けて平成20年度に改訂が検討されているが、平成13年度に改訂された入牧料は他県に比べて高いことを理由に改訂は見送られている。県として入牧料算定の考え方を明確にする必要があるものとする。また、改訂の検討は毎年度行う必要がある。(意見)

平成13年度当時の入牧料の算定根拠資料がないため算定根拠が不明である。改訂の検討を行う際に比較資料として保存する必要がある。(意見)

(イ) 適正飼頭数は210頭としているが、平成21年度から210頭を超える飼育実績となっている。平成23年度は277頭となっている。また、直近6年間（平成18年～平成23年）のデータでは、収入額から事業費を差し引いた金額はプラス（11百万円～26百万円）で推移しているが、正規職員の人件費を差し引いた金額はマイナス（△64百万円～△48百万円）である。効率性、経済性を考えた場合には、外部委託を検討する必要があると考える。(意見)

なお、外部委託の必要性については、平成18年度外部監査報告書（P131）にも触れられている。

## 7 森林企画課

### (1) 森林地籍情報等デジタル化事業

#### ア 事業目的

本事業は、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、失業者に対する雇用・就業機会の創出を図るとともに、県が森林・林業に関する各種情報を一元的に管理する「山口県森林総合情報システム(森林GIS)」の森林情報の精度向上や新たな情報の付加を行い、効率的かつ効果的な森林整備や適切な森林管理を推進することを目的とする。

#### イ 事業概要

(ア) 期間:平成21～24年度

(イ) 内容

業 務 名				内 容	備 考
1	森林境界明確化 業務	地籍情報		森林区域を対象に、市町 が保有する「地籍情報(地 図データ)」と法務局が所 有する「登記簿情報(帳票 データ)」のデジタル情報 として整備し、森林境界や 所有者情報の精度向上を 図る。	平成23年度 完了
		登記簿情報			
2	森林情報管理業務			各種情報のデジタル化 及び森林情報の精度向上 を行い、効率的かつ効果的 な情報管理を図る。	
	(1)	施業履歴 管理業務	森林整備業務 情報 治山事業情報	スギ・ヒノキ人工林にお ける間伐等の施業履歴を デジタル情報として整備	

				し、林分の健全度を分かりやすく示すとともに、森林の管理計画の策定等に活用する。	
	(2)	保安林情報管理業務		現在、個別に管理されている保安林情報をデジタル情報として整備し、効率的かつ効果的な情報管理を図る。	平成23年度 完了
	(3)	治山情報管理業務		現在、個別に管理されている治山情報をデジタル情報として整備し、効率的かつ効果的な情報管理を図る。	
	(4)	路網情報管理業務		現在、個別に管理されている林道、作業道以外の路網情報をデジタル情報として整備し、効率的かつ効果的な情報管理を図る。	平成23年度 完了
	(5)	森林情報精度向上業務		森林計画図簿について、新たに整備した航空写真を活用し精度向上を行い、効率的かつ効果的な情報管理を図る。	
3	システム開発・管理業務			新たに整備する各種情報を、森林GIS上で既存情報と相互円滑に活用できるようシステムの開発	

		を行うとともに適正管理を図る。	
--	--	-----------------	--

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		77,700	93,450	46,200
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	77,700	93,450	46,200
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	77,700	93,450	46,200
	一般財源			

エ 監査結果

「平成23年森林地籍情報等デジタル化業務」の「森林に係る地籍情報や各種森林情報のデジタル化等」の業務の委託に際して、デジタル化し整備するデータの数量が次のように変更となっている。

データ名称		業者選定伺い時 (H23.3.25)	契約締結時 (H23.3.31)	業務打ち合わせ 簿による変更 (H23.12.20)	作業完了時 (H24.3.28)
項 目					
登記簿情報		360,000 筆	69,000 筆	55,400 筆	55,449 筆
施業履 歴情報	森林整備 事業情報	5,000 箇所	6,500 箇所	5,900 箇所	5,914 箇所
	治山事業 情報	2,000 箇所	3,000 箇所	600 箇所	614 箇所
保安林情報		5,000 箇所	5,000 箇所	29,100 箇所	29,188 箇所
治山台帳情報		6,000 箇所	8,000 箇所	400 箇所	489 箇所
路網情報		400 箇所	1,000 箇所	80,700 箇所	80,769 箇所

上記のように、業者選定時及び契約時において、暫定的な数量で契約し、委託契約の途中で完成見込数量に変更が行われている。

また、委託業者に対する人件費の管理は行われているものの、月

次ベースでのデータ数量の管理が行われておらず、業務の効率性に対する配慮に欠けている。

事業の経済性を念頭に業務を執行する必要がある。（指摘）

## (2) 森林組合林産事業貸付金

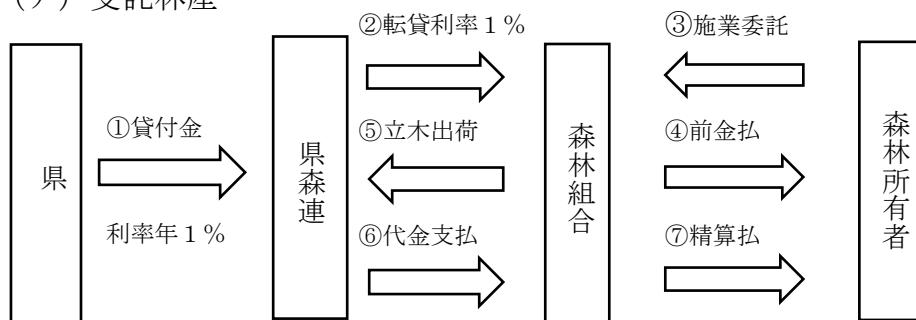
### ア 事業目的

森林組合が、森林所有者から素材生産の受託又は素材生産を目的とした立木の買取を行うため、森林組合に対し必要な資金を貸付けることにより、林業生産の増大及び森林更新の推進による公益的機能の保持を図ることを目的とする。森林は、県土の保全・水源の涵養等に関して重要な位置を占めている。この中で、森林の更新を行うことは、森林の公益的機能の保持のために必要であり、森林整備の観点から伐採から植栽、森林の保育まで一貫して管理を行うことは重要である。

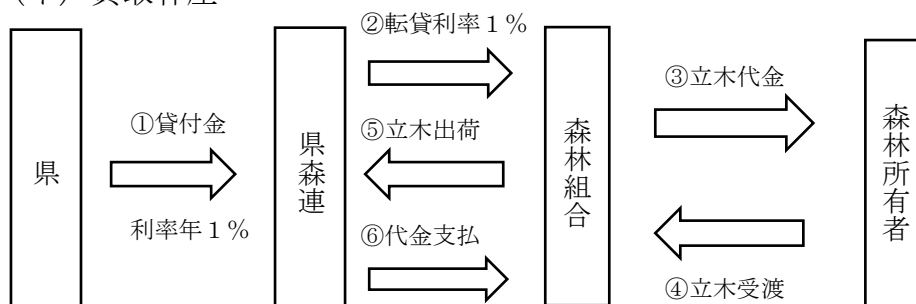
当該貸付事業を継続することにより、森林の整備を一貫して行っている森林組合の林産事業（素材生産）に資するものである。

### イ 事業概要

#### (ア) 受託林産



#### (イ) 買取林産



(ウ) 貸付限度額

受託林産 10,000 千円／1 組合(昭和 60 年以降に合併した組合については、合併組合数を乗じた額の範囲内で、知事が定めた額)

買取林産 10,000 千円／1 件 (特認 20,000 千円／1 件)

(エ) 用途

素材生産(林産事業)に必要な前渡金、生産資金、立木代金

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位:千円)

年 度		平成 2 3 年度	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度
決 算 額		100,000	100,000	100,000
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	100,000	100,000	100,000
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	101,000	101,000	101,000
	一般財源	△1,000	△1,000	△1,000

エ 監査結果

山口県森林組合受託林産事業資金貸付要綱等に基づき、交付事務の妥当性等について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 椎茸生産対策事業貸付金

ア 事業目的

椎茸生産の振興を促進するため、山口県椎茸農業協同組合が行う販売事業等に必要な資金を貸付ける。

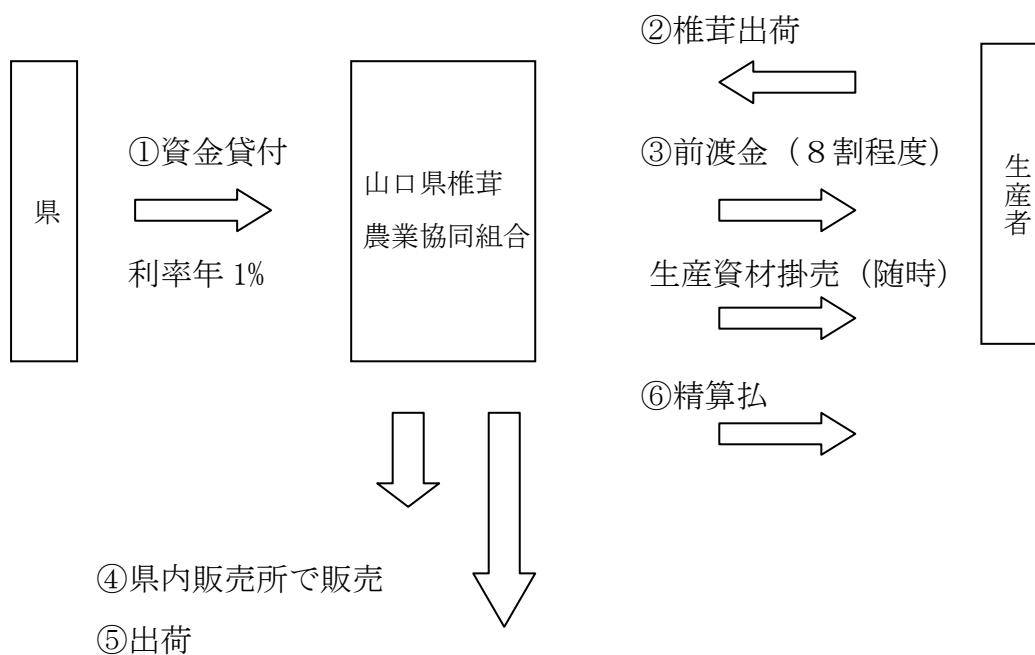
イ 事業概要

(ア) 貸付の相手先 山口県椎茸農業協同組合

(イ) 貸付利率 年 1.0%

(ウ) 用途 乾椎茸委託販売事業及び椎茸生産資材購買事業に必要な資金(前渡金、資材購入費、椎茸代金等)





ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		77,000	77,000	78,000
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	77,000	77,000	78,000
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	77,770	77,770	78,780
	一般財源	△770	△770	△780

エ 監査結果

山口県椎茸生産促進資金貸付要綱、椎茸生産促進資金貸付申請書等に基づき、貸付申請及び貸付金等の交付事務について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(4) 森林整備活性化資金利子助成金

ア 事業目的

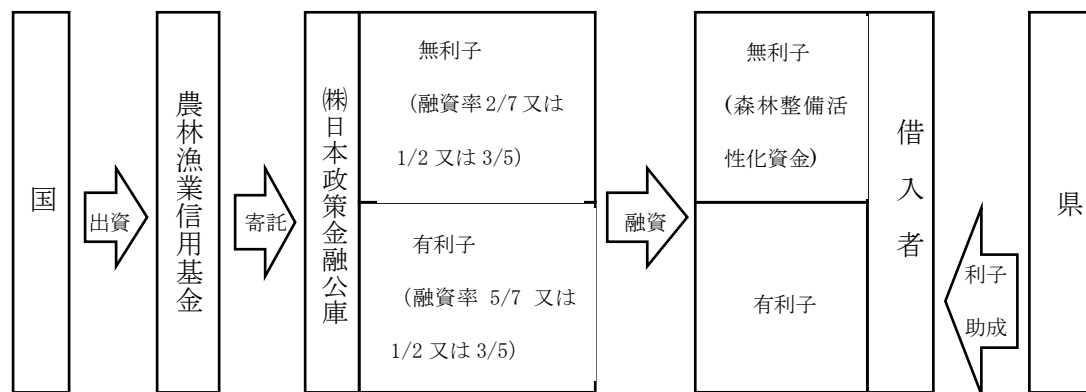
近年の林業を巡る環境は、木材価格の低迷、外国産材の流通量の増大、非木質系素材の流通等のため非常に厳しい状況となっている中で、

森林整備を確実に進めることができるよう一定規模以上の森林経営を行っている者が実施する森林整備に対して支援する必要がある。

そこで、一定規模以上の森林を一括して管理しようとする者に対し、株式会社日本政策金融公庫が無利子資金である森林整備活性化資金を造林資金と併せて融通することにより、森林整備に必要な資金が低金利化される。

この融資に対して、県が併用貸付に係る有利子資金（造林資金）の利子助成を行うことにより、一層の林業経営コストの低減を図るとともに、森林施業規模の拡大と森林整備の促進を図ることを目的とする。

#### イ 制度の概要



(ア) 県は、森林整備活性化資金と併せ貸付される林業基盤整備資金（造林）又は林業基盤整備資金（利用間伐推進）について、年 1.3%（特例適用）、1.6%（特例適用）、年 0.8%又は 0.4%の利子助成を行う。

(イ) 利子助成（県の財政上の支援）は、林業経営者が株式会社日本政策金融公庫から無利子の森林整備活性化資金を借り受ける際の必須条件である。

有利子資金は	[	(融資率 2 / 5) 利子助成率年 1.6% (融資率 1 / 2) 利子助成率年 1.3% (融資率 5 / 7) 利子助成率年 0.8%又は 0.4%	]
--------	---	--	---

(注) 特例適用とは、別途県が認定する森林整備合理化計画のうち

一般の計画に比してより特別な計画を作成し認定を受けた者が、株式会社日本政策金融公庫から無利子の森林整備活性化資金を借り受ける場合、融資率が特例的に1/2又は3/5（通常の融資率: 2/7）となる制度である。

(ウ) 対象者

森林整備活性化資金（無利子）と、それと併せ貸付される有利子の林業基盤整備資金（造林）又は林業基盤整備資金（利用間伐推進）を借入れた者

イ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		47,208	46,738	46,319
節	うち負担金補助及び交付金	47,208	46,738	46,319
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	47,208	46,738	46,319

ウ 監査結果

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱、山口県森林整備活性化資金利子助成補助金交付要綱、山口県森林整備活性化資金利子助成補助金交付申請書等に基づき、交付申請及び補助金の交付事務について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(5) 森林づくり担い手支援総合対策事業

ア 事業の目的等

過疎化・高齢化が進行する農山村地域において、林業者の育成に取り組んできたが、指導林業士・林業研究会員の高齢化などによる深刻な後継者不足から、林業の担い手の確保及び次世代の林業者の育成は喫

緊の課題となっている。

このため担い手の確保・育成対策として、指導林業士・林業研究グループの育成指導に加え、将来の地域林業のリーダーとなる後継者育成を継続して取り組んでいる。また、地域における重要な就業の場である森林組合等林業事業体において、未利用間伐材の搬出体験研修の実施による新規就業機会の提供を図るなど、課題となっている若者を中心とした担い手の確保・育成対策、労働環境の改善、雇用の長期化・安定化、生産性及び所得の向上並びに災害の減少による林業労働者の就労条件の改善等を推進している。

「林業者・担い手確保対策」では、国及び県の施策に加え、森林整備支援センターを中核とした林業労働力の確保及び円滑な地域への定着を図り、「林業者・担い手育成対策」によって森林整備支援センター及び林業木材製造業労働災害防止協会山口県支部を中核とした担い手養成のための各種研修や労働安全対策を実施するなど林業労働者の人材育成及び林業事業体の経営基盤の強化に関する総合的な対策の実施を目的としている。

また、「林業体験研修」による森林バイオマス利用と連携しながら森林組合等林業事業体への新規就業者の確保を推進することにより、総合的に森林づくり担い手支援を行うことを目的としている。

加えて、森林・林業再生プランに基づく「フォレスター育成支援」により、市町森林整備計画の策定支援を通じた地域の森林づくりの全体像を描けるフォレスターを育成することで地域森林資源を活用した林業経営の推進を図ることを目的としている。

#### イ 決算額の内容及び財源内訳

##### 森林づくり担い手支援総合対策事業

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		78,010	73,814	11,353
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	4,885
	うち委託料	72,629	72,676	2,104

	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	1,310	—	2,655
	その他	72,629	72,676	8,698
	一般財源	4,071	1,138	—

#### ウ 監査結果

森林づくり担い手支援総合対策事業の中でも、県で実施できる事業があると思われるので、人的・知的財産と施設が整った、農林総合技術センターをもっと活用するシステムの構築について検討する必要があると考える。（意見）

#### エ 森林づくり担い手支援総合対策事業のうち個々の事業

##### (ア) 林業労働力確保対策事業

###### a 事業の概要

林業への新規参入を促進及び林業事業者への就業後の円滑な地域定着を図るため、林業労働力育成協議会の開催、新規参入希望者に係る相談、林業事業者の指導等の業務を実施（委託）する。

###### b 契約方法

単独随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

###### c 理由

森林組合等林業事業者の指導的立場にあり、また、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要があり、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

###### d 選定業者及び理由

一般財団法人やまぐち森林担い手財団

労働力確保対策事業は、林業への新規参入促進及び林業事業者への就業後の円滑な地域定着を図ることを目的とした事業であることから、当事業の実施団体は林業の担い手対策を一体的に行い、森林組合等林業事業者に対して指導的な立場にある団体を選定する必要がある。

県内で該当する指導的な団体は、「林業労働力の確保の促進に

関する法律（以下「労確法」という。）」に規定する林業労働力確保支援センターに山口県で唯一指定された一般財団法人やまぐち森林担い手財団以外にはなく、また、当該団体の組織、経営状況等も良好であり、当該団体に業務を発注するのが適当であるとしている。

e 林業労働力確保対策事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		2,800	2,800	2,614
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	2,614
	うち委託料	2,800	2,800	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	1,307
	その他	2,800	2,800	—
	一般財源	—	—	1,307

f 監査結果

(a) 委託料の算出根基では、「労働力育成協議会等」の経費と「労働力確保対策」の二つの項目に区分され算出されているが、委託先から提出された支出内訳書では、一本で決算されている。このため、県の算出根基からは、相当額の流用がされているようになっている。

県の説明では、「算出根基は予算確保のための目安であるから問題はない。」とのことであるが、県費を支出しての委託であるから、明確な区分を示し、委託すべきであるとする。（意見）

(b) 支出内訳書では、負担金の支出が計上されているが、内容は「全国林業労働力確保支援センター協議会年会費」の7万円である。この年会費は、センター独自で予算化し支出すべき性格のものであるとする。（意見）

(イ) 高性能林業機械普及促進等事業

a 事業の概要

高性能林業機械等の機械化を進めることにより、生産性の向上に加え、労働強化軽減、労働安全衛生の確保を図り、就労条件の改善につなげていくため、高性能林業機械システムを利用した現地指導、普及促進パンフレットの作成配布等の普及促進指導を実施（委託）する。

b 契約方法

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

c 理由

森林組合等林業事業体の指導的立場にあり、また、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要がある、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

d 選定業者及び理由

一般財団法人やまぐち森林担い手財団（森林整備支援センター）

林業事業体の経営基盤の強化及び労働力の育成確保に関する総合的な対策を実施することを目的として、「労確法」に規定する林業労働力確保支援センターとして山口県で唯一指定された一般財団法人やまぐち森林担い手財団以外に契約の相手がない。

e 高性能林業機械普及促進等事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		904	904	904
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	904	904	904
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	904	904	—
	一般財源	—	—	904

f 監査結果

- (a) 業務委託事業の完了検査は、一連の事務処理を担当している職員が実施しているが、事務担当職員とは別の職員が検査に当たるべきではないかと考える。職員配置等の問題もあるが、検討すべきである。(他の委託事業も同様) (意見)
- (b) 検査調書の資料として、
  - ①検査の場所
  - ②検査あるいは確認をした帳票等の名称
  - ③検査を実施した全ての職員の職氏名及び立会者の職氏名などを記録として残しておく必要がある。(意見)
- (c) 実績報告書の内訳で、パンフレット300部作成し配布したことになるが、パンフレットの写しや配布先等について報告を受け、記録として残しておく必要がある。(意見)
- (d) 積算根基では三つの支出区分に分けられているが、収支報告書では一つで報告されており、検討する必要がある。(意見)
- (e) 印刷費、広告費は当初の積算根基では計上されていない。これは必要ないと判断したためと考えられるが、このような場合、変更協議等は必要ないのか、また、内容は問わないとの考え方であれば、今後検討する必要があると考える。(意見)

(ウ) 林業事業体経営合理化計画指導事業

a 事業の概要及び内容

改善計画認定事業体の個別指導、改善計画の作成指導及び制度の趣旨等の普及啓発に係る業務委託

b 契約方法

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

c 理由

森林組合等林業事業体の指導的立場にあり、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要がある、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

d 選定業者及び理由

一般財団法人やまぐち森林担い手財団



林業事業体経営合理化計画指導事業は、「労確法」に基づき、新規認定及び認定された林業事業体に対する指導を行うことを目的とする事業であるため、当事業の実施団体は林業の担い手対策を一体的に行い、森林組合等林業事業体に対して指導的な立場にある必要がある。

県内で該当する団体は、「労確法」に規定する林業労働力確保支援センターに山口県で唯一指定された一般財団法人やまぐち森林担い手財団以外にはなく、また、当該団体の組織、経営状況等も良好であり、当該団体に業務を発注するのが適当であるとしている。

e 林業事業体経営合理化計画指導事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		240	240	240
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	240	240	240
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	120
	その他	120	120	—
	一般財源	—	—	120

f 監査結果

(a) 改善計画認定事業体の個別指導等の対象事業体が当初から決定されているのであれば、決定の経緯と事業体の名称を記録として残しておく必要がある。(意見)

(b) 年度途中の報告や中間確認等の実施の有無について検討の必要がある。(意見)

(エ) 基幹林業技術者養成研修事業

a 事業概要及び内容

平成23年度基幹林業技術者養成研修事業に係る業務委託  
主な研修内容

種 別	内 容
技能講習	玉掛け技能講習
	小型移動式クレーン運転技能講習
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
	車両系建設機械（掘削用等）運転技能講習
	はい作業主任者技能講習

b 契約方法

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

c 理由

森林組合等林業事業体の指導的立場にあり、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要がある、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

d 選定業者及び理由

一般財団法人やまぐち森林担い手財団

基幹林業技術者養成研修事業は、地域林業の基幹的担い手を育成するために林業労働に必要な知識・技能の習得、各種資格免許の習得を図ることを目的とする28日間の長期研修を実施する事業であり、当事業の実施団体は林業の担い手対策を一体的総合的に企画・実施し、また、森林組合等林業事業体に対して技術指導ができる必要がある。

県内で該当する団体は、「労確法」に規定する林業労働力確保支援センターに山口県で唯一指定された一般財団法人やまぐち森林担い手財団以外にはなく、また、当該団体の組織、経営状況等も良好であり、当該団体に業務を発注するのが適当であるとしている。

e 基幹林業技術者養成研修事業 (単位：千円)

年 度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額	1,800	1,800	1,800

節	うち負担金補助及び交付金	—	—	1,800
	うち委託料	1,800	1,800	—
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	—	—	900
	その他	1,800	1,800	—
	一般財源	—	—	900

f 監査結果

一般的には、玉掛けやクレーンの運転などの技能の習得は個人の資金や責任で行うものと考えるが、当事業の中でこのような費用について負担がされているので、その理由を明確にしておく必要がある。（意見）

また、研修生9名の内訳は、森林組合所属6名、民間企業3名であるが、民間企業の職員養成を実施することの正当性、理由を明確にしておく必要がある。（意見）

(オ) 「地域林業者リーダー先進地視察研修」実施業務（森林づくり担い手支援総合対策事業）

a 業務の目的

地域林業リーダーである山口県指導林業士及び青年林業士を対象に、優れた県外林業地の先進地域を視察することにより間伐実施等森林整備に関する先進知識の習得を目的としている。

b 委託業務の内容

山口県林業指導士及び山口県青年林業士を対象とした県外視察研修の企画立案及び実施の業務全般を委託。

c 契約方法

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

d 理由

山口県林業指導士及び山口県青年林業士を対象に「地域林業者リーダー先進地視察研修」を実施するものである。

委託に当たっては、森林・林業に関する専門知識が必要な業務

であることに加え、事業の性格から地域に密着した活動が必要なことから、価格による競争は適当でないとして理由づけている。

e 選定業者及び理由

山口県林業士会（指導林業士及び青年林業士で構成）

視察研修の実施は、森林・林業の専門的知識を有し、指導林業士等を統括指導可能な団体への委託が適当であること。

全県からの参加者を予定しており、視察実施後の技術指導等におけるフォローアップを考えた場合、県域団体への委託が適当である。

以上の理由から「山口県林業士会」としている。

f 「地域林業者リーダー先進地視察研修」実施業務（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
事業費決算額		894	894	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	894	894	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	894	894	—
	一般財源			

g 監査結果

(a) 予算額及び予定価格894千円の事業（委託）であるが、事業実施に当たり、委託予定者から見積書を徴取している。しかし、見積書の内容は、予定価格どおりの894千円が示されているだけで、業務の内容等は全く記載されていない。

このような契約は問題があり、事業のあり方や発注方法等について検討が必要である。（指摘）

(b) 契約書では、業務完了後速やかに報告するようになっているが、業務完了報告書の提出は、平成24年1月30日である。

研修は平成23年9月1日及び2日の2日で実施している

が、報告書が提出されるまで約5か月を要している。契約に基づき、業務完了報告書は速やかに提出させる必要がある。（意見）

(c) 費用（経費）関係の帳票等が全く添付されていない。経費が適正に処理されていることは、検査時に確認しているとのことであるが、どのような証拠書類等で確認を行ったのか記録上からは不明であるので、検査調書等に記載し、検査資料として残しておく必要があると考える。（意見）

(d) 事前に目的地や選定した理由あるいは費用の算出根拠等を提出させ、それが事業の目的に沿った計画かなどをチェックする必要がある。（意見）

(e) 県職員が2名同行しているが、業務の一環としての公務出張か、個人として参加したのか等の説明をはっきりと記載しておく必要がある。（意見）

(f) 参加者の自己負担について、今日の財政状況等からも、自己負担を検討することも考える必要がある。（意見）

オ「森林づくり担い手支援総合対策事業」の中で監査を実施したその他の事業

(ア) 林業労働安全衛生巡回指導事業

a 事業の概要

労働安全衛生巡回指導及び安全衛生指導員研修等（委託）

b 委託料

444,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

理由：労働安全衛生に係る各種の普及指導啓発を行う林業事業体の指導機関に委託する必要があるため

d 委託先

林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部

e 林業労働安全衛生巡回指導事業 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		444	444	435
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	435
	うち委託料	444	444	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	290
	その他	444	444	—
	一般財源	—	—	145

(イ) 振動障害防止作業指導者講座開催事業

a 事業の概要

振動障害の未然防止を目的とした講座の開催

b 委託料

168,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

理由:労働安全衛生に係る各種の普及指導啓発を行う林業事業体の指導機関に委託する必要があるため

d 委託先

林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部

e 振動障害防止作業指導者講座開催事業 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		168	170	170
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	168	170	170
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	85
	その他	168	170	—
	一般財源	—	—	85

(ウ) 伐倒作業・風倒木等処理作業災害防止現地研修事業

a 事業の概要

林業事業体の事業主及び現場作業者等を対象として、伐倒・風倒木等処理作業にかかる災害防止を図るため、現地での実践的な災害防止研修会を実施する。

b 委託料

180,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)  
理由：労働安全衛生に係る各種の普及指導啓発を行う林業事業体の指導機関に委託する必要があるため

d 委託先

林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部

e 伐倒作業・風倒木等処理作業災害防止現地研修事業

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		180	180	180
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	180	180	180
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	—	—	90
	その他	180	180	—
	一般財源	—	—	90

(エ) 高性能林業機械等作業安全向上研修事業

a 事業の概要

車両系建設機械運転業務に従事する林業の担い手を対象に安全衛生教育を実施

b 委託料

160,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

理由：森林組合等林業事業体の指導的立場にあり、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要がある、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

e 委託先

一般財団法人 やまぐち森林担い手財団

f 高性能林業機械等作業安全向上研修事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		160	160	160
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	160
	うち委託料	160	160	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	80
	その他	160	160	—
	一般財源	—	—	80

(オ) 低コスト森林資源生産システム研修

a 事業の概要

県独自の低コスト森林資源生産システムの確立及び推進を目的とし、高効率搬出と技術習得及び技術向上研修を実施

b 委託料

2,000,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

理由：森林組合等林業事業体の指導的立場にあり、林業の担い手対策を一体的に行う機関に委託する必要がある、契約の性質、目的が競争入札に適さない。

d 委託先

一般財団法人 やまぐち森林担い手財団



e 低コスト森林資源生産システム研修 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		2,000	2,000	2,000
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	2,000
	うち委託料	2,000	2,000	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	1,000
	その他	2,000	2,000	—
	一般財源	—	—	1,000

(カ) 白ろう病予防対策事業

a 事業の概要

林業におけるチェンソーを使用する労働者に対し、特殊健康診断を巡回で実施する。

これにより、振動障害を早期に発見し健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について事業者及び労働者に指導を行う。

b 委託料

700,000円

c 契約方法及び理由

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)  
理由：労働安全衛生に係る各種の普及指導啓発を行う林業事業体の指導機関に委託する必要があるため

d 委託先

林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部

e 白ろう病予防対策事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		700	490	400
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	400
	うち委託料	700	490	—
	うち貸付金			

財源内訳	国庫支出金			
	その他	700	490	—
	一般財源	—	—	400

(キ) 「若手林業者セミナー」実施業務

a 業務の目的

林業後継者など若手林業者を対象に、青年林業士などこれからの地域林業のリーダーとなる後継者を育成するために、先進地の視察研修により優れた間伐実施等森林整備に関する先端知識の習得を目的とする。

b 委託業務の内容

(a) 県が募集した林業後継者のほか若手林業者の募集を行う。

(b) 募集した若手林業者を対象に県外視察研修及び意見交換会の企画立案及び実施を行う。

c 選定業者及び理由

山口県林業士会（指導林業士及び青年林業士で構成）

視察研修の実施は森林・林業の専門的知識を有し、指導林業士等を統括指導可能な団体への委託が適当であること。全県からの参加者を予定しており、視察実施後の技術指導等におけるフォローアップを考えた場合、県域団体への委託が適当である。

以上の理由から「山口県林業士会」としている。

d 「若手林業者セミナー」実施業務

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		979	979	200
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	979	979	200
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	979	979	200
	一般財源			

(ク) 森林づくり担い手支援総合対策事業

a 業務の目的

失業者を新規に雇用し、バイオマスエネルギー燃料として活用する間伐材等の搬出・積み込み・運搬等の林業体験就業を実施することにより、就業意欲のある者を林業事業体における新規就業者の確保を目的としている。

b 委託業務の内容

- (a) 林内からの間伐材の搬出・集積
- (b) 間伐材等のトラックへの積載補助
- (c) 間伐材のチップ化
- (d) 間伐材等の指定する場所への運搬と積み卸し補助
- (e) 林業全般の体験就業

c 選定業者及び理由

山口県森林組合連合会

山口県森林組合連合会は平成11年度から13年度において、緊急地域雇用特別基金事業による間伐材の収集・チップ化・運搬業務を実施した唯一の事業体であり、本業務に関する経験・ノウハウを十分に蓄積しているのは当連合会しかない。

また、今回の県内全域を対象としたバイオマスの収集・運搬業務において十分な実施能力を持つのは当連合会のみである。

d 森林づくり担い手支援総合対策事業 (単位:千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		60,950	60,984	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	60,950	60,984	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	60,950	60,984	—
	一般財源			

(ケ) 監査結果 (オの (ア) ~ (ク) )

- a 契約の方式や委託先の選定方法の適法性について
- b 委託理由の合理性について
- c 委託料の算定方法は適正か
- d 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- e 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- f 委託成果の検査及び委託契約の履行について適時、適切に実施されているか等について監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

なお、「若手林業者セミナー実施研修」については、「地域林業者リーダー先進地視察研修」での指摘とほぼ同様である。

(6) 森林整備地域活動支援交付金事業

ア 事業の目的

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等による森林施業前に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援するものである。

なお、事業実施期間 (H19~H23) の安定的な財源を確保するため、国負担割合部分を基金造成している。

イ 事業の概要

- (ア) 県は積算基礎森林の賦存量等を勘案して国に交付金を申請
- (イ) 国は県に交付金を交付
- (ウ) 県は国からの交付金を収入とする資金 (条例基金) を造成
- (エ) 市町は、対象行為の実施者 (交付対象者) と協定を締結
- (オ) 市町は、交付対象者への交付金の交付に必要な額を県に申請
- (カ) 県は、市町からの交付申請に基づき資金からの拠出額と県分をあわせて市町に交付金を交付
- (キ) 交付対象者は、年度内に実施した協定に基づく対象行為の実施状

況を市町に報告

(ク) 市町は交付対象者からの対象行為の実施状況の報告を受け、対象行為が完了したと認める場合は、県から交付を受けた交付金に市町を合わせた金額を対象者に交付

ウ 予算科目及び補助率

交付金 3/4

エ 森林整備地域活動支援交付金事業 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		86,556	230,773	197,432
節	うち負担金補助及び交付金	86,556	230,773	197,432
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	71,320	175,043	142,513
	一般財源	15,236	55,730	54,919

オ 監査結果

効果については数値以外のもので測定するとされているが、効果測定結果については記録として残しておく必要がある。(意見)

(7) 大径竹材生産林整備事業

ア 事業の目的

山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、離職者に対する雇用就業機会の創出を図るとともに、近年、活動が始まっている竹製の家具や竹箸の生産において必要となる大径で肉厚な竹材が生産可能な竹林を造成し竹材利用を促進する。

イ 事業の内容

森林組合の作業員として雇用し、森林組合の職員とともに次の業務を行う。

(ア) 大径竹材生産林の造成(現地の状況に応じて決定)

- a 直径10cm未満の小径竹の選抜
- b 小径竹の全伐、伐採した竹の枝払い、玉切り
- c 伐採竹の竹林外への搬出、搬出道の設置
- d 残置した竹を育成するための施肥

ウ 実施方法

委託事業（委託先：カルスト森林組合、阿武萩森林組合）

森林企画課 →（通知）→ 農林事務所 →（委託）→ 森林組合

エ 平成23年度事業規模等 （単位：ha、円、人）

農林事務所	事業規模	事業費	新規雇用人数
萩	3.30	5,932,500	5
美祢	2.45	4,462,500	4
合計	5.75	10,395,000	9

オ 決算額の内容及び財源内訳 （単位：千円）

年度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決算額		10,395	10,342	10,374
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	10,395	10,342	10,374
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	10,395	10,342	10,374
	一般財源			

カ 萩農林事務所

（ア）契約方法及び契約先

単独随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

契約先：阿武萩森林組合

（イ）理由

本事業を適正に実施するためには、緊急かつ迅速に事業を実施し、雇用の場をすぐに提供する必要がある。そのためには、①地域の竹林の現状や所有者等の情報を有し、早急に所有者との折衝等が可能

であること②新規雇用者は森林作業には初めて従事する者が殆どであると考えられるため、作業の方法や安全教育等、適切な指導をしながら実施することが可能であること、こうした地域情報や技術力及び指導力を備えているのは、森林整備を日常的に行っている地域の森林組合しかない。

(ウ) 監査結果

a 予定した行政目標達成への貢献についての検討では、当該委託契約は緊急雇用対策が目的であれば、確かに雇用対策は行われているが、「大径竹材生産林整備事業」の実施起案書では、民間の活動を支援することを目的とすることが掲げられており、その行政目的が達成されたか、すなわち、竹材の供給が達成できたかが把握されていない。(意見)

b 竹林整備を行い竹製品作成のための竹材を供給する体制を整備することが目的であるが、計画段階から竹製品を作成する民間企業は一社だけとなっており、その後、参加企業はない。

また、どの程度の利用(竹材の供給により竹製品が製作されたか)があったのかなどの把握がされていない。利用状況等について把握する必要がある。(意見)

キ 美祢農林事務所

(ア) 契約方法及び契約先

単独随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

契約先:カルスト森林組合

(イ) 理由

萩農林事務所とほぼ同じ

(ウ) 監査結果

地方自治法に基づく契約の方法の適法性や委託料の妥当性等について監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

## (8) 県産木材利用促進総合対策事業

### ア 事業の目的等

山口県の木材自給率は37%と低位な状況にあり、「循環利用される森林」から生産される木材の利用を促進することは、森林づくりビジョンを具現化し、循環型社会を構築する上からも重要であり、特に、県産材の利用促進を図っていく上では、木材利用の8割を占める住宅部門での利用促進が大変重要となる。

このため、平成18年度より住宅用構造材を対象に一定の品質基準を満たす木材を優良県産木材として認定するとともに、認証材を基準以上に使用した住宅への助成を行い、相当な成果を得ている。

その一方で、県内で生産される木材の約30%程度は曲がり、小径材等の未利用材である。

これらの未利用材の活用による県産木材の利用拡大のため、未利用材から生産される集成材及び板材等について平成21年度より助成対象とし、更なる利用促進を図るとともに、県産木材の品質向上についても一体的な推進を図っている。

### イ 事業の概要

#### (ア) 優良県産木材を利用した住宅建築に対する助成制度の創設

##### a 助成金額及び対象戸数

新築住宅1戸当たり500千円 対象戸数50戸/年

##### b 助成対象要件

構造材に占める優良県産木材の割合が60%以上で次のいずれかに該当

(a) 県産板材の使用量が100㎡以上

(b) 下地材等を加えた県産木材の割合が70%以上

#### (イ) 優良県産木材認証制度の運用

##### 優良県産木材認証制度の拡大

山口県内で生産され、加工された木材（構造用製材・構造用集



成材) について強度、寸法制度、ホルムアルデヒド放散量等の基準を充たすものを「優良県産木材」として、認定することによって、県産木材の品質向上と利用の向上を図る。

ウ 契約方法及び理由

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

当業務は、優良県産木材利用住宅の建築促進助成制度において必要な、認証基準を審査するとともに、関係する業者や施主に対して広くPR活動や相談活動を実施するものであり、このため、本業務の実施に当たっては、公平性が保たれる中立的な立場にある機関であり、木材の専門知識を有し、関係施主等への指導能力が必要であるため、本業務の委託先としては、次の点から、やまぐち県産木材認証センターしかない。

- ・ 本県の木材・製材業者で組織された団体であり、本業務の実施に必要な木材に関する専門知識を有しており、消費者に対する相談及び木材・製材業者に対する木材供給の指導能力を有している。
- ・ 優良県産木材利用住宅の建築促進助成制度において必要な、認証基準の審査能力を有している。

エ 委託先

やまぐち県産木材認証センター

オ 県産木材利用促進総合対策事業（補助金） （単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		146,500	90,000	70,000
節	うち負担金補助及び交付金	146,500	90,000	70,000
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	73,250	45,000	35,000
	その他			
	一般財源	73,250	45,000	35,000

## カ 監査結果

(ア) 平成23年7月末で、対象戸数120件、助成金額60,000千円となっており、当初予算の50件、25,000千円を70件、35,000千円オーバーしている。(最終的には、対象戸数293戸、助成金額146,000千円であり、243戸、121,500千円が交付決定されている。)

この予算超過の対応については、課や部内あるいは部間で調整はできているとの説明であったが、このような状況で、交付決定をすることは問題であり、検討の必要がある。(意見)

(イ) 検査申請書は提出させておらず、検査日程等は電話等で調整しているとのことであるが、検査申請書を提出させる等記録として残しておくべきだと考える。(意見)

(ウ) 検査結果について、検査で確認(検査)した書類等の名称や検査に立会した相手の所属、氏名あるいは他の検査職員などを記録するとともに、検査の状況、内容等についても記録として残しておく必要がある。(意見)

(エ) 事業実施計画書の構造材使用内訳で、県産木材かどうかの判断ができないものがかなり見受けられるが、県産木材の使用割合は、補助金支給の判断上重要なチェック項目であり、必ず記載させるようセンター等への指導が必要である。(意見)

(オ) 申請書の添付書類は、建築確認申請を行った図面のコピーを添付することとしているとのことであるが、確認印のない図面が散見されたので、指導を要すると考える。(意見)

(カ) 平成18年度に始まった当該事業も23年度末までに対象戸数903戸、助成金額一律500千円の4億5千万円の助成となっている。この実績と所期の事業目的を照らし合わせ、事業の成果についての検証を行い、今後の施策に活かすことを考える必要がある。(意見)

キ 優良県産木材認証業務（委託料）

（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		8,204	5,040	3,920
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	8,204	5,040	3,920
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	4,102	2,520	1,960
	その他			
	一般財源	4,102	2,520	1,960

ク 監査結果

山口県木材協会から平成23年7月7日付けで提出された月別実施状況報告書によると、6月実績は累計で、対象戸数76戸、8月8日付けの7月実績では、120戸と当初予算の50戸を大きく上回っており、委託料の前払金の50戸分は既に消化され、後は、受託業者の立替金で処理されていると考えられる。

このような状況を放置しておくことの是非について検討をすべきである。（意見）

また、月別実施報告書は、契約では、翌月の15日までに提出することとなっており、提出日が確認できるように文書受付印を押印するなどし、受付日を明確にしておくべきである。（意見）

（9）木材利用加速化事業（森林整備加速化・林業再生基金事業）

ア 事業の目的

地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められている中、森林整備加速化・林業再生基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整

備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることを目的とするものである。

イ 事業メニュー（森林企画課所管）

- (ア) 地域協議会の運営等
- (イ) 森林境界の明確化
- (ウ) 高性能林業機械等の導入
- (エ) 木材加工流通施設等整備
- (オ) 木造公共施設等整備
- (カ) 木質バイオマス利用施設等整備
- (キ) 特用林産施設整備
- (ク) 間伐材安定供給コスト支援
- (ケ) 流通経費支援
- (コ) 利子助成
- (サ) 地域材利用開発
- (シ) 地域材活用促進支援

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成 2 3 年度	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度
決 算 額		201,291	221,966	—
節	うち負担金補助及び交付金	201,291	221,966	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	201,291	221,966	—
	一般財源			

エ 監査結果

(ア) 森林企画課

地域協議会の運営等については、県から山口県森林整備加速化・林業再生推進協議会（以下「協議会」という。）に補助金が交付されている。協議会は、各流域（森林計画区）に地域部会を設置し、

地域部会の活動経費に補助金を充てており、活動経費について、県が要領で定める補助金の対象経費であると証明する書類等を整理することとしているが、協議会の県への実績報告書には、その書類等が添付されていなかった。

県は、証拠書類等を添付させ、経費が適正に処理されているか等を確認する必要があると考える。（意見）

(イ) 岩国農林事務所（高性能林業機械等の導入）

- a 補助金の申請、決定、交付手続き等の手順については、問題はないが、事業費総額については口頭での確認だけで実施している。

機械等の購入費用の1/2補助となるため、事業費総額について見積書を提出させるなどにより、確認しておく必要があるのではないかと考える。ただし、事務的には、予定していた購入費用が過大であった場合には、補助金額が1/2となるように減額決定がなされている。（意見）

- b 事業費（機械購入額）については、検査時に確認しているとのことであるが、請求書や領収書の写しを保管していない。

事業費により補助金額が確定するため、検査時に写しを徴して保管すべきである。（意見）

- c 補助金交付通知により、機械等については、耐用年数到来までの処分等に制限がかけられている。しかし、取得した機械等が補助目的に合致した利用がされ、処分等もなされていないことの制度的な確認はされていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する何らかの手続きについて検討する必要があると考える。（意見）

(ウ) 山口農林事務所（木材加工流通施設等整備）

補助金交付通知により、機械等については耐用年数到来までの処分等に制限がかけられている。しかし、補助により取得した機

械等が補助目的に合致した利用がされ、処分等もなされていないことの制度的な確認はされていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する何らかの手続きについて検討する必要があると考える。（意見）

(10) 木材産業等高度化推進資金

ア 制度の概要

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材の供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営を図るため、木材の生産または流通を担う事業者が、その行う事業の合理化を推進するために必要な資金（運転資金）及び林業者が行う林業経営の改善を推進するために必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融通する。

イ 制度の仕組み

国が農林漁業信用基金を通じて県に資金を低利で貸し付け、県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給する。

金融機関はこれを原資の一部として、当該供給資金の2倍、3倍または4倍の資金を林業者・木材産業者等に低利で貸付をする。

ウ 決算額の内容及び財源内訳 （単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		150,750	187,568	187,679
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	100,500	125,000	125,000
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	150,796	187,637	187,858
	一般財源	△46	△69	△179

エ 監査結果

山口県木材産業等高度化推進資金運営規程第13条第2項では「合

理化計画認定者は、計画の実施期間中、毎年度4月末日までに前年度の計画の実施状況について知事に報告しなければならない。」と規程されているが、一部の報告書の提出が5月となっていたものがあった。

(指摘)

そのほか、規程に準拠しているか、債権管理は規則に準拠しているか、またその管理手続きは効率的に為されているか等について監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(11) 財団法人やまぐち農林振興公社運営費貸付金

ア 事業の概要

森林の整備を通じ、県土の緑化を推進し、県土の保全、水資源の涵養、地球温暖化防止及び森林資源の造成など森林のもつ多面的機能を高度に発揮させ、もって農山村経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とし、財団法人やまぐち農林振興公社に対する造林事業資金の無利子貸付を行う事業である。

貸付内容（平成23年度）

短期貸付 1, 469, 484千円

長期貸付 412, 720千円(貸付期間50年)

予算額 1, 882, 204千円

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		1,882,204	1,840,822	1,842,159
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	1,882,204	1,840,822	1,842,159
財源内訳	国庫支出金			
	その他	1,593,433	1,562,076	1,842,159
	一般財源	288,771	278,746	—
目 標		220千㎡	(県産木材の生産量)	

#### ウ 短期貸付金の概要

財団法人やまぐち農林振興公社が株式会社日本政策金融公庫から借り入れている造林借入金の一部を繰上償還し、利子負担軽減による経営の安定化を図るものである。

繰上償還の財源には、県貸付金（無利子）を充てている。

#### エ 長期貸付金の概要

県の貸付金は、株式会社日本政策金融公庫の貸付対象外の部分であり、分収造林事業費（保育等）、事業管理費（造林地視察、分収造林契約等）、一般管理費（人件費、借入金償還等）に充てられている。

貸付については、財団法人やまぐち農林振興公社事業貸付要綱により、公社が資金計画に基づき作成する貸付請求書を審査の上、支出している。

また、平成16年度新規貸付け分から、利息は無利子とし、償還期限は補助50年、非補助55年の元金一括返済方式としている。

#### オ 監査結果

(ア) 貸付事務については、長期分については要領が作成されており、これに従って処理されているが、短期分については、伺い（起案）により処理している。短期的な貸付で、1年間での返済になるものは伺いで処理することが多いとのことであるが、実質的には返済ができない資金であるため取り扱いを長期分と考えて事務処理する必要がある。（意見）

(イ) 長期分については55年後の一括返済としているが、55年後の返済原資は明確なものではない。また、昭和40年代に貸し付けた資金は順次償還期を迎えているが、償還を迎えた資金の一部については、山口県が新規で貸付を行っている。この貸付金の回収可能性の問題については、1農林水産政策課（3）財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業の項を参照。

(ウ) 短期分については、3月末に公社が銀行借入を行い、一旦県に返



済し、年度を超えた4月1日に再度山口県から公社への貸付形式をとっている。実際上は、借換えの繰返しである。（指摘）

## 8 全国植樹祭推進室

### (1) 全国植樹祭推進事業

#### ア 事業概要

##### (ア) 目的

山口県実行委員会が実施する第63回全国植樹祭開催準備・運営事業の円滑な推進を図り、県民参加による植樹祭を開催することにより、森林づくりや緑化活動を通じた「住み良さ日本一の元気県づくり」に寄与することを目的に交付するものである。

##### (イ) 負担金

第63回全国植樹祭山口県実行委員会が実施する事業に係る負担金を交付するもの。

##### (ウ) 委託料

第63回全国植樹祭お野立所の設計業務（プロポーザル方式）

#### イ 決算額の内容及び財源内訳（負担金） （単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		237,175	4,000	—
節	うち負担金補助及び交付金	237,175	4,000	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	237,175	4,000	—

#### ウ 監査結果

平成23年度については、実行委員会の資金残高は、平成23年4月22日～平成24年4月12日まで50,000千円を超えている。

このことから、必要資金に応じて、交付しているとは必ずしも言えない。実行委員会の資金残高について検討を行う必要がある。（意見）

エ 決算額の内容及び財源内訳（委託料）

（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		6,249	—	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	6,249	—	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	6,249	—	—

オ 監査結果

9月30日に完成品が納入され、完成検査が行われているが、それ以降に、軽微な訂正の指示を受注業者に対して行っている記録が残っている。

記録によると、10月18日頃に最終の納品が行われたことになっている。いったん9月30日で完成検査を行い、軽微なもの（主目的である設計には影響を及ぼさないもの）の訂正を行い、10月18日に納品されている。担当者の確認は行われているものの、この時点での完成検査は行われていない。

軽微なものの訂正として10月以降に提出されている見積書については、完成品で積算されている単価の根拠となるものであり、軽微なものとした判断に問題があると考えられる。（意見）

## 9 森林整備課

### (1) 松くい虫防除事業

#### ア 事業目的

本県の松林は、海岸部から内陸部まで広く分布し、県土の約 15%、89 千 ha を占め、地域色豊かな美しい景観を形成している。また、松林は、防風・防潮・飛砂防止・土砂流出防止・林地崩壊防止など、私たちの身近な安全や安心を支えるとともに、その材は古くから建築材としても利用されており、県民の愛着も深く、アカマツは「県木」に指定されている。県内の松くい虫被害は、昭和 19 年に初めて確認され、昭和 53 年度の被害材積 71 千 m<sup>3</sup> を最高に減少傾向にあるが、平成 23 年度においてもその被害量は約 21 千 m<sup>3</sup> (昭和 53 年度比 30%) である。このような状況の中、市町と連携して守るべき松林を「松くい虫被害対策対象森林」として指定し、地上散布・樹幹注入・伐倒駆除等を効果的に組み合わせた対策を講じ、マツを松くい虫被害から守ることを目的とする。

#### イ 事業概要

区分		事業の内容	事業者	補助率
市町計画策定事業		地区実施計画の策定（変更）及び自主事業計画の策定（変更）	市町	1 / 2
奨励防除事業	特別防除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布	市町	
	地上散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について地上から行う薬剤の散布	森林組合	
	伐倒駆除 1種	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布又は伐倒及びはく皮、枝条・樹木の焼		

			却	松林の所有者又は管理者	
		2種	同上（伐倒された樹木を販売することができないか、販売したとしても伐倒に要する費用をその販売収入で回収できないもの）		
	特別伐倒駆除	1種	破砕	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び幹の破砕並びに松くい虫の付着している枝条の焼却	市町及び森林組合以外の者であって、松林の所有者又は管理者から松くい虫の防除の措置の委託を受けた者が知事が適当と認めたもの
		2種	破砕	同上（伐倒された樹木を販売することができないか、販売したとしても伐倒に要する費用をその販売収入で回収できないもの）	
			全木焼却	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却	
		被害防止対策事業		特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全並びに農業、漁業その他の事業への被害防止を図るために講ずる措置	

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		74,078	64,153	—
節	うち負担金補助及び交付金	73,777	63,317	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	77	—	—
	その他	73,562	62,363	—
	一般財源	439	1,790	—

## エ 監査結果

山口県松くい虫被害対策自主事業補助金交付事務取扱要領の4には「所長は、要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び現地検査の結果、相当と認めるときは検査調書（別記第3号様式）を作成するものとする。」とある。これを受け、山口県森林病虫害等防除事業検査確定要領による検査が行われている。（周南農林事務所、山口農林事務所、美祢農林事務所）

そのほか、山口県松くい虫被害対策自主事業補助金交付要綱、山口県松くい虫被害対策自主事業補助金交付申請書に基づき交付申請及び補助金の交付事務について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。（周南農林事務所、山口農林事務所、美祢農林事務所）

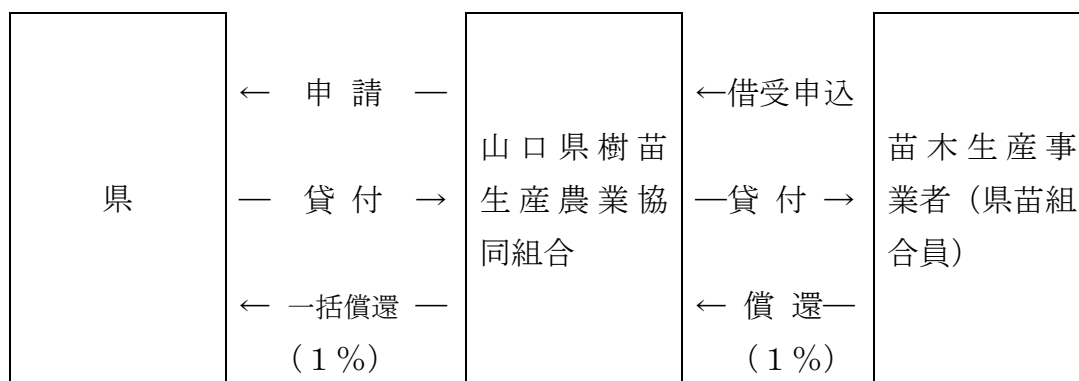
## (2) 育苗事業振興対策貸付金

### ア 事業目的

県が苗木生産者へ低利の資金を貸し付けることにより、安定経営を図り、品種系統が明らかな優良な苗木の安定的生産・供給を確保し、森林の健全な造成を図ることを目的とする。

平成19～21年度の林業用苗木の県内自給率は88.9%であり、需給調整は、ほぼ円滑に行われている。

### イ 事業の概要



### ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 2 3 年度	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度
決 算 額		19,000	20,200	23,300
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	19,000	20,200	23,300
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	19,190	20,402	23,533
	一般財源	△190	△202	△233

エ 監査結果

制度融資に関する貸付事務が規則等に準拠しているかを中心に監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 公益森林整備事業

ア 事業の概要（事業の実施は各農林事務所）

(ア) 強度間伐

天然更新による針広混交林化を図るため、強度の間伐により十分な照度の確保を行い、下層植生の早期回復を促す。

(イ) 間伐率

本数率（間伐木本数／間伐前本数）で40%以上の間伐を行うもの。

(ウ) 補助対象経費

間伐及び土砂流出防止に配慮した間伐木の林内整備に要する経費

(エ) 補助率

当該の標準経費の10/10

(オ) 事業主体

森林所有者等

イ 決算額の内容及び財源内訳（補助金）

（単位：千円）

年 度	平成 2 3 年度	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度
決 算 額	192,243	202,802	331,059

節	うち負担金補助及び交付金	192,023	202,556	329,331
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	192,243	202,802	331,059

#### ウ 監査結果

(ア) 岩国農林事務所（事業費 53,176 千円「うち補助金 53,094 千円」）

- a 補助対象は適切か
- b 補助金の申請、決定、交付等の手続きは定められた手順によって  
いるか
- c 補助金の算定及び交付時期は適切か
- d 補助金の実績報告は適切か

等について監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。

(イ) 周南農林事務所（事業費 39,390 千円「うち補助金 39,356 千円」）

補助金の申請、決定、交付等の手順は定められた手順によって行  
われていたが、補助金交付申請書の添付書類（収支予算書、位置図、  
現地写真）の添付がないものが一部みられた。

添付書類は、補助金交付の事前の判断の根拠となるものであり、  
申請書受付時等に確認し、添付を求める必要がある。（意見）

(ウ) 山口農林事務所（事業費 24,047 千円「うち補助金 24,010 千円」）

(ア)の a から d について監査したが、特に問題点等は見受けられ  
なかった。

(エ) 美祢農林事務所（事業費 26,055 千円「うち補助金 26,033 千円」）

(ア)の a から d について監査したが、特に問題点等は見受けられ  
なかった。

(オ) 下関農林事務所（事業費 12,652 千円「うち補助金 12,627 千円」）

事業が条件どおりに行われたかについて、県（事務所）の検査員  
が事業主体（森林組合）の立会により、現地確認を行い「現地検査



野帳」を作成することになっている。

その現地検査野帳には、立会者氏名を記載する欄が設けてあるが、森林組合名の記載のみで、立会者の氏名の記載のないものが散見されたので記載する必要がある。（意見）

(カ) 萩農林事務所（事業費 27,015 千円「うち補助金 26,995 千円」）

補助金の申請、決定、交付等の手順は定められた手順によって行われていたが、補助金交付申請書の添付書類（所有者と森林組合とで委託を証する書類）の添付がないものがみられた。

これらの書類を補助金交付申請書に添付する必要があると考える。（意見）

#### (4) 竹繁茂防止緊急対策事業

##### ア 事業目的

放置竹林が周辺に繁茂拡大することにより森林の持つ多面的な機能が著しく低下する中、水源地や公共施設、住宅地の周辺などを中心に原因となる繁茂竹林を緊急的に伐採し、広葉樹等自然林への誘導を図り、森林の持つ多面的な機能の持続的発揮を確保することを目的とする。

平成 21 年度に実施した「森林づくり県民税の見直し」において、県民アンケート調査や県民意見交換会、市町からの意見調査結果などを踏まえ、やまぐち森林づくり推進協議会に諮った結果、第 2 期（平成 22 年度～平成 26 年度）の中核事業の一つとされた。

##### イ 制度の概要

- (ア) 事業主体 : 山口県
- (イ) 事業内容 : 繁茂竹林の伐採及び再生竹の除去
- (ウ) 事業対象 : 水土保持林で、次の要件を全て満たす竹林及びこれに隣接する竹林群
  - ① 私有地

- ② ダムや身近な生活の場の周辺など
- ③ 侵入した竹の本数が、侵入された森林の成立本数の30%以上
- ④ 1箇所当たり0.1ha以上の森林。

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
事業費決算額		180,854	170,230	39,347
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	180,690	169,916	39,039
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	180,854	170,230	39,347

エ 監査結果

(ア) 各農林事務所共通

竹繁茂の伐採整備場所の選定プロセスについては方針や視点が定められているが、審査方法については各農林事務所で決めており全庁的な統一プロセス、フォームなどが存在しない。

選定判断等についての統一的なプロセスやフォームを検討する必要がある。

また、複数の調査場所をまとめて（合併させて）実施するか否かの判断プロセスも明確にする必要がある。（意見）

(イ) 下関農林事務所

再生竹除去は、伐採の翌年から最長3年間実施するが3年目の除去を省略しているものがあった。

省略した理由を文書として残しておく必要がある。（意見）

(ウ) 萩農林事務所

工事写真帳の写真や業務検査調書に添付されている写真には、概要が書かれている黒板と一緒に撮影がなされており大変わかりやす

いのだが、撮影年月日の記載を行う必要がある。（意見）

## （５）森林整備加速化事業

### ア 事業目的

地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、森林整備加速化・林業再生基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることを目的とする。

平成21年度からの3年間で集中的に未整備森林の間伐と林内路網整備を実施することにより、森林整備の加速化と京都議定書の森林吸収目標の達成を図る。

また、林内路網を整備することにより、間伐材の搬出コストの削減を図り、「森林・林業再生プラン」の目指すべき姿「10年後の木材供給率50%以上」に資する。

### イ 事業概要

#### （ア）平成23年度事業実績

メニュー	事業量 (ha、m)	補助金額 (円)	備考
間伐	2,303	474,242,800	里山対策実施分を含む
路網整備	87,636	176,828,169	

#### （イ）事業成果

平成21年度から平成23年度の事業期間（3か年）において、施業の集約化を図るため、積極的に団地を設定し、当該団地を主体に、本事業を活用した間伐を集中的に実施するとともに、搬出間伐

に不可欠な林内路網整備を重点的に実施し、

- ① 間伐基金導入後の3か年平均整備量が、事業導入前3か年の平均整備量と比較して約1.2倍に増加している。
- ② 路網整備基金導入後の3か年平均整備量が、事業導入前3か年の平均整備量と比較して約1.7倍に増加している。(路網整備量の増加に伴い、搬出間伐量が約3.1倍に増加している。)

ウ 森林整備加速化事業の成果

区分		事業導入前3か年の整備量				森林整備加速化事業の取組成果			
		H18 ①	H19 ②	H20 ③	平均④= (①+②+③)/3	H21 ④	H22 ⑤	H23 ⑥	平均⑦= (④+⑤+⑥)/3
間伐 (百 ha)	造林事業(公共)	40.0	38.9	37.1	38.7	35.3	33.3	19.3	29.3
	森林整備加速化事業	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	13.5	29.0	15.3
	その他事業	10.3	15.7	22.2	16.1	27.3	20.2	20.4	22.6
	計	50.3	54.6	59.3	54.7	66.0	67.0	68.7	67.2
	指数				100				122.8
うち 搬出 間伐 (ha)	造林事業(公共)	54	138	177	123	294	370	434	366.0
	森林整備加速化事業	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他事業	—	—	—	—	—	—	43	14.3
	計	54	138	177	123	294	370	477	380.3
	指数				100				309
路網 整備 (千 m)	造林事業(公共)	5.3	44.4	44.1	31.3	44.8	14.5	12.7	24.0
	森林整備加速化事業	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	50.3	102.9	52.0
	その他事業	47.3	0.0	0.0	15.8	1.3	3.8	1.3	2.1
	計	52.6	44.4	44.1	47.0	48.8	68.6	116.9	78.1
	指数				100				166

エ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額	651,071	375,414	94,284

節	うち負担金補助及び交付金	651,071	375,414	94,284
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	651,071	375,414	94,284
	一般財源			

## オ 監査結果

### (ア) 周南農林事務所

- a 平成23年1月7日付け指令平22周南農林第1603号により交付決定を行った森林整備加速化・林業再生事業は事業の繰越が行われている。A森林組合からの繰越承認申請書に記載の繰越理由は「境界の確認に不測の日数を要し進捗が遅れたため、年度内完成が困難となった」とのみの記載であり、担当者しか具体的背景が分からない理由記載では、申請書類として不十分と考える。

(意見)

- b 森林整備加速化・林業再生事業は、県から財団法人やまぐち農林振興公社へ補助金が交付され、当該公社から工事請負業者である各森林組合へ発注がなされている。実績報告書上は補助金交付額の支出があるように記載されており契約書もあるが、公社から最終業者への支払いの確認をすることや、定期的に公社の経理をチェックするなど、補助金交付先の事業者を適切に管理する必要があると考える。(意見)

また、利用者もしくは利用団体からの今後の利用計画等を入手することで補助事業の効果測定等に活用ができ、事業効果の測定を定性的なもののみではなく、定量的な事業効果の測定について検討する必要がある。(意見)

### (イ) 萩農林事務所

- a 平成23年5月11日付け指令平23萩農林第280号の森林整備加速化・林業再生事業は、間伐対象面積が変更(増加)とな

ったことから、補助金交付額が増額変更されている。その理由は、他の農林事務所の執行残額を利用したとのことであり、一方、変更承認申請書には「当初計画より多くの事業地を確保できたため」との記載がなされている。間伐促進の効率性等もっと具体的な理由の記載を行う必要があると考える。（意見）

- b 森林組合から補助金実施報告書の提出がなされているが、事業費実績の根拠等を補助事業者に対して提示させるなど、補助事業者の経理状況をチェックすることを検討する必要があると考える。（意見）

(ウ) 美祢農林事務所

- a 平成23年6月16日付け指令平23美祢農林第386号の森林整備加速化・林業再生事業の一部事業について、変更がなされている。

その理由として、「当初申請箇所のうちイラカ線の一部が埋蔵文化財保護区域に該当していたため作業路の開設が困難となった。このため、文化財保護区域以外からの作業路の開設を検討することとしたが、地権者の特定及び承諾を得るのに相当な日数を要するため今年度の事業実施を見送る。」と変更理由書に記載がされている。

しかし、事業個所が埋蔵文化財保護区域かどうかは、事業開始前には当然分かっており、変更理由としては適当とは考えられない。（指摘）

- b 平成22年7月29日付け平22森林企画第482号、平22森林整備第577号「山口県森林整備加速化・林業再生事業の検査について」では、山口県森林整備加速化・林業再生事業の検査について、各農林事務所長に対して、次のように通知されている。

メニュー	検査方法等
間伐	山口県造林補助事業検査内規に準ずる

林内路網整備	山口県造林補助事業検査内規に準ずる
里山再生対策	山口県森林病虫害等防除事業検査確定要領に準ずる
高性能林業機械等の導入	山口県間伐等森林整備推進事業実施要領に準ずる
木材加工流通施設整備	山口県森林づくり事業実施要領に準ずる
木造公共施設等整備	山口県森林づくり事業実施要領に準ずる
木質バイオマス利用施設等整備	山口県森林づくり事業実施要領に準ずる
間伐材安定供給コスト支援	別紙「間伐材安定供給コスト支援の検査について」による
流通経費支援	別紙「流通経費支援の検査について」による
地域材利用開発	実績報告書に基づき実施内容を確認する

間伐及び林内路網整備の検査については、ともに山口県造林補助事業検査内規に準じて実施する旨定められているが、当該内規に拠った旨並びに具体的な項目について記載がなされていないので、記載内容について検討する必要があるものとする。（意見）

## （6）豊かな森林づくり推進事業

### ア 事業の目的

全国に先駆けて実施している公益森林整備事業等の取組みを確実にするために、植生の回復が遅れている既事業地のフォローアップを行うとともに、山口県の森林の特性等を踏まえた豊かな森林づくりを進めるための先進的な事業などをモデル的に実施して、これからの森林づくりに必要な新たな提案等を行うことを目的とするものである。

なお、事業の実施は、各農林事務所において行われている。

### イ 事業の内容（フォローアップ事業）

（ア）公益森林整備事業地における広葉樹の植栽

（イ）竹繁茂防止緊急対策事業地における広葉樹の植栽

### ウ 事業の内容（モデル事業）

（ア）耕作放棄地における竹繁茂対策

- (イ) 海岸地域における緑化対策
- (ウ) 荒廃したアカマツ林の再生対策
- (エ) 身近な森と緑を提供する自然公園の再生対策
- (オ) 市町からの提案

市町からの提案を踏まえ、やまぐち森林づくり推進協議会で審査し事業を決定する。

エ 決算額の内容及び財源内訳（委託料） （単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		14,948	14,586	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	14,758	14,406	—
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	14,948	14,586	—

オ 監査結果

- (ア) 契約方法の選定は適法かつ妥当であるか
- (イ) 委託理由に合理性はあるか
- (ウ) 委託料の算定方法は適正か
- (エ) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか等を監査したが、特に問題点等は見受けられなかった。



## 10 水産振興課

### (1) 沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業

#### ア 事業目的

下関漁港の基幹産業である沖合底びき網漁業は、資源状況の悪化による水揚げの減少、燃料・資材の高騰などにより漁業経営が悪化している。

近年では、年間6,000トンの水揚量があるが、この他に規格外などの理由により、市場に上場されていない漁獲物の相当量が廃棄されている。

この廃棄されていた未利用資源を水産加工原料として活用する製品開発を支援し、未利用資源への付加価値付与による漁業所得の向上と輸入に依存しない国産水産加工品原料を確保するとともに、地域の人材雇用の促進を図ることを目的としている。

次の業務を行うことに関し必要な人件費を委託費にて措置を行っている。

(ア) 未利用資源を活用した水産加工品原料の開発

(イ) 新製品の販路開拓

(ウ) 採算性の検証

#### イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		27,010	23,550	20,597
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	27,010	23,550	20,597
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	27,010	23,550	20,597
	一般財源			

#### ウ 監査結果

ふるさと雇用再生特別基金事業として、雇用の確保が主目的ではあ

るが、結果の検証も重要である。しかしながら、受託者から入手している「沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業実施報告書」の中の採算性の検証は、文章 2 行で抽象的にしか記載がなされていない。事業開始から 3 年を経過しており、結果を数値化してその効果を測定する必要があるものとする。（意見）

## (2) 水産振興資金対策事業

### ア 事業目的

厳しい経営環境にある漁業の振興のため、漁業者等に対する低利の資金の融通や不慮の災害に備える漁業共済の普及を行い、設備の近代化や経営の安定を図るものである。

### イ 事業の概要

次の 7 つのものが制度化されている。

#### (ア) 漁業経営維持安定資金

##### a 趣旨

経営が困難に陥っている中小漁業者に対し、経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を融通する。

##### b 融資機関

山口県漁業協同組合等

##### c 対象者

債務の整理が必要な漁業者（漁業再建計画の認定が必要）

##### d 用途

返済期到来後、未返済となっている債務（貸金、退職金など）

##### e 条件等

限度額 4 千万円～4 億円、償還期限 1 5 年（据置 3 年）以内

##### f 県事業の内容

当該資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行う（利子補給率 1. 2 5 %）。

(イ) 漁業経営再建資金

a 趣旨

漁業経営が極めて困難となっている漁業者の自助努力を前提として、関係機関の支援・協力の下に漁業経営の再建を図るための長期低利の負債整理資金を融通する。

b 融資機関

山口県漁業協同組合等

c 対象者

債務の整理が必要な漁業者（再建計画の認定及び債権者の合意が必要）

d 用途

融資機関からの資金借りに係る債務整理等

e 条件等

限度額4億円、償還期限15年（据置2年）以内

f 県事業の内容

当該資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行う（利子補給率0.10%）。

(ウ) 漁業経営高度化促進支援資金

a 趣旨

漁業者自らの資源管理型漁業や漁獲物の流通高度化等の取組みを総合的に支援するために必要な低利の資金を融通する。

b 融資機関

山口県漁業協同組合等

c 対象者

国の定める資源管理に参加または漁獲物の市場流通量等を勘案して行う計画的な出荷・販売に取り組む等の漁業者（経営安定改善計画の認定が必要）

d 用途

資源管理の実施に必要な漁具の購入・改良、施設の設置改良等の費用

e 条件等

限度額300～400万円、償還期限7年（据置3年）以内（特認10年以内）

f 県事業の内容

当該資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行う（利子補給率1.25%）。

(エ) 漁船漁業短期運転資金

a 趣旨

厳しい経営環境にある企業的経営を行う漁業者に対し、短期低利の運転資金を融通し、経営の維持と安定に資する。

b 融資機関

山口県漁業協同組合等

c 対象者

総トン数10トン以上の漁船を使用し、かつ、乗組員を雇用して漁業を営むもの

d 用途

漁業の経営に必要な人件費、燃料代等の運転資金

e 条件等

限度額1,500万円～6,000万円、貸付利率1.2%以下、償還期限1年以内

f 県事業の内容

融資機関（県漁協）に貸付原資を預託（預託額1.5億円）する。

(オ) 漁船漁業長期運転資金

a 趣旨

厳しい経営環境にある企業的経営を行う漁業者に対し、長期低利の運転資金を融通し、経営の維持と安定に資する。

b 融資機関

山口県漁業協同組合等

c 対象者

総トン数10トン以上の漁船を使用し、かつ、乗組員を雇用して漁業営むもの（直近3か月、6か月または1年の水揚げが過去5年間の同期平均と比較し、10%以上の減）

d 用途

漁業の経営に必要な人件費、燃料代等の運転資金

e 条件等

限度額2,000万円～3,000万円、償還期限7年（据置2年）以内

f 県事業の内容

当該資金を貸し付けた融資機関に利子補給を行う（利子補給率県0.625% 市町0.625%）。

(カ) 漁業近代化資金

a 趣旨

漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化並びに漁業者等の生活に資する。

b 融資機関

山口県漁業協同組合等

c 対象者

漁業者等

d 用途

新船建造、中古船購入、機関、発電機、レーダー、魚群探知機、油圧装置等

e 条件等

限度額1,800万円～12億円、償還期限2～20年（据置3年）以内

f 県事業の内容

当該資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行う。

(キ) 赤潮特約に係る掛金補助

漁業者が、異常な赤潮による被害を受けた場合の補償に係る養殖共済の掛金について、全国合同漁業共済組合に対し、助成を行うものであり、掛金の助成として、県が1/3（国は2/3）を負担する。（漁業災害補償法第195条の2において、国が助成する部分以外に関して、地方公共団体においても掛金を補助することに努めるよう規定されている。）

漁業近代化資金制度の活用により、平成22年度は、新船建造・中古船購入は8件、機関換装14件、その他機器・漁具類設置22件の漁業資本の整備が行われ、収益性の高い漁業への転換が促進されている。

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		169,707	174,367	177,044
節	うち負担金補助及び交付金	19,707	22,139	24,815
	うち委託料	—	306	306
	うち貸付金	150,000	150,000	150,000
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	150,000	150,000	150,029
	一般財源	19,707	24,367	27,015

エ 監査結果

(ア) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか

(イ) 補助金の申請、決定、交付等の手続きは定められた手順によ  
っているか

(ウ) 算定及び交付時期は適切か

(エ) 実績報告は適切かについて監査を実施したが、特に問題点等  
は見受けられなかった。

### (3) アサリ増殖推進事業

#### ア 事業目的

本県瀬戸内海では、平成に入りアサリの漁獲が急速に減少している。

そして、平成18年3月にアサリ資源回復計画を策定し、アサリ資源回復へ取組んでいる。また、全国的にアサリ資源が減少しており、国産アサリ天然種苗の入手が困難になりつつある。

当事業は、アサリ資源を回復するために、アサリ大型人工種苗の量産化試験を実施するとともに、干潟において被覆網管理技術を活用した増殖実証試験を実施する。また、緊急雇用対策により、確保した人員を活用し、種苗生産の量産化・効率化を図り、栽培漁業を促進することを目的とする。

大型種苗量産化試験は、平成21年度から実施している事業であり、増殖実証試験は、平成23年度から実施している事業である。平成23年度は、計画生産数100万個に対し、実績は70万個である。

#### イ 事業内容

区 分	事 業 内 容	事 業 主 体	予 算 措 置
			基金（緊急雇用）
大型種苗量産化 試験（委託事業）	アサリ大型人工種苗の生産 ・100万個（20mm）	委託先 社団法人山口県栽 培漁業公社	10/10
増殖実証試験	干潟での成育状況等の調査 ・瀬戸内海で実施	県	10/10

#### ウ 決算額の内容及び財源内訳

（単位：千円）

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		14,405	—	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	4,436	—	—
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	14,405	—	—
	一般財源			

## エ 監査結果

県は、平成18年3月28日に「山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画」を策定しており、本事業により、放流効果がより高いアサリの大型種苗生産技術が確立され、アサリの資源回復が期待されるところである。

県はアサリ大型種苗の生産試験を実施するため、社団法人山口県栽培漁業公社（なお、社団法人山口県栽培漁業公社は、平成24年4月1日に公益社団法人に移行している。）との間で「平成23年度アサリ増殖推進事業（アサリ大型種苗量産化試験）実施業務委託契約」を平成23年4月1日に契約金額4,905千円で締結している。そして、平成24年3月27日に変更契約を行い、契約額を4,310千円と減額している。実費弁償による減額ということであるが、委託契約上はこのことについて明確に規定されていない。契約書上、そのことを明示する必要があるものと考え。（意見）

## （4）キジハタ種苗生産推進事業

### ア 事業目的

キジハタは、高級魚で定着性が高く漁業者から種苗生産・放流の要望が強いことから、本県の持つ最先端の種苗生産技術を生かし、事業化に必要な施設整備を行い、安定的な種苗放流によって資源を積極的に造成し、漁業者の所得向上を図り、もって担い手の確保・育成に資するものである。

### イ 事業の概要

県は、平成15年から「キジハタの種苗生産や放流技術の確立を目指した」事業を推進しており、当該事業は、キジハタ種苗生産棟の新設、海水濾過装置の増設、ウイルス殺菌装置の設置、配管・電気機械等工事であり、ハード（設備）の整備を行うものである。

### ウ 監査結果

（ア）キジハタの放流効果により、県内で約1.5億円／年の水揚金額の増加が見込まれ、担い手の確保・育成対策の加速化が可能となり、



また、防疫対策に配慮した施設整備を行うことによって、安定的な種苗生産体制が可能となる。

(イ) 当該設備の請負業者は、A社他2社であり、予算金額267,380千円に対し、最終的な契約金額は302,260千円である。

予算を超過した理由は、建築に入り当初予定しなかった湧水が発生したことによるもの並びに当初設計時に機器の設計漏れがあったため、追加工事が必要となったことによる。

		当初契約金額	変更後契約金額
生産棟新築工事	A社	107,100,000	135,708,300
機械設備工事	B社	136,500,000	155,369,550
電気設備工事	C社	11,182,500	11,182,500
合 計		254,782,500	302,260,350 円

生産棟新築工事の変更契約については、止むを得ないものと考えますが、機械設備工事については、当初設計時において慎重な設計業務を行う必要があると考える。(指摘)

## (5) 重要資源回復計画推進総合対策事業

### ア 事業目的

水産資源の減少に伴い資源状況は低水準にあり、このままの状況が続くと漁業の生産が立ちいかになく可能性があることから、適切な資源管理による水産資源の回復が必要となる。

特に、資源状況の悪化している魚種や基幹漁業（経営体数や生産額が多い漁業）については、早急に資源回復への取組みを推進する必要がある。

このようなことを受け、アマダイ等の4魚種及び沿岸底びき漁業などについて資源回復計画を策定し、行政・研究機関、漁業団体及び漁業者が一体となって資源の維持・増大を図り、本県漁業生産量の増大を図ることを目的とする。

具体的には、資源状況の把握、資源回復への取組み（休漁など）の検討・指導、資源回復に資する効果的な取組み（種苗放流など）への

支援を実施して、対象資源の回復を図ることである。

イ 事業概要

区分	事業内容	事業主体	予算措置	
			県	その他
指導・調査	資源回復への取組みの検討・指導	県	1/2	1/2
	資源状況等の調査		—	10/10
取組支援	種苗放流などへの支援	社団法人山口県栽培漁業公社等	1/2	1/2

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		26,928	46,313	24,330
節	うち負担金補助及び交付金	9,723	14,289	12,032
	うち委託料	—	—	600
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金	—	11,435	10,513
	その他	12,197	19,839	—
	一般財源	14,731	15,039	13,817

エ 監査結果

(ア) 本事業により、適切な資源管理の実行等により本県水産資源の造成・回復を促進することにより、漁業生産量（生産額）の増大及び漁業者の漁業所得向上に側面から貢献している。

(イ) 平成23年度の本事業の中で、社団法人山口県栽培漁業公社に対して、下記の補助金の支出がされている。

(単位：千円)

	当 初 予 算		実 績	
	事 業 費	県補助金	事 業 費	県補助金
トラフグ種苗放流	5,400	2,700	5,400	2,700
ヒラメ種苗放流	8,092	4,046	8,092	4,046

アカアマダイ種苗放流	2,000	1,000	1,995	997
------------	-------	-------	-------	-----

社団法人山口県栽培漁業公社は、県の栽培漁業センターの指定管理者となっている。その指定管理業務で育てた種苗（県所有）を社団法人山口県栽培漁業公社が本事業内で購入し、放流又は中間育成した後に放流している。

また、社団法人山口県栽培漁業公社が当事業で購入した種苗の代金は、指定管理事業会計の中で県に帰属することとなっている。

つまり、社団法人山口県栽培漁業公社が指定管理事業で育てた県所有の種苗を、社団法人山口県栽培漁業公社が補助金で購入して、その購入代金は県が受け入れている。

トラフグ、ヒラメ、アカアマダイ種苗放流事業は、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項に基づく事業であり、同法第15条第1項の指定を受けた法人（指定法人：社団法人山口県栽培漁業公社）が事業実施主体となって実施することとされているので、このような資金の流れとなっている。

社団法人山口県栽培漁業公社からの実績報告書の経費金額は、実績金額ではなく、予算金額が入っている。

実績金額で報告することにより、実際のコストを把握することができ、補助金の予算金額を見直す際の重要な情報となると考える。

（意見）

（ウ） 取組支援事業として平成23年度当初予算の中に、小型機船底びき網シャワー設備導入支援事業及びアマダイ漁種転換支援事業があり、当初予算としてそれぞれ補助金が630千円と1,000千円が計上されていた。

しかし、補助金の希望がなく、実績がゼロとなっており、平成24年度からは事業を実施していない。

事前の漁業者の要望などとの調整が望まれる。（意見）

(6) カイガラアマノリ養殖実用化試験事業

ア 事業目的

カイガラアマノリは、通常のノリ（スサビノリ）と異なり、糸状体が入り込んだ貝殻から直接葉体を生じるため、通常のノリのように大量生産が不可能であった。しかし、食味や色調がよく高価であり、また、希少性が高いため、大量生産を行うための効率的な設置方法（敷設密度や方向等）や収穫したカイガラアマノリの簡易加工技術を確立して、瀬戸内海側の沿岸漁業の冬季の所得確保を図るため、養殖実用化試験事業を行うものである。

大量生産技術の開発を漁業者が行うのは難しい上、カイガラアマノリは山口県のみにとどまって分布している希少種であり、本県特産品となりうるものから県が養殖技術の開発に取り組むものである。

なお、人工種板を使用したカイガラアマノリの養殖方法は、当県研究センターの独自の技術であり、平成22年度に特許申請を行っている。

また、培養したカイガラアマノリを使用して、漁業者が生産販売した金額は、平成21年度 630千円、平成22年度 2,500千円、平成23年度 5,000千円である。

イ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		11,465	8,928	—
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	1,000	700	—
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	11,465	8,928	—
	一般財源			

ウ 監査結果

本事業の中において、山口県漁業協同組合との間で「平成23年度

カイガラアマノリ養殖実用化試験事業に係るカイガラアマノリ糸状体培養管理に関する業務」を委託契約している。契約日は平成23年3月28日であり、契約金額は1,000千円である。

契約金額の内容は、電気代、水道代、消耗品がその内訳となっており、山口県漁業協同組合の人件費は含まれていない。人件費については、緊急雇用創出事業により、県が直接、作業員と管理者を雇用し、また、水産研究センターの県職員が指導研修を行うため含めていないとのことである。実際の作業等の業務も県が雇用した作業員等が行い、業務委託先である山口県漁業協同組合の職員は関わっていない。

しかし、実際の業務を山口県漁業協同組合の職員が行わず、県の職員と県の雇用した作業員等が行うのであれば、使用されている委託契約書第1条の業務の内容（平成23年度カイガラアマノリ養殖実用化試験事業に係るカイガラアマノリ糸状体培養管理に関する業務）と実態とは乖離しているものと考えられる。

実態に即した委託契約書の内容にする必要があるものとする。（意見）

## （7）水産動植物種苗生産業務等委託事業

### ア 事業目的

過大な漁獲圧や漁場環境の悪化により、本県の海面漁獲量は平成5年の12.2万トンから平成22年の4.2万トンに減少している。

漁業資源の回復を図るためには、栽培漁業（種苗放流等）によって積極的に資源造成を図る必要がある。

また、沿岸漁場整備開発法第28条には次のように定められている。

「第28条 国及び都道府県は、特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業の実施を漁港漁場整備事業の実施及び水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならない。」

これらを踏まえ、県が水産動植物種苗を生産・販売することにより、良質な種苗を安定的に漁業者に供給することが可能となり、漁業資源回復及び漁家経営の安定に資することが可能となる。

この事業は、県が直接実施してきた放流用及び養殖用種苗生産等の業務を山口県栽培漁業センターの指定管理者である社団法人山口県栽培漁業公社に委託するものである。

#### イ 事業概要

区 分	事 業 内 容	事 業 主 体	予 算 措 置	
			県	その他
種 苗 生 産 等 業 務 委 託	水産動植物種苗生産、栽培 漁業に関する指導、山口県 栽培漁業センターの管理	(社)山口県栽培漁業公社	10/10	—

生産魚種：12魚種（マダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、アカアマダイ、キジハタ、クルマエビ、ガザミ、アワビ、アカガイ、アユ、モクズガニ）

山口県栽培漁業センターに求められる種苗生産対象魚種を一括して種苗生産することができる専門的技術を有する業者は、全国的に見ても社団法人山口県栽培漁業公社しかいないため、社団法人山口県栽培漁業公社を非公募で指定管理者として選定している。

また、人事課作成の「指定管理者制度ガイドライン」に記載の「指定期間は5年を基準とし、施設の性格や設置目的等を勘案して、施設ごとに設定すること」により、平成23年3月28日に5年間の包括協定としている。

#### ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		301,266	289,845	317,164
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	301,266	287,419	308,082
	うち貸付金			

財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	9,082
	その他	139,799	135,878	135,167
	一般財源	161,467	153,967	172,915

## エ 監査結果

(ア) 平成23年度においては計画を上回る種苗を生産・販売（実績131,314千円）し、資源造成に貢献している。また、県魚であるトラフグの資源水準は、高い漁獲圧により低迷しているが、水揚げされたトラフグのうち約3割は放流魚が占めており、放流種苗がトラフグ資源を支えている。

(イ) 社団法人山口県栽培漁業公社からの平成24年4月19日の「種苗生産等業務処理報告書」によると、収入額と支出額が一致しており、支出（費用）項目で金額調整しているものと考えられる。

事業努力で浮いた管理料は事業者のものであるとしても、調整が行われておれば、そもそも指定管理料が高かったのか安かったのかの判断ができなくなる。この点について県として指導を行う必要があるものとする。（意見）

(ウ) 「種苗生産及び栽培漁業センター管理運営等の費用（決算額）の推移（過去10年）」は下表のとおりであり、生産経費を除く人件費などの経費削減がなされている。

表 種苗生産及び栽培漁業センター管理運営等の費用の推移表 （単位：千円）

年 度	総経費	うち生産経費	うち人件費	備 考
平成14年度	408,719	147,473	260,976	管理運営委託
平成15年度	403,135	151,413	251,722	〃
平成16年度	376,577	137,821	238,756	〃
平成17年度	367,149	149,463	217,686	〃
平成18年度	330,358	145,017	185,341	第1期指定管理
平成19年度	337,274	159,186	178,088	〃
平成20年度	321,714	139,734	181,980	〃

平成21年度	308,082	156,716	151,366	〃
平成22年度	287,419	142,469	144,950	〃
平成23年度	301,266	153,662	147,604	第2期指定管理

社団法人山口県栽培漁業公社の種苗生産等事業会計には、この指定管理事業の他、県からの受託事業があるが人件費の計上がなされていない。

また、同じく、栽培漁業推進対策事業会計にも人件費の計上がされておらず、社団法人山口県栽培漁業公社の指定管理事業以外の活動に係る人件費まで、この指定管理料に含まれている。

指定管理事業である種苗生産等業務委託における人件費について、厳密な積算を行った上で契約する必要がある。（意見）

## （8）藻場・干潟保全活動支援事業

### ア 事業目的ほか

山口湾をモデルとした藻場・干潟保全活動の成果を踏まえ、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟の維持・回復を図るため、漁業者が主体となり、地域住民等と協働して行う保全活動を支援するものである。

県下で10活動組織が、県・市町の指導の下、ウニの除去、海藻移植、ナルトビエイ駆除等の保全活動を実施している。藻場については、ウニ除去を中心に取組んでおり、県水産研究センターによるモニタリングの結果、取組地区の多くで回復傾向が見られる。干潟では保全活動の成果により、アサリ資源の回復傾向が見られる。

### イ 事業概要

山口県藻場・干潟保全対策地域協議会に国、県、市町がそれぞれ1/2、1/4、1/4の割合で資金造成を行い、山口県藻場・干潟保全対策地域協議会から藻場・干潟等の保全活動を行う活動組織に対し、活動資金の交付を行っている。



ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		10,504	10,556	10,447
節	うち負担金補助及び交付金	9,904	10,056	10,031
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	2,079	2,132	1,952
	その他			
	一般財源	8,425	8,495	8,495

エ 監査結果

事業及び交付額の妥当性を適正に審査するため、内容について現地確認等を行っているが、補助金交付額の確定において、その記録が記載されていない。 (指摘)

(9) 内水面漁業活性化対策事業

ア 事業目的

県の内水面漁業は、社会的、自然的な環境が変化する中、内水面漁業の重要な資源であるアユ等の漁獲量は低下し、厳しい現状にある。

特に、内水面の重要な漁業資源であるアユの漁獲量は、冷水病の発症や、ブラックバス、カワウ等による食害等により減少傾向にある。

こういう状況を踏まえ、アユ等の重要資源の増大を図るための資源管理、増殖手法や食害対策を講じる必要がある。

具体的には、内水面漁業におけるアユ等の重要魚種の資源の増殖に向けた検討及び増殖普及を行うとともに、漁協が行う食害動物対策等の取組みを支援し、内水面漁業の重要資源の増大を図ることで内水面漁業の活性化を図るものである。

イ 事業概要

区 分	事 業 内 容	事 業 主 体	予 算 措 置	
			県	その他

食害動物対策	漁協が行うブラックバス、カワウ等による内水面漁業の重要資源の食害対策を支援する。	山口県内水面 漁業協同組合 連合会	1/2	1/2
河川環境保全 対策	漁協が行うアユの産卵場造成（機能回復）に関わる取組みを支援する。	山口県内水面 漁業協同組合 連合会	1/2	1/2
アユ放流手法 の調査実証等	内水面漁協が増殖行為として行うアユの人工種苗の放流効果を最大限に高めるため、河川環境に適した放流手法等の調査・実証を行う。	県	10/10	—
アユ資源実態 調査	アユの資源動態（遡上時期、産卵時期、要因等）に関する調査を行い、アユの資源管理手法を検討するための基礎資料とする。	県	—	10/10
アユ冷水病対 策	アユの疾病の中で最も被害の大きい冷水病に係る防疫対策（保菌検査）を講じることにより、アユの漁業被害の軽減を図る。	県	1/2	1/2
アユ人工種苗 の改良	県内河川産を親とする冷水病に強い種苗を生産するための実証試験を行う。	県	10/10	—
錦川における アユ種苗放流 の追跡調査	近年、極端なアユの不良に見舞われている錦川の上流区域の調査を行う。	県	10/10	—

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		19,939	26,547	24,525
節	うち負担金補助及び交付金	3,108	2,280	12,558
	うち委託料	2,100	21,848	9,946
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	177	199	9,478
	その他	11,518	21,848	8,917
	一般財源	8,244	4,500	6,130

エ 監査結果

(ア) 県は、県内河川産のアユを親とする冷水病に強く、遺伝的多様性に配慮した種苗を生産するための実証試験を行っている。

(イ) 社団法人山口県栽培漁業公社との間で「アユ人工種苗生産試験に関する業務」について、委託契約を交わしている。

この契約において、「アユの種苗生産実績があり、種苗生産試験が実施できるのは県内に当該法人1社」しかないので随意契約を行っており、当該法人から見積書の徴取を行っている。しかし、この見積書の妥当性を検討した記録が残されていないので文書として残す必要があるものとする。（意見）

(ウ) 樫野川漁業協同組合との間で「アユ人工種苗中間育成業務」について、委託契約を交わしている。契約金額は 1,100千円である。

この契約書の仕様書には「2 成果報告書(1) 上記の生産結果をとりまとめた報告書を作成する。」と記載されているが、樫野川漁業協同組合は報告書を作成していない。実地検査を行ったため作成を省略したとのことであるが、「実地検査をしたことによって成果報告書の作成を省略できる。」との記載はないので、契約書どおり成果報告書の作成を求める必要があるものとする。（指摘）

(10) 漁業経営体育成推進事業

ア 事業目的

担い手の減少、高齢化が著しい現状を踏まえ、経営面で一定の収入安定効果が見込まれる制度を活用しながら、個人経営から共同経営、法人化等の持続可能な経営体への移行の支援を行い、所得確保対策と人材確保の経営強化策を一体的に進め、持続的な生産体制の確立を図ることを目的とする。

また、山口県漁業協同組合も、平成23年4月からの第2次中期経営計画において、「収益性の高い漁業経営への転換を図ってもらうため、共同経営化等による経費節減・漁獲安定に向けた指導を行政と一体となって進める。」こととしているので、山口県漁業協同組合と一体となって支援を行う。

本事業を行うことにより、漁業者が実施する新たな経営形態の転換について、山口県漁業協同組合内で組織する専門チームが指導・支援を実施する体制を整備することで、漁業者の経営基盤強化に向けた素地が作られる。

イ 事業概要

区 分	事 業 内 容	事 業 主 体	予 算 措 置	
			県	その他
機器・施設整備支援 (ハード対策)	加工や販売など経営多角化の取組みに必要な機械・施設の導入 ○機械・施設等導入	山口県漁業協同組合	1/2	1/2
指導活動支援 (ソフト対策)	共同経営化に必要な経営、経理知識、漁業技術導入等の指導 ○共同経営指導専門チームの設置	山口県漁業協同組合	1/2	1/2

ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額	23,030	—	—

節	うち負担金補助及び交付金	23,030	—	—
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	23,030	—	—

## エ 監査結果

(ア) 山口県漁業協同組合の統括支店10支店について、各取組事例の事業費の見積により、平均事業費として1支店につき500万円という積算となっているが、平成23年度開始の新規事業とはいえ、予算積算過程でもう少し精緻化した積上げをする必要があるものとする。（意見）

(イ) 共同経営化・法人化に取り組む漁業者グループが漁業経営の改善や共同事業による経営管理を図るため、補助対象経費として、パソコンやプリンター、FAXを含めている。補助金の交付事業目的の効率的かつ効果的な実施を図るため、補助対象経費の範囲について検討が必要とする。（意見）

なお、平成24年度においては、家電量販店等で購入可能な備品については補助対象に含めないよう変更を行っている。

## (11) ニューフィッシャー確保育成推進事業

### ア 事業目的

漁業は、県民に食料を安定供給する重要な産業であるが、本県では、全国平均を上回るペースで漁業者の減少・高齢化が進行しており、将来の担い手を確保することが喫緊の課題となっている。

このため、県漁業就業者確保育成センター、漁協、市町及び県が一体となって、県民の漁業に対する理解と関心を高めるとともに、研修及び就業までの一貫した支援体制を整備し、漁業就業者の確保、定着を促進することにより漁村地域の活性化を図ることを目的とする。事

業としては、国の事業を組み合わせ、U J I ターン者、漁家指定希望者、乗組員希望者を対象とした最大2年間の研修を実施し、就業希望者の適正にあった漁業への就業を図るものである。

具体的には、漁業就業者確保育成事業、漁業就業推進コーディネータの設置、新規就業者定着支援事業、新規漁業就業者生産基盤整備事業、漁船乗組員雇用促進事業、漁業担い手確保促進事業である。

#### イ 事業効果

本事業により、研修支援体制の確立、就業スタイルの多様化が図られ、漁業就業希望者は年々増加傾向にある。平成21年度からは漁業就業支援フェアを開催するとともに、国の直接補助事業を活用しながら、漁業就業者の確保に努めてきており、これらにより、平成23年度は過去最高となる45名が就業するなど事業効果が現れている。

#### ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		99,251	89,769	36,741
節	うち負担金補助及び交付金	27,016	27,705	26,692
	うち委託料	71,797	61,690	9,307
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	5,000
	その他	69,489	61,690	9,307
	一般財源	29,762	28,079	22,434

#### エ 監査結果

(ア) 漁業就業者確保育成の補助金事業においては、事業実施主体が当初支出を予定している項目でも決算額がゼロとなっているものや、支出の予定の無かったもので決算額は金額が計上されているものなどがあつた。

また、予算と実績の差異が数百万円乖離する項目もあり、予算の策定を厳密に行う必要があるものとする。(指摘)

さらに、このような予算と実績についての大きな差異項目について

て、審査時にどのような判断を行ったかの経過を文書化する必要があるものとする。（意見）

(イ) 新規就業者定着支援の補助金事業においては、事業実施主体が多数あるため、事業実施の確認は各水産事務所（振興局）が行っているが、補助金の額の確定時においても、事業実施の確認状況の記録が必要であるとする。（意見）

## (12) 離島漁業再生支援交付金事業

### ア 事業目的

離島は本土と離れていることによって、漁業生産、販売面において不利な条件に置かれており、漁業者の減少や高齢化が進んでいる。この結果、地域活力が低下し、漁業生産だけでなく離島周辺の管理機能も低下している。

こうした厳しい状況にある離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上を図りながら、地域の特色を活かして新たな取組みを行っていく必要がある。この制度を活用し、離島漁業者の新たな取組みを支援することにより、離島漁業の再生を図り、離島の多面的機能を維持することを目的とする。

### イ 事業概要

区 分	事 業 内 容	事業主体	予 算 措 置	
			国	県
離島漁業活性化支援	○生産力向上の取組み（種苗放流、海岸清掃等）の支援 ○創意工夫による集落活性化の取組み (未利用資源活用等)の支援	萩市 下関市 柳井市 岩国市	1/2 (1/3)	1/4 (1/3)

負担割合：一般離島（国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4）

特認離島（国 1 / 3 県 1 / 3 市 1 / 3）

## ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		54,739	39,242	43,927
節	うち負担金補助及び交付金	37,570	37,672	43,927
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	23,460	23,528	—
	その他	26,614	1,570	27,063
	一般財源	4,665	14,144	16,864

## エ 監査結果

県としては交付金を市へ支給した後、四半期ごとに提出される進行状況報告書により状況を確認し、実績報告書の書面審査は行っている。

集落への直接的な交付は市を通して行われる。この事業費には県からの交付金も含まれており、県としてもこの離島漁業再生支援事業が立案された計画どおりに実施されているかを検証する必要があるものとする。（意見）



## 1 1 漁港漁場整備課

### (1) 竹材魚礁等設置事業

#### ア 事業目的

国際的な金融経済危機のあおりを受け、国内景気の低迷、雇用情勢が悪化する中、国は「緊急雇用創出事業臨時交付金」を各都道府県に交付して、各地方公共団体がこの交付金により基金を造成し、この基金を活用することにより離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出・提供することを目的とする。

県においても、緊急雇用創出事業として平成21年度から伐採竹を活用した漁礁設置に着手している。

事業実施では、瀬戸内海側においては、干潟生物の育成を図るための「逆さ竹材魚礁」を設置し、日本海側においては、沿岸での水産資源の維持及び増大を図るための「竹材組立魚礁」を設置するものである。

#### イ 事業概要

項 目	内 容
逆さ竹材魚礁	・ 幼稚仔魚や干潟生物にとって他魚種からの食害軽減、稚ナマコの生育場所、干潟の温度上昇防止効果、付着生物による餌場等の効果がある「逆さ竹材魚礁」を平生町田名地区、宇部市東岐波地区に設置
竹材組立魚礁	・ 魚類にとっての餌となる生物（フナクイムシ等）の着生により、水産資源の増大や幼稚仔魚の生育場所としての「竹材組立魚礁」を下関市二見、安岡地先海面に設置

#### ウ 決算額の内容及び財源内訳 (単位：千円)

年 度		平成23年度	平成22年度	平成21年度
決 算 額		10,916	10,674	8,025
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料	10,916	10,674	8,025
	うち貸付金			

財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	10,916	10,674	8,025
	一般財源			

エ 監査結果

契約に至る状況や契約で定めている業務実施計画書、業務完了通知書、求人票の写し等について監査を実施したが、特に問題点等は見受けられなかった。